



逗子市総合計画

基本構想 2015-2038

実施計画 2015-2022

逗子市

目 次 ※2020年（令和2年）3月変更

序文.....	3
第1編 総論	
第1節 総合計画策定の趣旨.....	7
第2節 総合計画の計画期間と構成.....	8
第3節 総合計画の特徴.....	10
第2編 基本構想	
第1章 逗子市の将来像	
第1節 基本構想策定の目的.....	13
第2節 いつまでも変わることのない理想像.....	13
第3節 将来像.....	14
第4節 将来人口.....	15
第5節 土地利用にあたっての基本方針.....	17
第2章 わたしたちはこんなまちにしていきたい	
＜5本の柱と取り組みの方向＞.....	19
第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち.....	21
第2節 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまち.....	24
第3節 自然と人間を共に大切にするまち.....	27
第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち.....	29
第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち.....	32
第3章 池子の森全面返還をめざして.....	35
第4章 計画の実現に向けて.....	37

※ 本文中に「*」を付している語句については、巻末に用語解説を設けて、50音順に説明しています。
「*」は、概ね章ごとに初めて出た部分に付しています。

第3編 実施計画

第1章 実施計画の基本方針

第1節 実施計画策定の目的	43
第2節 実施計画の計画期間及び内容	43
第3節 実施計画の見直し	43

第2章 計画の基礎条件

第1節 人口	47
第2節 土地利用方針	52

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

<第3章の見方>	59
第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち	61
第2節 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまち	89
第3節 自然と人間を共に大切にするまち	113
第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち	137
第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち	165

第4章 池子の森全面返還をめざして.....183

第5章 計画の推進にあたって

第1節 計画の推進にあたって	189
第2節 進行管理	193
第3節 財政収支見通し	194

第4編 資料

1 逗子市総合計画の策定経過	203
1-1 逗子市総合計画の変更経過	205-1
2 逗子市総合計画の策定指針	206
3 逗子市総合計画審議会の審議経過	216
4 逗子市総合計画審議会への諮問と答申	218
5 逗子市総合計画審議会条例	226
6 逗子市総合計画審議会委員名簿	229
7 逗子市総合計画策定条例	230
8 逗子市総合計画の策定にかかる市民参加のプロセス	232
9 用語解説	235
10 リーディング事業とSDGs17の目標対応表	255

序 文

逗子市では、平成19年12月に、約30年間のまちづくりに関する基本的な計画「逗子市まちづくり基本計画」*を策定しました。この計画では、「30年後」に焦点を当て、めざすべきビジョンをうたい、これを踏まえたテーマごとの目標と方針を提示しています。

このめざすべきビジョンは、いわばわたしたちにとっての逗子まちづくりの憲法であることから、原文のままここに示し、尊重していきます。

逗子市まちづくり基本計画（平成19年12月）より

I 逗子のビジョン

1. 自然の恵みと享受

2036年、逗子の、米軍家族住宅が撤去された後の池子の森を含め、連綿と続く緑の海は荘厳な感動をもたらす。逗子市民は、2007年に市民参加により策定した、二度と逗子の山の緑と稜線は汚さないと強い意志を込めた「まちづくり基本計画」の真髄を律儀に守り続け、山々を歩けば、十全に手入れされた里山、美しい杉や檜の商業樹林、さらには潜在自然植生に根差した深遠な「いのちの森」*として鮮やかに蘇った光景に接する。そしてなにより、山の稜線から川を辿って海に至る散策路が張り巡らされ、歩く文化が脈々と息づいている。その成果の大半は、行政と市民の自発的な奉仕活動による協同作業に預かっている。

2. <いにしえ>への郷愁と血の通ったふれあい社会の創造

逗子は、互いに知り合える地域を全市にくまなく造り出す努力を重ねる。そこには逗子・桜山（櫻山）・沼間・池子・山の根（山野根）・久木（久野谷・柏原）・小坪・新宿（新宿原）、この遙か<いにしえ>から連綿と受け継がれ、常に自然と深く関わった地名に内在する共同体のぬくもり、人と人とのふれあい、人と自然との連なりを手放すまいとする市民の意思が込められている。

この市民の血の通ったふれあいの精神によって、逗子のまちではどこでも日常のさりげない挨拶が交わされる。

その根底にある生きざまは、歩くことに象徴される人間本来の精神と他人あるいは自然への思いやりを取り戻す試みであり、逗子市民はこれを「ふれあい活動圏」*をよすがとしたコミュニティに活かし、強固な交わりとして浸透させる。

3. 自然の摂理(せつり)をなくしつつある地球への自戒

逗子市民は、地球が自然の摂理をなくしつつあるものと捉え、自然と共生する限りない努力を始める。

その第一は、過度な車依存からの脱却であり、第二は、視界をふさがない低層の、自然と融合した品位と統一感のあるまちへの絶えざる努力である。エネルギーと廃棄物についても同じ自然との共生という思想に立って、循環型社会の実践を続け、不便をいとわず、慎ましく人と人、人と自然のぬくもりあるコミュニティを希求する。

4. 逗子市民が発するメッセージ

逗子市民は、崇高なメッセージを首都圏の人々から日本中に、ひいては世界に向かって発する。それは、開発の名による破壊をあくまで拒み、守りつづけた自然、品位と統一感のある低層のまち並み、それを育む自律した市民によるコミュニティの姿である。

- (注)・このビジョンは、2007年(平成19年)12月に策定された「逗子市まちづくり基本計画」において、「30年後のわたしたち」の視点で描かれており、2036年にめざすべき理想が実現した状態を表現しています。
- ・総合計画の目標年次は、2038年度(平成50年度)ですが、上記の1.にある「2036年」は原文をそのまま掲載しています。

第 1 編 総論

第1節 総合計画策定の趣旨

逗子市では、都市宣言である「青い海と みどり豊かな 平和都市」といういつまでも変わることのない理想像に基づき、1997年（平成9年）に「豊かさを実感する調和あるまち」という都市像を定め、2015年（平成27年）を目標とする基本構想のもと、基本計画及び実施計画の三層で構成した総合計画の推進を図ってきました。

また、2002年（平成14年）に、市民参画によるまちづくりの推進に関する必要な事項並びに適正な土地利用に関する手続及び基準を定めた「逗子市まちづくり条例」を施行し、この条例に基づき、2007年（平成19年）12月に「逗子市まちづくり基本計画」*を策定しました。

このような中、現在の総合計画が2014年度（平成26年度）をもって計画期間を終了することから、「逗子市まちづくり基本計画」を一体化した新たな総合計画を策定します。この計画において、逗子市の将来像を描き、あわせて、これからの新しい時代に対応する総合的・計画的な行政運営の指針を示し、市民との協働によるまちづくりの推進を図っていきます。

第2節 総合計画の計画期間と構成

逗子市の将来像とその実現のための基本方針を明らかにするとともに、今後の急速な社会環境の変化の中で、その変化に適切に対応し、実効性のある計画にするために、総合計画の計画期間及び構成を次のとおりとします。

1 総合計画の計画期間

1997年（平成9年）2月に策定した現在の総合計画は、2015年（平成27年）を目標年次とし、まちづくりを進めてきました。

「逗子市まちづくり条例」に基づき、2007年（平成19年）12月に市議会による議決を経て策定したまちづくり基本計画は、30年後に焦点を当てた計画となっています。

以上のことを考慮し、まちづくり基本計画との一体化を踏まえ、計画期間を2015年度（平成27年度）から2038年度（平成50年度）までの24年間とします。

2 総合計画の構成

計画期間を24年間としたうえで、成果が評価でき、実行性が確保される計画とするためには、将来像とその実現に必要な政策・施策は具体的かつ体系的にわかりやすく整理する必要があります。そのため、これまでの総合計画の「基本構想、基本計画、実施計画」という三層構造を、「基本構想、実施計画」の二層構造とします。

(1) 基本構想

基本構想においては、都市宣言「青い海とみどり豊かな平和都市」という、いつまでも変わることのない理想像に着実に近づけるため、まちづくり基本計画との一体化を踏まえて設定した将来像と分野ごとのめざすべきまちの姿、その実現のための取り組みの方向を示します。

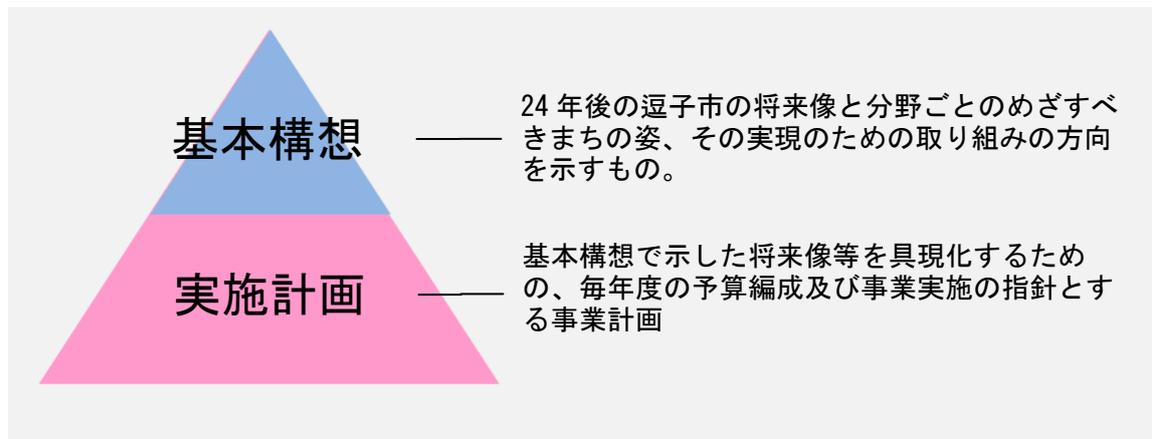
また、基本構想が24年間という長期にわたる計画となるため、必要に応じて、8年ごとに見直すこととします。

(2) 実施計画

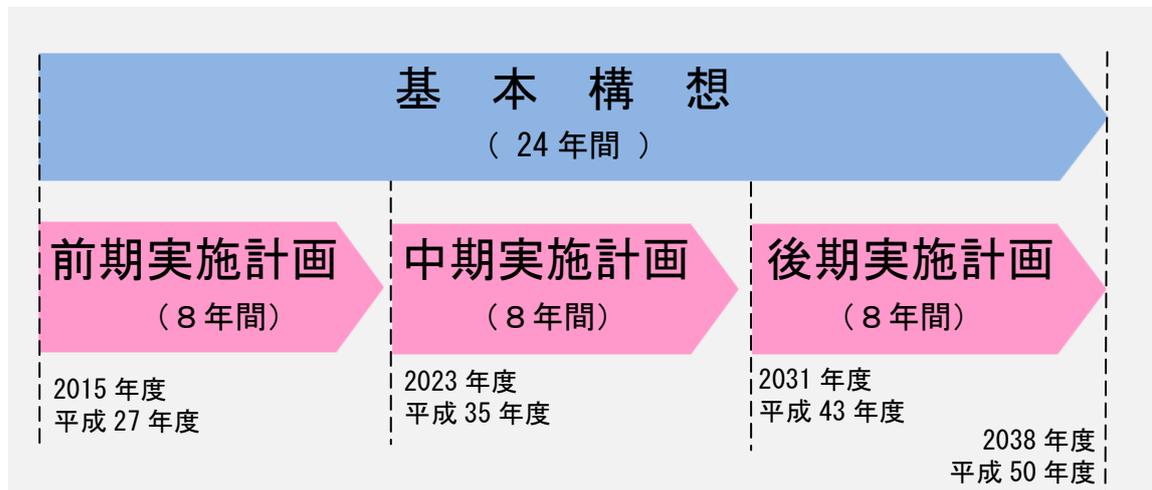
実施計画は、基本構想で示した将来像やめざすべきまちの姿、取り組みの方向を具現化するため、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画を示すものであり、計画期間は8年とします。

なお、目標達成状況を明確にするため、毎年度ごとの見直し（ローリング）は行いません。ただし、情勢の変化に対応するため、必要に応じて4年後に見直しを行います。

●総合計画の構成のイメージ図



●総合計画の期間のイメージ図



第3節 総合計画の特徴

1 まちづくり基本計画との一体化

まちづくり基本計画の計画的な推進を図ることができるよう、まちづくり基本計画と総合計画を一体化します。また、まちづくり基本計画は、都市計画法に基づく都市計画マスタープラン*を包含することから、まちづくり基本計画と一体化した総合計画は、都市計画マスタープランを包含するものと位置づけます。

2 市民と市との協働による計画づくり

多くの市民が参加・参画し、より多くの市民の意見が生かされるような、市民と市との協働による計画づくりを行います。

3 地域の特性を生かした計画づくり

返子市らしさを生かし、地域の特性を踏まえた、誰もが住み続けたい魅力あるまちをめざした計画づくりを行います。

4 目標が明確で、成果が評価できる計画づくり

総合計画が何をめざし、どれだけ達成するという目標を明確にし、成果がわかるとともに、評価が適切にできる計画づくりを行います。

5 実行性を確保した計画づくり

計画の実現を図るため、経営的視点に立った計画づくりを行うとともに、各個別計画*において市民参加のもと約20年間のビジョンを先に策定し、それをもとに基本構想を策定することにより、個別計画とのつながりや関連性を意識し、予算、人事等の資源配分との整合を十分に図り、実行性が担保できる計画づくりを行います。

6 施策の横断的なつながりを意識した計画づくり

施策の関連性や施策横断的な取り組みなど、総合計画においては、特に横のつながりを強く意識した計画づくりを行います。

第 2 編 基本構想

2015-2038

第1章 逗子市の将来像

第1節 基本構想策定の目的

この基本構想は、これからの新しい時代に対応する総合的・計画的な行政運営の指針を示し、市民との協働によるまちづくりの推進を図るものです。

第2節 いつまでも変わることのない理想像

逗子市では、昭和49年4月15日市制施行20周年にあたり、自然を愛し明るく平和なまちづくりを行うことを期して、「逗子市都市宣言」を行いました。

(昭和49年4月15日逗子市告示第15号)

逗子市都市宣言を次のように定める。

青い海と みどり豊かな 平和都市

私たち逗子市民は、青い海と、みどり豊かな自然を愛し、輝く太陽のもと、明るい、平和なまちづくりにまい進することを宣言します。

この「青い海と みどり豊かな 平和都市」こそ、逗子市にとっていつまでも変わることのない理想像です。

第3節 将来像

都市宣言「青い海と みどり豊かな 平和都市」といういつまでも変わることのないこの理想像に着実に近づくために、まちづくり基本計画*との一体化を踏まえ24年後の逗子市の将来像を次のとおり設定します。

将来像

**自然に生かされ、自然を生かすまち
コミュニティに支えられ、コミュニティを支えるまち**

この将来像が具現化されたまちの有り様を表したものが、序文で描かれた逗子のビジョンとなります。

1 自然に生かされ、自然を生かすまち

～ 自然を大切にすまちでありたい

- ・ 自然を楽しむだけでなく、自然を知り、学ぶことのできるまち
- ・ 資源を大事にし、循環利用できるまち
- ・ 自然を壊すのではなく、活かすまち
- ・ 建物と緑が渾然一体となったまち並み、海・山・川の生気に満ちたまち

2 コミュニティに支えられ、コミュニティを支えるまち

～ 人間を大切にすまちでありたい

- ・ 生きることを重んじ、互いに力を合わせ助け合うまち
- ・ 市民が尊重し合い、市民が自治によって自らつくるまち
- ・ 歩くことが楽しい、ふれあいのまち

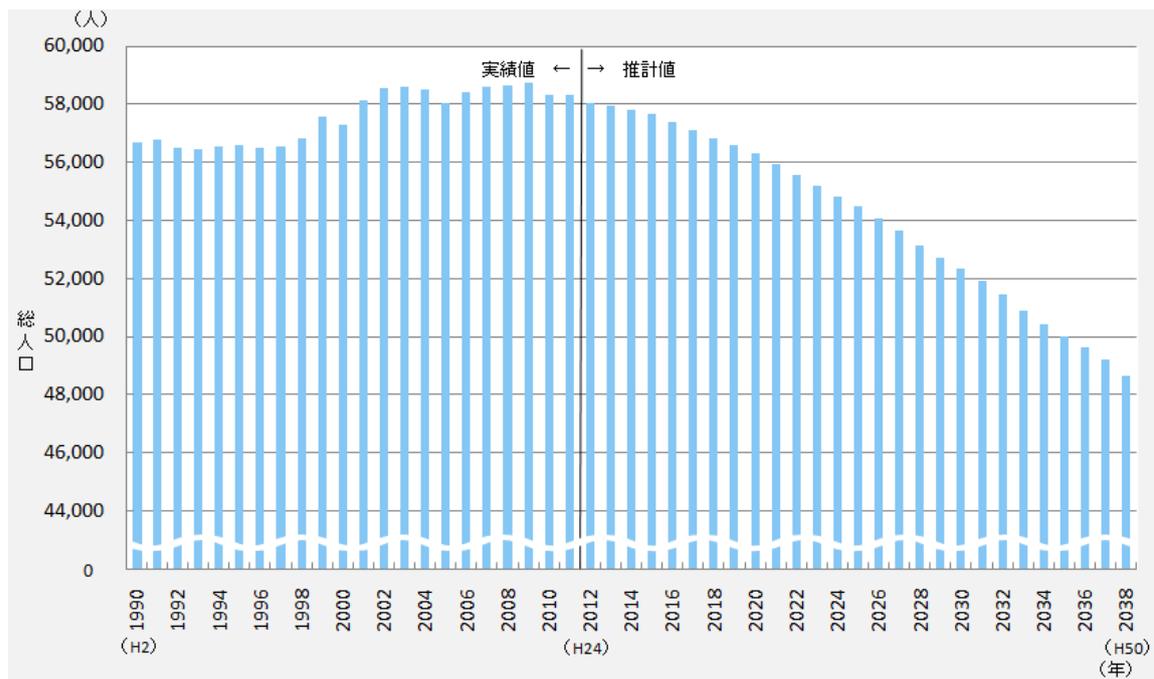
第4節 将来人口

逗子市では、昭和40年代の宅地開発により人口が急増しましたが、昭和50年代以降開発の規模及び件数が減少したことに伴って人口の増加が止まりました。2001年（平成13年）以降は、58,000人台の数値で推移しています。すでに日本全体では、2008年（平成20年）頃から人口減少に転じており、今後は、逗子市においても減少傾向になっていくものと予想されます。

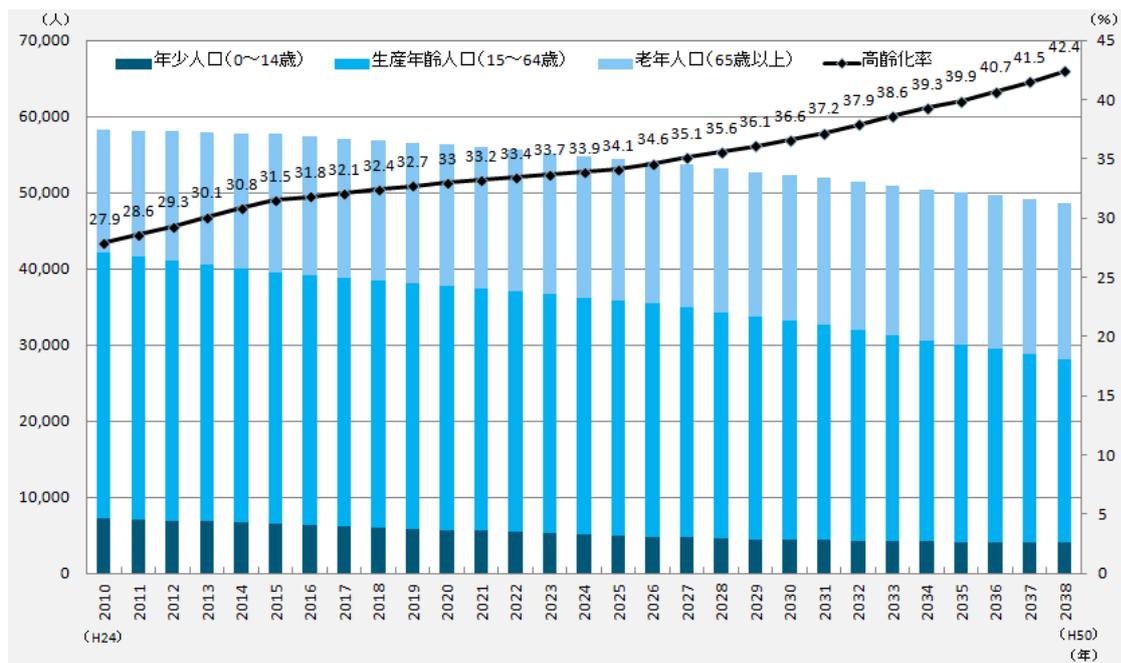
これからの逗子市の将来人口を推計すると、人口は年々減少を続け、この基本構想の最終年度である2038年度（平成50年度）には、総人口は49,000人を下回ることが予想されます。

また、高齢化率については、老年人口の増加に伴い、2038年度（平成50年度）には40%を超えることが推計されます。

● 逗子市の将来の人口（推計）

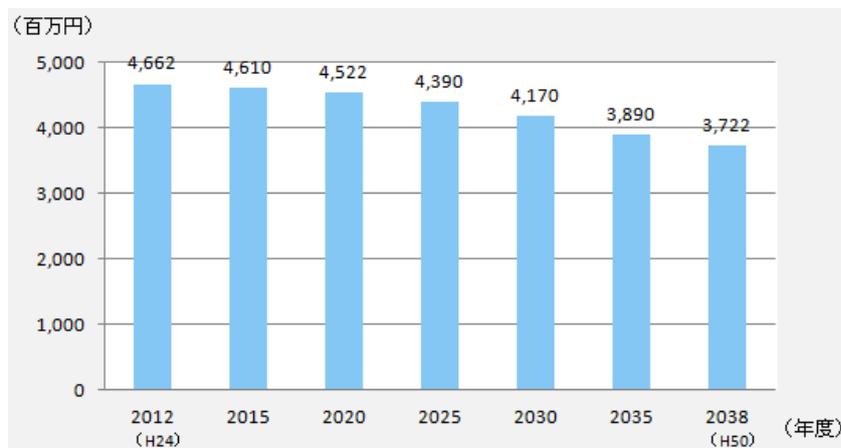


● 逗子市の将来の年齢構成と高齢化率（推計）



※2010年（平成22年）は実績値

● 逗子市の将来の個人市民税収入の見込み



※ 本推計は、個人市民税の制度が現行のまま変わらないとしたうえで、平成23年度(2011年度)課税状況調のデータから年齢層別の一人当たり課税額を算出し、人口推計結果をもとに推計した年齢別の納税義務者数に一人当たり課税額を乗じ積算したものの。

将来人口に基づき、逗子市の歳入の約4分の1を占めている個人市民税収入を推計すると、生産年齢人口の減少に伴い、年々減少することが見込まれます。

しかし、今後のまちづくりを進めて行くうえで、人口構成を考慮しつつ、一定の人口を維持していくことが、まちのにぎわいや活性化、行政サービス水準の維持には必要不可欠です。このことから、今後は様々な分野において、これまで以上に魅力あるまちづくりを展開することにより、子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入増加を図り、できる限り現状の人口の維持に努めます。

第5節 土地利用にあたっての基本方針

※2020年（令和2年）3月変更

逗子市が、自然環境の豊かな住宅都市として発展してきたという基本的な性格、枠組みは変わりようのないものであることから、土地利用にあたっての基本方針を次のとおりとします。

市街化区域*及び市街化調整区域*の基本的な枠組みは変更しないものとし、限られた資源である土地の有効活用に努めます。

また、市民は土地について私権の一定の制限を受容し、事業者は開発手続きを厳格に守ることで、市民全体の公共の福祉の実現を図りながら、豊かな自然環境と社会環境とが調和する都市づくりをめざします。

特に、市街地における緑を保全・創出し、魅力ある住宅環境の質を高めつつ、子育て世代も居住しやすい都市環境をつくります。

さらに、誰もが安全で安心して暮らせるよう、防災及び減災の推進に努めます。

第2章 わたしたちはこんなまちにしてい

〈 5本の柱と取り組みの方向 〉

いつまでも変わることのない理想像と将来像の実現に向け、「5本の柱」とそれぞれを分類した「取り組みの方向」を定めます。

いつまでも変わることのない理想像	
青い海と みどり豊かな 平和都市	
将来像	
自然に生かされ、自然を生かすまち コミュニティに支えられ、コミュニティを支えるまち	
5本の柱	取り組みの方向
第1節 共に生き、心豊かに 暮らせるふれあいのまち	<ol style="list-style-type: none"> 1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち 2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち 4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち 5 誰もが心豊かに子育てできるまち
第2節 共に学び、共に育つ 「共育(きょういく)」の まち	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもも大人も輝く生涯学習のまち 2 文化を新たに創造するまち 3 スポーツを楽しむまち 4 学校教育の充実したまち 5 子どもも大人も共につながり成長していくまち
第3節 自然と人間を共に 大切にするまち	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然を大切にするまち 2 廃棄物による環境負荷の少ないまち 3 温室効果ガス排出の少ないまち 4 暮らしと景観に配慮したまち
第4節 安全で安心な、 快適な暮らしを支えるまち	<ol style="list-style-type: none"> 1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち 2 災害に強く、犯罪のない安全なまち 3 歩行者と自転車を優先するまち 4 都市機能の整った快適なまち 5 地域資源を生かした個性豊かにぎわいのあるまち
第5節 新しい地域の姿を示す 市民主権のまち	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民自治のまち 2 誰もが尊重され、自由で平等なまち 3 情報化で、よりよく暮らせるまち 4 世界とつながり、平和に貢献するまち

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち

◆ めざすべきまちの姿

人と人との支え合いが、人と暮らしを元気に豊かにし、安心・安全なふれあい社会をつくりだします。ふれあいの基本は、人への優しい心と思いやりです。

わたしたちは、共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちの実現をめざします。

逗子に生まれ、育ち、暮らしていく人生のステージにおいて、すべての人が優しさと思いやりの心を育み、次の世代へとつないでいきます。

◆ 取り組みの方向

- 1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち
- 2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち
- 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち
- 4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち
- 5 誰もが心豊かに子育てできるまち

1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち

すべての人々が、住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、地域での温かいふれあいの中で、多様な人材がつながり、互いに見守り支え合う顔の見えるまちとなることが求められます。また、地域の様々な課題を解決するためには、公・共・私が役割を分担し、互いに連携し、協力し合うことが大切であり、大きな力となります。

地域におけるあらゆる主体のサービスや諸活動のネットワーク化、総合化を進め、公・共・私のパートナーシップの構築により、「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまちの実現をめざします。

2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち

歳を重ねても健康でいたいという思いはみんなの願いです。人生のうちで健康でいる期間が長ければ長いほど質の高い生活が送れます。

そのためには、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚を持ち、自身の健康状態を的確に把握するとともに、家族みんなや仲間と楽しみながら健康づくりを続けることが重要です。

市民誰もが生涯を通じて活動的に生活できるように、市民が主体の健康づくり活動や地域で進める健康づくりを推進していきます。

また、健やかで安心して暮らしていくために、医療・保健・福祉の各分野の関係機関・団体との連携を強化し、誰もが身近なところで適切な医療を受けられるような地域医療体制が充実したまちをめざします。

3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち

高齢化の急速な進展や、地域社会・家族関係が大きく変容していく中であって、高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けることができ、人生を豊かに過ごすことができるような地域社会の構築を進めていかなければなりません。

年齢を重ねてもできる限り要支援・要介護状態とならないための予防の取り組みや、介護サービスの基盤整備を進めていくとともに、多様な生活ニーズや地域課題の把握に努め、介護、医療、行政、地域などが連携したネットワークを構築し、いつまでも心豊かに、自分らしく暮らしていけるような環境づくりを進めていきます。

4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち

これまでわたしたちが築いてきたノーマライゼーション*とリハビリテーション*の理念を継承し、障がいのある人もない人も、誰もが分け隔てられることなく、「地域で自分らしく生きるため」「安心して納得できる生き方を求めて」、それを実現していくことができるまちづくりを進めます。

障がいのある人を取り巻く環境は、複雑化、多様化しています。誰もが生まれてからずっと安心して暮らし続けられるよう、ライフステージ*に応じた一貫した支援体制を充実するとともに、災害等緊急時の備え、バリアのない環境づくりを進める必要があります。

また、道路や施設等の整備だけでなく、こころのバリアフリー*も実現し、障がいのある人ない人、団体、地域などあらゆる主体が支え合えるようなまちづくりを進めます。

5 誰もが心豊かに子育てできるまち

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住みなれた地域で安心して子どもを生み育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。

さらに、家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に育むまちづくりをめざします。

第2節 共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」*のまち

◆ めざすべきまちの姿

世代間交流を通じて、共に学び合い、共に育つ「共育」理念のもと、市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学び、文化を育み、スポーツに親しみ、その成果を様々な形で生かすことのできる、市民が主役を演じる「共育のまち返子」をめざします。

◆ 取り組みの方向

- 1 子どもも大人も輝く生涯学習のまち
- 2 文化を新たに創造するまち
- 3 スポーツを楽しむまち
- 4 学校教育の充実したまち
- 5 子どもも大人も共につながり成長していくまち

1 子どもも大人も輝く生涯学習*のまち

市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学びを楽しむことができるよう、一人ひとりの力と行動で、教え合い学び合いを形にしていきます。

そして、学ぶ楽しみ教える喜びで地域の一人ひとりがいきいきと輝いているまち、互いの生き方を尊重し育み合えるまち、学習活動の域を越えて学んだ成果を様々な形で生かすことで元気な地域づくりへとつながっていくまち、生涯学習活動のまち返子をめざします。

2 文化を新たに創造するまち

文化芸術は、生活に潤いや刺激を与え、共感や連帯を生み、人の心を豊かにします。さらに、新たな付加価値を生み出すなど、地域社会にとっても多様な可能性を秘めています。

わたしたちは、逗子の伝統文化を継承するとともに、潜在的な文化資源を掘り起こして、地域の文化を市民の手で拓き、互いを高め合い、育むことで、「まちが文化を活かし、文化がまちを活かす」地盤をつくります。そして、逗子の多彩な文化資源と恵まれた自然環境を背景に生まれる、個性的で創造的な文化芸術の力で、文化と自然がつむぐ活力あるまち（地域社会）の発展をめざします。

3 スポーツを楽しむまち

わたしたちは、スポーツ都市宣言*の理念に基づき、市民一人ひとりがスポーツに親しみ健康な心とからだをつくる「健康づくり」、みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり明るい生活を営むことができる「場づくり」、スポーツを通じていきいきとした地域連携の輪をひろげる「交流づくり」、スポーツを通じて活力に満ちたまちづくりを推進する「基盤づくり」を進めます。

一人でも多くの市民が、スポーツに親しみ、互いに高め合うことで、健康で豊かな生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、誰もが気軽にスポーツ、健康づくりができるまちをめざします。

4 学校教育の充実したまち

人は自然と社会の中で生涯学び続けていくことが必要です。その入り口の一つとして学校教育は大きな役割を果たすものです。今日、価値観の多様化や高度な情報化社会の中であって、子どもたちが身につけなければならない力は多岐にわたっています。これまで受け継がれてきた知識や文化・伝統などを踏まえ、地域社会や家庭と連携し人間性溢れる教育、限りある命を生きていることの素晴らしさを感じることができる教育を行っていくこと、そしてこれからの国際社会の一員として生きていく力を養うことが必要です。

いつの時代にも変わってはならない本質の部分を土台に、その時々々の教育的課題に臨機応変に対応して、「豊かな人間性」・「確かな学力」・「健康な心身」を目標として『自ら考え、心豊かに、たくましく生きる逗子の子ども』の育成を図ります。

5 子どもも大人も共につながり成長していくまち

わたしたちは、将来像の中で「人間を大切にすまちでありたい」とうたっています。この理念の実現のためには、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、まちづくりに積極的に関わる「ひとづくり」がその第一歩となります。

社会教育*の充実をめざして、過去から附託された人類共通の財産である文化財を適切に保存し、未来に引き継いでいくとともに、現代的課題や地域課題について、共に学び、個を高め合う機会を広く市民に提供し、学校、地域、家庭のつながりを強化していくことで、地域社会、さらには世界に貢献できる「ひとづくり」に市民と共に取り組んでいきます。

わたしたちは、子どもも大人も共につながり成長していくまちの実現をめざします。

第3節 自然と人間を共に大切にすまち

◆ めざすべきまちの姿

逗子を取り巻く自然は、海や、市街地の三方を囲む丘陵のみどりなどが良好な状態に残されています。この豊かな自然は、市民の暮らしに潤いを与えてくれます。

わたしたちは、これからも、常に自然を守り、育み、地球に優しい持続可能な潤いのあるまちをつくり、自然と人間を共に大切にすまちの実現をめざして、この恵み豊かな環境を、次の世代へとつないでいきます。

◆ 取り組みの方向

- 1 自然を大切にすまち
- 2 廃棄物による環境負荷の少ないまち
- 3 温室効果ガス排出の少ないまち
- 4 暮らしと景観に配慮したまち

1 自然を大切にすまち

首都圏に残された貴重な財産である自然を保全し、次世代に引き継ぐことは、健康で快適な生活環境を確保していくうえで重要・不可欠であり、わたしたちの責務です。

また、市街地においても、逗子の地域特性を最大限に発揮できるよう、潤いや安らぎのある環境を創造するとともに、緑地*の保全や住宅地の緑化を進めていきます。

わたしたちは、逗子の山、川、海、そしてまちなかの名所を回廊としてつなぎ、市民が様々な生き物等と接する中で、学び、安らぎ、遊び、憩うことができる環境づくりを進め、自然と人の共生するまちづくりを進めていきます。

2 廃棄物による環境負荷の少ないまち

ごみの排出は環境に大きな負荷をかけます。良好な環境を保全し、次世代につないでいくためには、できる限り「燃やさない、埋め立てない」という持続可能な循環型社会*をめざす必要があります。

わたしたちは、自主的にごみの発生・排出抑制に取り組むとともに、廃棄物を貴重な資源として一層有効活用し、環境保全と安全・安心に配慮したごみ処理の推進に努めます。

わたしたちは、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減し、「ゼロ・ウェイスト社会」*の実現をめざします。

3 温室効果ガス*排出の少ないまち

地球温暖化の問題は、地球規模で取り組む課題です。

その原因の一つである二酸化炭素を主なものとする温室効果ガスは、日常生活においても発生しています。低炭素社会*を実現するため、わたしたち一人ひとりのライフスタイルを見直し、身近なことから温室効果ガス排出量の削減を実践していきます。

また、温室効果ガスの発生量の多い化石燃料から、地球環境への負荷が少ない再生可能エネルギー*への転換に努めます。

わたしたちは、持続可能な社会を実現するため、温室効果ガス排出の少ないまちづくりを進めます。

4 暮らしと景観に配慮したまち

きれいな水と空気に恵まれた良好な生活環境を維持し、より一層人に優しい都市環境を整備することは重要な課題です。

また、みどり豊かな低層の家並みと路地がめぐる美しいまち並みは、市民共有の財産です。

良好なまち並みと、そこに住む人々の暮らしで形成される「景観」をまちづくりの重要な要素として位置付け、自然景観及び人工景観の向上をめざしていきます。

わたしたちは、良好な生活空間、景観を次世代に引き継いでいくため、暮らしと景観に配慮したまちづくりを進めていきます。

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち

◆ めざすべきまちの姿

わたしたちは、逗子が持つ豊かな自然環境やコミュニティの質の高いまちを未来に継承していきます。

そのため、土地利用の基本方針を尊重し、社会ニーズを的確にとらえ、長期的な視点に立った都市のデザインを描いて、計画的なまちづくりを進め、誰もが安全で安心して快適に暮らせるまちをめざします。

◆ 取り組みの方向

- 1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち
- 2 災害に強く、犯罪のない安全なまち
- 3 歩行者と自転車を優先するまち
- 4 都市機能の整った快適なまち
- 5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち

土地利用の基本方針にうたわれた理念の実現を図るため、逗子が潜在的に持つ優れた価値と原風景を再認識し、大局的長期的視点に立ち、住む人にも訪れる人にも優しく、にぎわいとくつろぎ、そして安らぎが生まれる人間らしいスケールのまちをめざします。

基本的に低層のまち並みの形成を基盤とする中で、地域ごとの整備方針に基づき、地域のまちづくりを進めます。

2 災害に強く、犯罪のない安全なまち

高齢化が進む住宅都市として、「自らの命は自ら守る。皆のまちは皆で守る。」という意識の浸透、自主防災組織*の充実及び避難行動要支援者*に対する地域での助け合いの取り組み等を広げ、市民自らの防災力の向上を図ります。さらに、情報伝達体制の整備や津波対策の充実、河川の改修等を進め、地震や大雨等の自然災害に強いまちづくり、狭あい道路*の整備や消防力の充実など都市災害を防ぐまちづくりを進めます。

また、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図り、地域の安全は地域で守るという意識を高め、防犯環境に配慮した環境整備を図り、誰もが安心して暮らすことができる、犯罪の起きにくいまちづくりをめざします。

3 歩行者と自転車を優先するまち

自動車交通がもたらす交通事故や交通公害、混雑などを解決するためには、環境負荷の低減を図り、自動車の過度な利用を抑制し、公共交通機関や歩行者、自転車の安全性や利便性、快適性を高めることが必要です。

わたしたちは、歩行者も自転車も優先することができる社会をめざすことにより、豊かで快適、安全な、生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の高いまちづくりを実現します。

4 都市機能の整った快適なまち

市民の安全で快適な都市生活を維持し、拡充を図るため、高齢化の急速な進展や多様化する社会ニーズに対応し、長期的な視点に立った都市機能の整備が必要です。

本市の財政状況や限られた土地の利活用の視点、高齢化等への配慮から施設の複合化や多機能化、バリアフリー化を図り、また、地震をはじめとした自然災害等を考慮した都市機能の再編・再整備を計画的に進めます。

5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

市街地を囲むみどり豊かな山や青い海の逗子海岸や小坪漁港、これらの逗子の魅力を国内外に向けて発信し続け、人が集い、ふれあいの輪が広がり、地域のにぎわいが生まれるまちをつくれます。

自然、文化、人という逗子の恵まれた地域資源を、磨き、つなぎ、生かすことにより、地域産業の活性化や個性豊かな産業の創出を図るとともに、住む人、働く人、訪れる人が一体となって、成熟した魅力あふれるまちをつくれます。

第5節 新しい地域の姿を示す市民主権*のまち

◆ めざすべきまちの姿

市民は、市政の主権者であり、まちづくりに参加する権利を有します。

わたしたちは、主権者である市民として、互いに尊重し合いながら、その人のもつ個性や能力を十分に発揮できる地域社会をつくっていきます。また、グローバル化した社会の中で、地域や国を越えて、世界に貢献していきます。

わたしたちは、地域社会、さらには世界の一員として主体的に行動する市民主権のまちをつくりま

◆ 取り組みの方向

- 1 市民自治のまち
- 2 誰もが尊重され、自由で平等なまち
- 3 情報化で、よりよく暮らせるまち
- 4 世界とつながり、平和に貢献するまち

1 市民自治のまち

逗子のまちづくりを担っているのは、市民一人ひとりです。市民が、自分のことだけでなく、他人や地域、自然のことを自分のことのように考え、行動することができる市民の姿が望まれます。

また、逗子に住み、働き、学び、交わるあらゆる主体が、地域の一員として、考え、行動し、それぞれの関係の中で互いの理解を深め、担い合い支え合うことにより、心豊かな市民自治のまちを実現します。

2 誰もが尊重され、自由で平等なまち

その人の持つ「個性や固有の人格そのもの」や「能力」が尊重され、それらが十分に発揮できるまちづくりを推進し、誰もが、性別、国籍、障がい等によって差別されることなく人権が尊重され、自由で平等な参画が保障されているまちをめざします。

3 情報化で、よりよく暮らせるまち

ICT（情報通信技術）*を積極的に活用することにより、暮らしに関わるあらゆる分野において、より便利で質の高い暮らしができるまちをめざします。

また、情報化の推進により、あらゆる主体が、自らの活動を発信し、コミュニケーションを豊かにすることで、よりよくつながり、いきいきと暮らせるまちをめざします。

4 世界とつながり、平和に貢献するまち

ICT（情報通信技術）の進化や移動時間の短縮化など、科学技術のめざましい発展を背景に、世界との距離は加速度的に近くなっています。

市民の誰もが国際性を身につけ、池子米軍家族と培ってきた日米親善交流を礎に、さらに多くの世界の人々や都市との交流、協力を進め、逗子から世界に向けて、世界の恒久平和や調和ある発展についてメッセージを発し、貢献するまちをめざします。

第3章 池子の森全面返還をめざして

池子住宅地区への米軍家族の入居に係る諸課題への対応を図りながら、市民と米軍家族との良好な関係づくりを進めます。また、国、米軍との交渉を進め、共同使用地（池子の森自然公園）の部分返還、さらに、最終的には「池子住宅地区及び海軍補助施設」*の全面返還をめざします。

第4章 計画の実現に向けて

1 自律した市民の主体的な参加、参画

まちづくりの主体は、まちに住み、生活する市民一人ひとりです。

市民自らがまちづくりに対する認識を深め、主体的に活動していくことが重要です。

また、計画の実現のためには、政策の実行の場面だけではなく、政策の決定の場面にも市民の参画が必要です。

市民と市は目的や課題を共有し、共にまちづくりに取り組みます。

2 公・共・私の役割分担と連携

市民ニーズや価値観の多様化が進む中、市だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが困難になっています。

まちづくりのあらゆる場面で、公（行政）・共（地域、各種団体、企業）・私（個人、家庭）が互いの特性を踏まえたうえで、役割を分担し、連携・協力し合いながらまちづくりを進めていきます。

3 効果的・効率的な自治体経営の推進

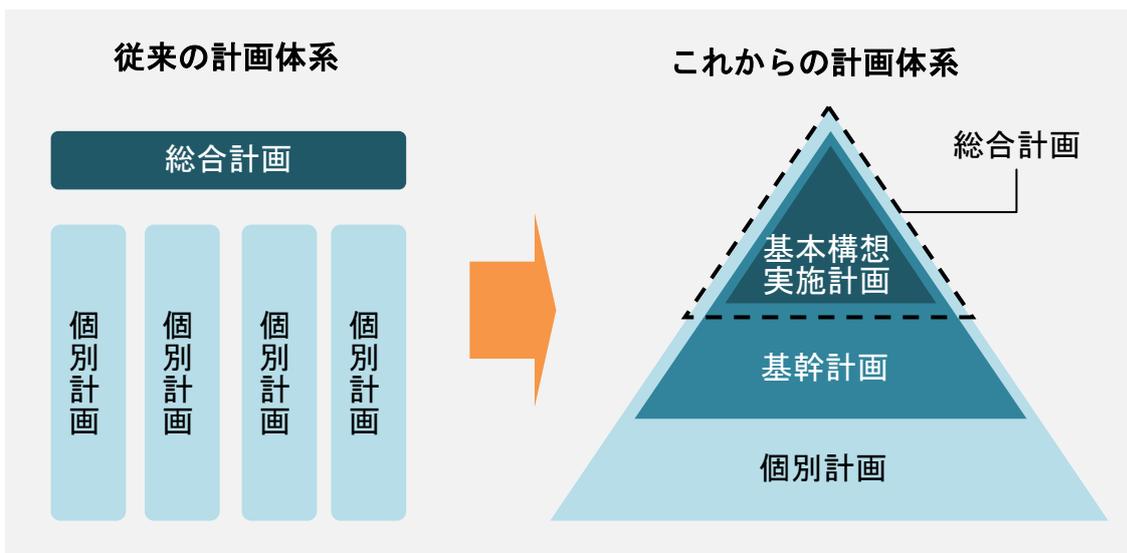
人口減少や少子高齢化社会の進展に伴い、市の財政はますます厳しい状況が続くことが予測されます。

このような中、計画を着実に推進していくために、徹底した合理化・効率化、自主財源の確保等による財政の弾力化、組織を支える人材の育成を進め、健全な経営を行っていきます。

4 個別計画等との相互連携

市の計画体系は、総合計画を最上位に、政策分野を定める基幹計画、そして個別の施策分野を定める個別計画の三層とします。

そして、この三層は、基本構想における取り組みの方向と基幹計画の最上位目標等とが整合し、基幹計画の下位の目標等と個別計画の最上位の目標等とが整合する形で重なり合うよう策定していきます。



第 3 編 実施計画

2015-2022

第1章

実施計画の基本方針

第1節 実施計画策定の目的

この実施計画は、基本構想で示した将来像等を具現化するため、予算編成及び事業実施の指針を示すものです。

第2節 実施計画の計画期間及び内容

- 1 2015年度（平成27年度）から2022年度（平成34年度）までの8カ年を計画期間とします。
- 2 実施計画は、『第1章 実施計画の基本方針』、『第2章 計画の基礎条件』、『第3章「わたしたちはこんなまちにしていこう」を実現するために』、『第4章 池子の森全面返還をめざして』、『第5章 計画の推進にあたって』の5部で構成します。
- 3 『第3章「わたしたちはこんなまちにしていこう」を実現するために』に、特に戦略的・重点的に取り組むものとしてリーディング事業を設定します。
- 4 『第5章 計画の推進にあたって』のうち財政収支の見通しは、現在の財政状況を踏まえ、景気動向や地方財政制度等から将来の収入見込みと財政需要を中長期の期間で推計します。

第3節 実施計画の見直し

目標達成状況を明確にするため、毎年度ごとの見直し（ローリング）は行いません。ただし、情勢の変化に対応するため、必要に応じて4年後に見直しを行います。

第2章

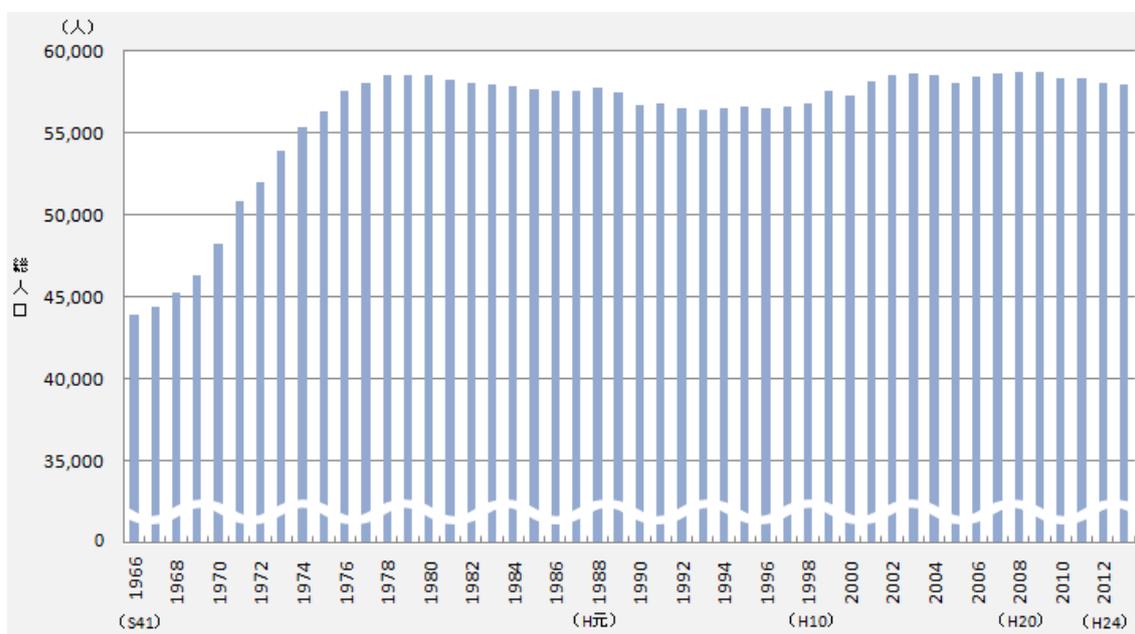
計画の基礎条件

第1節 人口

1 人口の概況

逗子市では、昭和40年代の宅地開発により人口が急増しましたが、昭和50年代以降、開発の規模及び件数が減少したことに伴って人口の増加が止まりました。2001年（平成13年）以降は、58,000人台の数値で推移しています。すでに日本全体では、2008年（平成20年）から人口減少に転じており、今後は、逗子市においても減少傾向になっていくものと推計されます。

● 人口の推移



(統計ずし 各年10月1日現在)

● 人口動態の推移

(単位:人)

年		2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)
自然 増 減	出生	426	391	408	402	412	393	403
	死亡	554	559	572	599	644	659	581
	増減	△ 128	△ 168	△ 164	△ 197	△ 232	△ 266	△ 178
社会 増 減	転入	2,749	2,485	2,658	2,553	2,470	2,395	2,287
	転出	2,637	2,522	2,438	2,483	2,412	2,410	2,149
	増減	112	△ 37	220	70	58	△ 15	138
人口増減数		△ 16	△ 205	56	△ 127	△ 174	△ 281	△ 40
社会移動数		5,386	5,007	5,096	5,036	4,882	4,805	4,436

(住民基本台帳人口 各年1月～12月)

● 地域別人口、世帯数、1世帯あたり人員の推移

地域	年	2003(平成15)			2013(平成25)		
		人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたり 人員(人)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたり 人員(人)
逗子		6,515	2,766	2.36	6,533	2,836	2.30
桜山		10,307	4,178	2.47	10,472	4,398	2.38
沼間		10,423	3,993	2.61	9,468	3,901	2.43
池子		6,613	2,508	2.64	6,029	2,471	2.44
山の根		2,781	1,174	2.37	2,765	1,212	2.28
久木		9,363	3,633	2.58	9,887	3,857	2.56
小坪		8,465	3,428	2.47	8,328	3,579	2.33
新宿		4,130	1,729	2.39	4,377	1,828	2.39
計		58,597	23,409	2.50	57,859	24,082	2.40

(統計ずし 各年10月1日現在)

2 将来人口

(1) 推計の方法

将来人口の推計は、現状の人口構成を基に、過去の推移による動向を短期的な影響を排除した上で加味して行いました。

(2) 推計結果

● 人口

(単位:人)

地域 \ 年	2013 (平成25)	2015 (平成27)	2022 (平成34)
逗子	6,533	6,489	6,324
桜山	10,472	10,394	10,082
沼間	9,468	9,583	9,223
池子	6,029	6,025	5,773
山の根	2,765	2,823	2,726
久木	9,887	9,793	9,415
小坪	8,328	8,131	7,683
新宿	4,377	4,421	4,356
計(総人口)	57,859	57,659	55,582

※2013(平成25)年は10月1日現在(統計ずし)

● 年齢構成

年齢区分 \ 年	2014(平成26)		2015(平成27)		2022(平成34)	
	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
年少人口 0~14歳	6,953	12.0	6,492	11.3	5,378	9.7
生産年齢人口 15~64歳	33,425	57.8	32,995	57.2	31,636	56.9
老年人口 65歳以上	17,487	30.2	18,172	31.5	18,568	33.4
計(総人口)	57,868	100.0	57,659	100.0	55,582	100.0

※2014年(平成26年)は1月1日現在(総務課調べ)。総人口には年齢不詳3人が含まれる。

● 世帯数、1世帯当たり人員

区分	年	2013(平成25)	2015(平成27)	2022(平成34)
世帯数(世帯)		24,082	24,711	25,161
1世帯当たり人員(人)		2.40	2.33	2.21
人口(人)		57,859	57,659	55,582

※2013年(平成25年)は10月1日現在(統計ずし)

● 産業別就業人口

区分	年	2010(平成22)		2015(平成27)		2022(平成34)	
		人員(人)	構成比(%)	人員(人)	構成比(%)	人員(人)	構成比(%)
第一次産業		91	0.3	90	0.3	75	0.3
第二次産業		3,896	15.4	4,111	16.1	3,489	14.2
第三次産業		20,302	80.1	21,382	83.6	21,089	85.5
分類不能の産業		1,055	4.2	0	0	0	0
計		25,344	100.0	25,583	100.0	24,653	100.0

※2010年(平成22年)は国勢調査による

(3) 目標人口

これからの逗子市の将来人口を推計すると、人口は年々減少を続け、この実施計画の最終年度である2022年度（平成34年度）には、総人口は55,582人と2014年（平成26年）から約2,000人減少します。高齢化率は33.4%と市民の3人に1人は高齢者ということが予想されます。

しかし、今後のまちづくりを進めていくうえで、まちのにぎわいや活性化、行政サービスの水準を維持するためには、人口構成を考慮しつつ、一定の人口を維持していくことが必要不可欠です。

今後は様々な分野において、これまで以上に魅力あるまちづくりを展開することにより、子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入増加を図り、できる限り現状の人口の維持に努めます。

●推計値と目標値

年 年齢区分	2014(平成26)		推計値 2022(平成34)		目標値 2022(平成34)	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
年少人口 0～14歳	6,953	12.0	5,378	9.7	6,487	11.2
生産年齢人口 15～64歳	33,425	57.8	31,636	56.9	32,745	56.7
老年人口 65歳以上	17,487	30.2	18,568	33.4	18,568	32.1
計(総人口)	57,868	100.0	55,582	100.0	57,800	100.0

※2014年(平成26年)は1月1日現在(総務課調べ)。総人口には年齢不詳3人が含まれる。

第2節 土地利用方針 ※2020年（令和2年）3月変更

1 土地利用の現況

都市計画区域面積は、1,728ヘクタールで、市街化区域*は832ヘクタール。市街化調整区域*は896ヘクタールを占めています。

用途地域別面積では、住居系の用途地域が約93パーセントを占める住宅都市です。

● 市街化区域及び市街化調整区域指定状況

区分	都市計画区域		計
	市街化区域	市街化調整区域	
面積(ha)	832	896	1,728
対都市計画区域(%)	48.1	51.9	100.0

(平成28年11月1日県告示第508号)

● 用途地域指定状況

用途地域の種類	面積(ha)	構成比(%)
第一種低層住居専用地域	約499	60.0
第一種中高層住居専用地域	約59	7.1
第二種中高層住居専用地域	約1	0.1
第一種住居地域	約200	24.0
第二種住居地域	約15	1.8
近隣商業地域	約38	4.6
商業地域	約18	2.2
準工業地域	約2	0.2
計	約832	100.0

(令和元年9月19日逗子市告示第132号)

● 地目別土地利用状況

(単位:千㎡)

地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	計
2019年度 (令和元年度)	0.0	64.3	4,517.6	0.0	5,582.0	8.5	879.7	6,227.9	17,280.0

(市税概要 2019年(平成31年)4月1日現在)

● 緑地現況量調査

(単位:ha)

区分		市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (1)+(2)
施設 緑地	都市公園	34.39	55.85	90.24
	公共施設緑地	30.40	22.84	53.24
	民間施設緑地	5.12	2.51	7.63
	計(a)	69.91	81.20	151.11
地域 制 緑地	法 に よ る も の			
	緑地保全地区	0.40	0.00	0.40
	近郊緑地保全区域	9.50	271.83	281.33
	風致地区	37.42	24.74	62.16
	歴史的風土保存区域	1.50	5.30	6.80
	自然環境保全地域	0.00	35.00	35.00
	生産緑地地区	1.31	0.00	1.31
	その他法によるもの	33.08	539.96	573.04
	協定によるもの	3.40	0.00	3.40
	条例等によるもの	22.17	53.24	75.41
(地域制緑地間の重複)	(12.96)	(391.10)	(404.06)	
計(b)	95.82	538.97	634.79	
(施設緑地・地域制緑地間の重複)(c)		(11.62)	(32.47)	(44.09)
計 (a)+(b)-(c)		154.11	587.70	741.81

(2019年(平成31年)3月31日現在)

2 土地利用の方針

(1) 基本方針

逗子市が、自然環境の豊かな住宅都市として発展してきたという基本的な性格、枠組みは変わりようのないものであることから、土地利用にあたっての基本方針を次のとおりとします。

市街化区域及び市街化調整区域の基本的な枠組みは変更しないものとし、限られた資源である土地の有効活用に努めます。

また、市民は土地について私権の一定の制限を受容し、事業者は開発手続きを厳格に守ることで、市民全体の公共の福祉の実現を図りながら、豊かな自然環境と社会環境とが調和する都市づくりをめざします。

特に、市街地における緑を保全・創出し、魅力ある住宅環境の質を高めつつ、子育て世代も居住しやすい都市環境をつくります。

さらに、誰もが安全で安心して暮らせるよう、防災及び減災の推進に努めます。

(2) 個別方針

① 山林

市街化区域内の山林については、防災において大きな役割を果たしていることや、良好な住環境の形成及び景観保全に直結していることから、山林の持つ機能に十分配慮された土地利用が図られるよう努めるものとします。市街化調整区域内の山林は、公共性の観点からの利用は考えられますが、基本的には自然環境の保全に資する土地利用に努めるものとします。

低層住宅地を縁取り、市街地からの景観の背景となる緑地帯を斜面緑地帯として位置付け、保全を図ります。また、大規模緑地や大規模公園については、広域的にも貴重な緑資源であることから、後世に引き継ぐ財産として保全を図ります。

② 商業地

商業地は、その性格から都市機能の中核と雇用の場として、商業の活性化に努めるとともに、建物の上層階や生活道路沿いの宅地には利便性を生かした多様な住居が配置され、商と住それぞれのコミュニティが融和した逗子市らしい特色ある商業地としての発展をめざします。

逗子市景観計画における逗子駅周辺地区及び東逗子駅周辺地区については、景観や周辺の住環境との調和と防災・減災に配慮しながら一定程度の面積利

用・高度利用など、有効かつ適正な土地利用を図ります。

なぎさ通り、池田通り、銀座通りの通り筋は、誰にとっても安全な歩行空間等の確保や海辺のまちとしてのまちなみの景観を誘導し、コンパクトでアメニティ*に富んだ商業空間として形成し、にぎわいとくつろぎの持てる商業環境へと改善を図ります。

③ 住宅地

既存の住宅地については、地域住民によって自主的につくられるまちづくりのルールや法的制度の活用を図り、自然と人工の調和した低層の庭園都市的景観をもった住環境の保全とその向上に努めます。また、中層住宅地については、現状を維持しつつ積極的に緑化を推進します。

新たな住宅地や再開発、建て替え等が進む土地については、その地域特性に応じ、防災・減災に配慮しながら、価値多様化社会に対応した魅力的で適正な土地利用への誘導を図ります。

④ 公共・公益施設用地及び道路

公共・公益施設用地及び道路は、都市機能や生活環境を高めるために適切な確保が図られるよう努めるものとします。

⑤ 海岸・河川

海岸は、環境や景観、防災に配慮しつつ、生産、観光資源としての活用を図りながら、自然環境保全地域及び風致地区にふさわしい魅力的な海浜地区としての機能を高めるための土地利用が図られるよう努めるものとします。

河川は、治水機能を高め、生活及び環境空間としての活用を図るよう努めるものとします。

⑥ 池子住宅地区及び海軍補助施設*

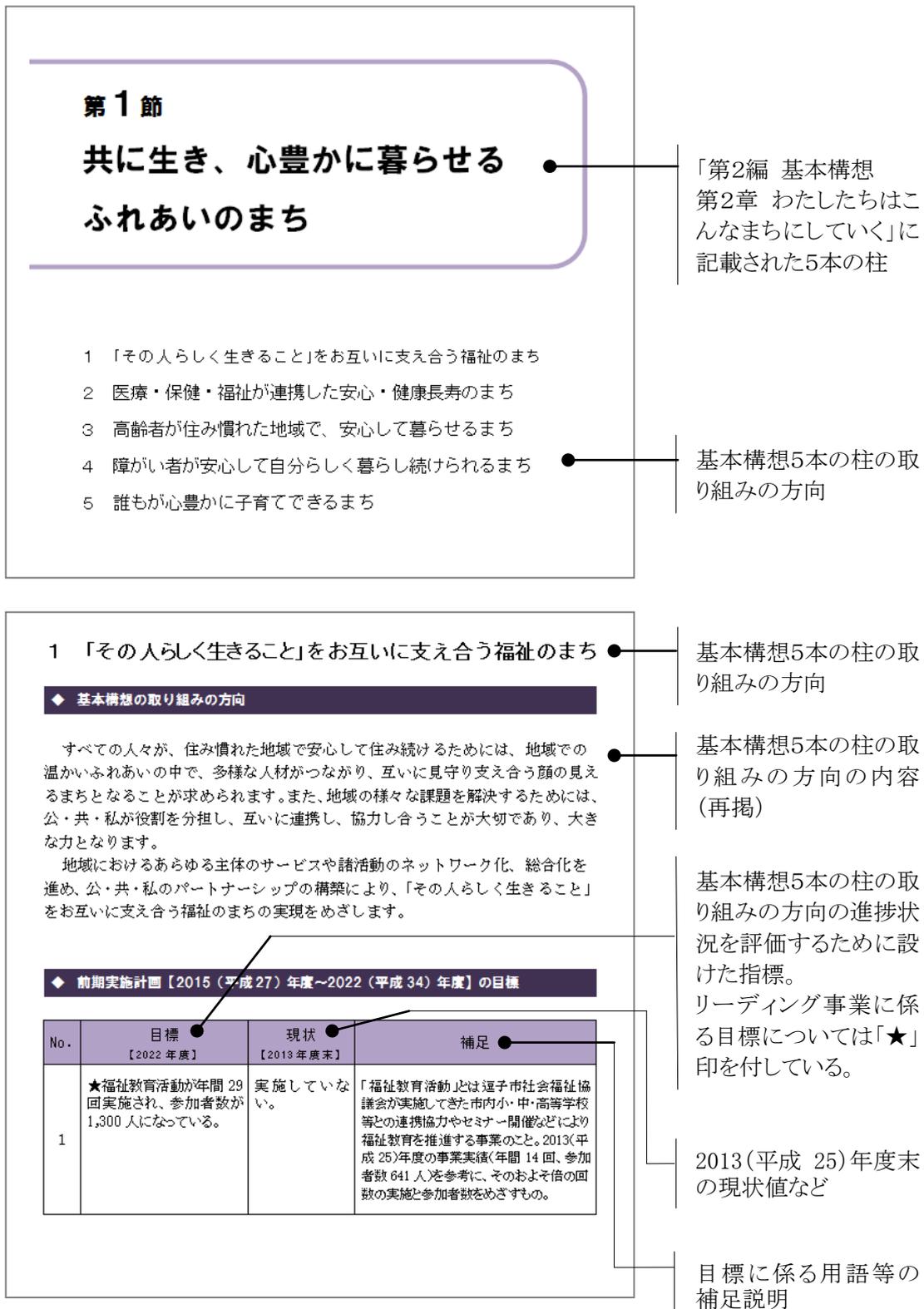
将来返還がなされた場合には、緑の保全等に配慮し、適切な利用計画を策定します。

第3章

「わたしたちはこんなまちに していく」を実現するために

- 第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
- 第2節 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまち
- 第3節 自然と人間を共に大切にするまち
- 第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち
- 第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち

<第3章の見方>



「第2編 基本構想
第2章 わたしたちはこんなまちにしてい」に記載された5本の柱

基本構想5本の柱の取り組みの方向

基本構想5本の柱の取り組みの方向

基本構想5本の柱の取り組みの方向の内容（再掲）

基本構想5本の柱の取り組みの方向の進捗状況を評価するために設けた指標。
リーディング事業に係る目標については「★」印を付している。

2013（平成25）年度末の現状値など

目標に係る用語等の補足説明

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

◆ 現況・課題、取り組み		
No.	現況・課題	取り組み
1	すべての人が住み慣れた地域で安心して住み続けるために、地域において福祉に関わる問題を共有し、知恵や力を出し支え合いながら、地域で把握した要支援者の簡単なニーズ対応体制づくりや災害時における避難行動要支援者*の支援体制づくりが必要となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ★平常時から築かれた近隣の関係性を避難行動要支援者への避難支援体制づくりに導く。 ・地域の自主的な取り組み、相互扶助の取り組みの展開を啓発し、支援する。 ・地域とボランティアセンター*との協力により、速やかな支援へとつなげる連携体制の強化を図る。 ・ボランティアセンターの需給調整機能の強化を支援する。 ・互いに顔が見え、交流でき、歩いて行ける範囲において「ふれあい活動」*を推進するために、活動する場の整備を図る。
2	地域における支え合いの取り組みは、今後、生活支援やサロン活動*の展開、災害時の支援など、地域独自の様々な手法へと発展することが想定される。そのため、充実した福祉教育により福祉への関心を高めるとともに、地域における支え合いの担い手となるボランティアの育成が課題となる。	<ul style="list-style-type: none"> ★福祉活動団体や小・中学校等と連携して、大人を含めたすべての人に対し、福祉教育及び活動・実践の機会を充実させることにより、地域福祉活動の担い手を育成する。 ・地域間の交流・連携を通じたボランティア活動の実践を支援し、活動の活性化を図る。 ・ボランティア講座・研修の充実により普及・啓発を図る。 ・ICT(情報通信技術)*等の活用による福祉情報発信の充実・拡大を図る。

現在の状況または
現在課題となっていること

「現況・課題」を受けて、計画期間に取り組むべきことのうち、重要なものを記載。
取り組みのうち、リーディング事業に係るものについては「★」印を付している。

★ リーディング事業	
事業名	地域福祉推進事業
所管名	社会福祉課
事業概要	<p>目的：誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けるために、福祉教育の推進により地域福祉活動の担い手を育成するとともに、日常からの関係づくりを基盤とした避難行動要支援者の避難支援体制づくりに係る地域への支援を、逗子市社会福祉協議会が自主事業として推進する地域安心生活サポート事業と一体的に行う。</p> <p>対象：・ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がいのある人、子育て中の世帯等、日常生活において何らかの支援を必要とする者 ・地域住民、自治会・町内会、地域福祉活動団体等</p> <p>手段：・福祉教育の推進により福祉への関心を高めるとともに、地域活動の実践の機会を充実させる。 ・避難行動要支援者の避難支援に係る地域の体制づくりを支援する。</p>
主な事業内容	
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度	2019(平成31)年度～2022(平成34)年度
○福祉教育活動の実施	○福祉教育活動の実施
○避難行動要支援者の地域支援	○避難行動要支援者の地域支援
目標【2018(平成30)年度】	現状【2013(平成25)年度末】
①福祉教育活動が年間17回実施され、参加者数が750人になっている。 ②避難行動要支援者の個別支援プランが15パーセント作成されている。	①実施していない。 ②個別支援プランの作成の支援に着手していない。
目標【2022(平成34)年度】	現状【2013(平成25)年度末】
①福祉教育活動が年間29回実施され、参加者数が1,300人になっている。 ②避難行動要支援者の個別支援プランが30パーセント作成されている。	①実施していない。 ②個別支援プランの作成の支援に着手していない。
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】	会計区分
32,000千円	一般

計画期間に取り組むべきことのうち、最も重要な事業。基本構想の取り組みの方向の推進をけん引する事業。事業名、所管名、事業概要、主な事業内容、2018(平成 30)年度の目標、2022(平成 34)年度の目標、2013(平成 25)年度末の現状値、計画期間の計画事業費、会計区分を記載。

第1節

共に生き、心豊かに暮らせる ふれあいのまち

- 1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち
- 2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち
- 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち
- 4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち
- 5 誰もが心豊かに子育てできるまち

1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

すべての人々が、住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、地域での温かいふれあいの中で、多様な人材がつながり、互いに見守り支え合う顔の見えるまちとなることが求められます。また、地域の様々な課題を解決するためには、公・共・私が役割を分担し、互いに連携し、協力し合うことが大切であり、大きな力となります。

地域におけるあらゆる主体のサービスや諸活動のネットワーク化、総合化を進め、公・共・私のパートナーシップの構築により、「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまちの実現をめざします。

◆ 前期実施計画【2015（平成 27）年度～2022（平成 34）年度】の目標

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
1	★福祉教育活動が年間 29 回実施され、参加者数が 1,300 人になっている。	実施していない。	「福祉教育活動」とは逗子市社会福祉協議会が実施してきた市内小・中・高等学校等との連携協力やセミナー開催などにより福祉教育を推進する事業のこと。2013（平成 25）年度の事業実績（年間 14 回、参加者数 641 人）を参考に、そのおよそ倍の回数の実施と参加者数をめざすもの。

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
2	<p>★避難行動要支援者の個別支援プランが 30 パーセント作成されている。</p>	<p>個別支援プランの作成の支援に着手していない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難行動要支援者」とは、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人など、災害時に自分自身を守るための情報収集や自力避難が容易でないなどにより、災害時の一連の行動に対して支援を必要とする人々。 ・「個別支援プラン」とは、自主防災組織*などの地域住民が、避難行動要支援者一人ひとりについて誰がどのような支援を行うかを計画するもの。 ・現状において、避難行動要支援者総数の約 30 パーセントが支援を希望していることから、そのすべてについて個別支援プランの作成をめざすもの。
3	<p>地域における支え合いの担い手となるボランティアの数が 600 人になっている。</p>	<p>449 人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域における支え合いの担い手となるボランティア」とは、地域安心生活サポート事業における「見守りサポーター」の登録者のこと。 ・地域安心生活サポート事業では、地域でひとり暮らし高齢者などの支援が必要な住民に対して、見守りなどのボランティア活動を行う住民をつなげていく。 ・地域安心生活サポート事業は、2015(平成 27)年度から逗子市社会福祉協議会が自主事業として推進する。 ・ボランティアの数の目標は、人口の1パーセント程度を目安としている。

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
 1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
4	地域における支え合いの 土壌となるサロン活動が 38 箇所で行われている。	27 箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・「サロン活動」とは、高齢者、障がいのある人や子育て中の人などが、地域でのつながりを深め、支え合いの土壌を育むことを目的に、地域住民などが主体となって開催する交流の場のこと。 ・現状において、市内を 38 地区に地区割りしていることから、各地区で1箇所程度のサロン活動を行うよう支援していくもの。
5	自立相談支援により自立に つながった生活困窮者が 30 パーセントになっている。	実施していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活困窮者」とは、生活保護に至る前の状態の人。 ・生活困窮者の総数は把握不能なため、市が行う自立のための相談を受けた人のうち、自立につながった人の割合について、期間内に実現が見込めるレベルを想定して、目標として定めたもの。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	<p>すべての人が住み慣れた地域で安心して住み続けるために、地域において福祉に関わる問題を共有し、知恵や力を出し支え合いながら、地域で把握した要支援者の簡単なニーズ対応体制づくりや災害時における避難行動要支援者*の支援体制づくりが必要となっている。</p>	<p>★平常時から築かれた近隣の関係性を避難行動要支援者への避難支援体制づくりに導く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主的な取り組み、相互扶助の取り組みの展開を啓発し、支援する。 ・地域とボランティアセンター*との協力により、速やかな支援へとつなげる連携体制の強化を図る。 ・ボランティアセンターの需給調整機能の強化を支援する。 ・互いに顔が見え、交流でき、歩いて行ける範囲において「ふれあい活動」*を推進するために、活動する場の整備を図る。
2	<p>地域における支え合いの取り組みは、今後、生活支援やサロン活動*の展開、災害時の支援など、地域独自の様々な手法へと発展することが想定される。そのため、充実した福祉教育により福祉への関心を高めるとともに、地域における支え合いの担い手となるボランティアの育成が課題となる。</p>	<p>★福祉活動団体や小・中学校等と連携して、大人を含めたすべての人に対し、福祉教育及び活動・実践の機会を充実させることにより、地域福祉活動の担い手を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間の交流・連携を通じたボランティア活動の実践を支援し、活動の活性化を図る。 ・ボランティア講座・研修の充実により普及・啓発を図る。 ・ICT(情報通信技術)*等の活用による福祉情報発信の充実・拡大を図る。
3	<p>生活保護に至る前の生活困窮者への支援の強化が求められている。 地域の支え合い活動により把握された情報を速やかに地域支援のネットワークへ伝える必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の自立支援のための相談体制を構築する。 ・民生委員・児童委員*の協力・連携を強化する。 ・ICT等の活用による福祉情報発信の充実・拡大を図る。 ・必要な支援へとつなげる連携を図るため、地域や地域福祉活動団体等が、日頃から福祉専門機関・団体等との関係性を築く。

★ リーディング事業

事業名	地域福祉推進事業	所管名	社会福祉課
事業概要	<p>目的：誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けるために、福祉教育の推進により地域福祉活動の担い手を育成するとともに、日常からの関係づくりを基盤とした避難行動要支援者の避難支援体制づくりに係る地域への支援を、逗子市社会福祉協議会が自主事業として推進する地域安心生活サポート事業と一体的に行う。</p> <p>対象：・ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がいのある人、子育て中の世帯等、日常生活において何らかの支援を必要とする者 ・地域住民、自治会・町内会、地域福祉活動団体等</p> <p>手段：・福祉教育の推進により福祉への関心を高めるとともに、地域活動の実践の機会を充実させる。 ・避難行動要支援者の避難支援に係る地域の体制づくりを支援する。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
○福祉教育活動の実施		○福祉教育活動の実施	
○避難行動要支援者の地域支援		○避難行動要支援者の地域支援	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
①福祉教育活動が年間17回実施され、参加者数が750人になっている。 ②避難行動要支援者の個別支援プランが15パーセント作成されている。		①実施していない。 ②個別支援プランの作成の支援に着手していない。	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
①福祉教育活動が年間29回実施され、参加者数が1,300人になっている。 ②避難行動要支援者の個別支援プランが30パーセント作成されている。		①実施していない。 ②個別支援プランの作成の支援に着手していない。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
32,000千円		一般	

2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

歳を重ねても健康でいたいという思いはみんなの願いです。人生のうちで健康でいる期間が長ければ長いほど質の高い生活が送れます。

そのためには、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚を持ち、自身の健康状態を的確に把握するとともに、家族みんなや仲間と楽しみながら健康づくりを続けることが重要です。

市民誰もが生涯を通じて活動的に生活できるように、市民が主体の健康づくり活動や地域で進める健康づくりを推進していきます。

また、健やかで安心して暮らしていくために、医療・保健・福祉の各分野の関係機関・団体との連携を強化し、誰もが身近なところで適切な医療を受けられるような地域医療体制が充実したまちをめざします。

◆ 前期実施計画【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】の目標

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
1	★(仮称)健康増進計画が推進され、国民健康保険被保険者一人当たりの医療費の抑制が図られている。	国民健康保険被保険者一人当たり医療費 311,144円 【2012(平成24)年度末】	「(仮称)健康増進計画」とは、健康増進法により市町村が策定に努めるよう規定された計画。数値目標は立てていないが、現状値からの増加の抑制をめざすもの。
2	★在宅医療の連携拠点の設置が完了し、機能している。	設置されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・「在宅医療」とは、できる限り住み慣れた家庭等で療養することができるよう在宅で行う医療のこと。 ・医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネジャーなどの多職種連携による在宅医療の支援体制を構築し、在宅医療を提供するための連携拠点の設置をめざすもの。

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
3	国民健康保険の特定健康診査の受診率が 40 パーセント以上になっている。	30.1 パーセント 【2012(平成 24)年度末】	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定健康診査」(特定健診)は、メタボリックシンドローム*の予防と解消を目的とした健診をいう。2008(平成 20)年度から各保険者が 40 歳から 74 歳までの加入者に対し実施することが健康保険法により義務付けられた。 ・2013(平成 25)年度策定の特定健康診査等実施計画*において、毎年2ポイントずつ受診率の上昇を計画していることから、少なくとも 2022(平成 34)年には 40 パーセント以上となっていることをめざすもの。
4	総合的病院が開設されている。	開設されていない。	総合的病院については、誘致により開設をめざすが、まず、そのために必要な病床数の確保を県に要望していく。
5	救急搬送における ICT(情報通信技術)*の活用により、救急病院との連携体制が構築され、医療機関収容までの時間が 10 パーセント短縮されている。	収容所要時間 平均 40 分 53 秒 【2013(平成 25)年中】	<ul style="list-style-type: none"> ・「収容所要時間」とは、覚知(通報があり、救急だと認識した時点)から傷病者を医療機関に収容するまでに要した時間をいう。 ・10 パーセント短縮とは、「36 分 47 秒」をめざすもの。

◆ **現況・課題、取り組み** ※2019年（令和元年）6月変更

No.	現況・課題	取り組み
1	<p>健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制に資するため、生活習慣病*を中心とした疾病予防が重要な取り組みとして求められている。</p> <p>40歳から74歳を対象に糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健診*を実施しているが、本市では40歳代、50歳代の受診率が低いことが課題となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★(仮称)健康増進計画に基づいて、健康づくりや疾病予防の啓発等の事業を行う。 ★特定健康診査等実施計画に基づき、健康診査及び保健指導を実施する。 ・若い世代に対する受診啓発を行う。 ・土曜、日曜の健診日を増やすなど、受診しやすい環境を整備する。 ・がん検診と同時受診ができる環境を整備する。
2	<p>全国における65歳以上の高齢者数は、団塊の世代を中心に2025(平成37)年には3,657万人となる。また、内閣府が平成19年度に実施した「高齢者の健康に関する意識調査」によると、60パーセント以上の国民が自宅で療養したいと回答している。このことから、在宅医療*の需要はますます増加することが予測される。</p> <p>2014(平成26)年4月1日現在、逗葉地域で往診を行っている医療機関は18件であるため、これを増加させることと、医療と介護のネットワークとして、在宅医療連携拠点*の整備が必要である。</p> <p>在宅医療に限らず、救命救急体制の充実や災害時の医療提供機能の拡充など、地域医療の様々な観点から、近隣病院との連携の推進及び総合的病院を誘致することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★逗子・葉山地区医療保健福祉対策協議会において、医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他関係機関とともに協議、連携しながら、在宅医療連携拠点を整備する。 ・近隣病院の地域外部委員会等に参加するなど意思疎通を図り、市に必要な連携を要望する。 ・ICT等の活用により、救急体制を充実させる。 ・総合的病院の誘致に必要な病床数の確保のため、県に対して要望を行う。
3	<p>各世代における栄養の偏り、過不足、不規則な生活習慣が深刻化しており、改善を図る必要がある。</p>	<p>逗子市食育推進計画に基づき、関係機関等と連携し、食育に関する啓発に努める。</p>
4	<p>市民がスポーツを通して気軽に健康づくりに取り組むことができるよう、スポーツに親しむための環境を整備し、市民総スポーツ運動の一層の推進に努める必要がある。</p>	<p>スポーツ、健康・体力づくり教室等を企画し、健康促進を図る。</p>

No.	現況・課題	取り組み
5	心の健康に係る対策を検討する必要がある。	関係機関等とのネットワークの整備や相談体制の拡充を図る。
6	夏季の異常な高温や高湿度により、熱中症のリスクが高まっている。熱中症は命にかかわることとして、特に子どもや高齢者等に対するさらなる具体的な予防策を伝えるなどの普及啓発が求められている。	<ul style="list-style-type: none"> ・熱帯夜や猛暑日等の情報提供による注意喚起を行う。 ・熱中症についての基礎知識、対処法、予防法等の普及啓発を図る。

★ リーディング事業 ※2020年（令和2年）3月変更

事業名	健康づくり推進事業（健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み）	所管名	国保健康課
事業概要	<p>目的：市民誰もが生涯を通じて活動的に生活できるように、行政のみならず市民が主体の健康づくり活動や地域で進める健康づくりを推進する。その結果、糖尿病等の生活習慣病の発症と重症化の抑止を図り、医療費の抑制に結びつける。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：健康増進計画に基づき、お互いの健康を支え守るための社会環境の整備、ライフステージ*に応じた健康づくりの促進及び市民への生活習慣病やNCD（非感染性疾患）*などの予防の啓発等、健康増進に係る事業を庁内各課との連携に加え、医師会・歯科医師会・薬剤師会・体育協会・商工会等の関係機関と協力・連携することにより、全庁的・全市的に実施する。また、併せて特定健診や各種がん検診を実施するとともに、健診（検診）結果に基づき、保健師及び管理栄養士の保健指導を推進する。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(令和元)年度～2022(令和4)年度	
○（仮称）健康増進計画に基づく健康づくり活動や年代別健康づくり事業等の実施		○健康増進計画に基づく健康づくり活動や年代別健康づくり事業等の庁内各課及び関係機関との連携による実施	
○特定健診・特定保健指導*等の実施		○特定健診・特定保健指導等の実施	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
（仮称）健康増進計画が推進され、国民健康保険被保険者一人当たりの医療費の抑制が図られている。		国民健康保険被保険者一人当たり医療費 311,144円 【2012（平成24）年度末】	
目標【2022(令和4)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
健康増進計画が推進され、国民健康保険被保険者一人当たりの医療費の抑制が図られている。		国民健康保険被保険者一人当たり医療費 311,144円 【2012（平成24）年度末】	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(令和4)年度】		会計区分	
456,459千円		一般 国民健康保険事業特別	

事業名	地域医療充実事業	所管名	国保健康課
事業概要	<p>目的：市民が健康で安全・安心な生活ができるよう、関係機関と連携し、地域医療に係る整備を行う。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：一般社団法人逗葉医師会、一般社団法人逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会、公益財団法人逗葉地域医療センター、逗子市、葉山町から選出された委員により、逗子・葉山地区医療保健福祉対策協議会を開催し、課題を検討する。各団体と連携し、課題の解決を図る。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
<p>○逗子・葉山地区医療保健福祉対策協議会の開催</p> <p>○在宅医療連携拠点等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療の実施に係る拠点・支援体制等の整備 ・在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制等の整備 ・多職種、医療職連携の推進体制の構築 ・在宅医療に関する相談窓口等情報提供体制の構築 ・研修等の実施 <p>○救急医療情報キット*の配付</p>		<p>○逗子・葉山地区医療保健福祉対策協議会の開催</p> <p>○在宅医療連携拠点の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療及び在宅歯科医療に係る連携拠点の本格稼働 ・後方支援病院との協定締結 ・研修等の実施 	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
在宅医療の連携拠点が一部設置されている。		設置されていない。	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
在宅医療の連携拠点の設置が完了し、機能している。		設置されていない。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
949千円		一般	

事業名	総合的病院誘致事業		所管名	国保健康課
事業概要	<p>目的：本市にふさわしい総合的病院を誘致することにより、在宅医療の連携体制づくりや救急・災害時医療の確保をし、市民が安心して暮らせる医療体制を確立する。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：状況に応じた、総合的病院誘致に関する検討会や市民説明会の開催による意見聴取を実施し、ご意見シートによる市民意見の募集、広報や市ホームページ、各施設での進捗状況の周知を行う。また、医師会・歯科医師会・薬剤師会や県など関係機関等との調整・協議を図る。</p>			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(令和元)年度～2022(令和4)年度		
		<ul style="list-style-type: none"> ○総合的病院誘致に関する検討会の開催 ○県保健医療福祉推進会議等への出席 ○市民説明会の開催 ○基本協定書の締結 ○都市計画手続(用途地域変更・地区計画決定) 		
目標【2022(令和4)年度】			現状【2019(令和元)年7月末】	
総合的病院が開設されている。			開設されていない。	
《参考》計画事業費【2019(令和元)年度～2022(令和4)年度】			会計区分	
1,965千円			一般	

3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

高齢化の急速な進展や、地域社会・家族関係が大きく変容していく中において、高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けることができ、人生を豊かに過ごすことができるような地域社会の構築を進めていかなければなりません。

年齢を重ねてもできる限り要支援・要介護状態とならないための予防の取り組みや、介護サービスの基盤整備を進めていくとともに、多様な生活ニーズや地域課題の把握に努め、介護、医療、行政、地域などが連携したネットワークを構築し、いつまでも心豊かに、自分らしく暮らしていけるような環境づくりを進めていきます。

◆ 前期実施計画【2015（平成 27）年度～2022（平成 34）年度】の目標

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
1	★地域包括支援センター*が市内に3箇所設置され、要支援認定者*に対して、多様な主体による多様な生活支援サービスが提供されている。	要支援認定者に対しては、介護保険による全国一律のサービスを実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターは 2015(平成 27)年に1箇所増設予定。既存のものは久木と桜山にあり、民生委員・児童委員*の地区割に合せて3箇所とする。 ・2017(平成 29)年度からは、要支援認定者の訪問介護*、通所介護*については、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、住民ボランティアなどによる多様なサービス提供ができるようになる。

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
2	★小規模多機能型居宅介護*が3箇所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護*が1箇所で開催されている。	小規模多機能型居宅介護 1箇所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 0箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のニーズを見込み、小規模多機能型居宅介護を行う事業所を2箇所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所を1箇所増加することを期待するもの。 ・いずれも公募を行い、民間事業者による実施を期待するもの。
3	★「元気な高齢者」の割合が83パーセント以上になっている。	80.4 パーセント	<ul style="list-style-type: none"> ・「元気な高齢者」とは、65 歳以上の高齢者のうち、要支援・要介護認定*を受けていない者のことをいう。 ・逗子市高齢者保健福祉計画【2012(平成24)年度～2014(平成 26)年度】において、第1号被保険者に占める認定者の割合の全国平均が 16.9%≒17%であることから、$100-17=83$ の「83 パーセント」を目標としている。
4	市内の高齢者サロンが 25 箇所、延べ参加者数が 13,000 人になっている。	18 箇所 延べ約 9,600 人	「高齢者サロン」とは、高齢者を対象として、地域住民が主体となって開催する交流の場であり、介護予防等の活動に対し、市が支援するサロン*のことをいう。
5	認知症サポーターが 3,000 人になっている。	約 1,000 人	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症サポーター」とは、認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に関する正しい知識と理解を身に付け、地域で認知症の人を支える活動をする人のこと。 ・講座の回数や対象者の見直しなども検討して増加をめざすもの。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	<p>今後、75歳以上の高齢者が急増するとともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括ケアシステム*の構築が求められている。</p> <p>地域包括ケアシステムを機能させていくために、地域で中核的な役割を果たす地域包括支援センターを増設し、強化する必要がある。</p> <p>地域包括支援センターには地域の多様な人材のネットワークが機能するようコーディネート能力が求められている。</p>	<p>★地域包括支援センターの数を増やし、地域での役割が充実するよう機能強化を図る。</p> <p>★地域の多様な人材による高齢者を支えるネットワークを構築する。</p>
2	<p>要介護認定者*が利用する入所施設として、市内には介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム*)3箇所、介護老人保健施設*2箇所があるが、入所希望者は依然として多数あり、高齢化の進展に伴い、その需要は今後ますます増加していくものとみられる。</p> <p>高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるような居住系サービスの利用者の需要の増加も見込まれている。</p>	<p>★小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、民設民営を基本に的確な事業所数を確保する。</p> <p>・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の入所・入居施設については、民設民営を基本に的確な施設数を確保する。</p>
3	<p>高齢者の自立した生活を維持するため、介護予防に対する意識啓発や、自立への支援を充実させる必要がある。</p> <p>高齢者が自ら進んで事業や介護予防の活動に継続して参加することで、要介護状態にならず自分らしい生活を維持できるようにする必要がある。</p>	<p>介護予防等のための教室、講座等を開催し、高齢者の生活機能の維持・向上を図る。</p>

★ リーディング事業 ※2020年（令和2年）3月変更

事業名	地域包括ケアシステム推進事業	所管名	介護保険課
事業概要	<p>目的：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、推進する。</p> <p>対象：65歳以上の高齢者もしくは要支援・要介護認定者及び高齢者を支える自治会・町内会、ボランティア、介護事業者等</p> <p>手段：地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてシステムを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題の把握と社会資源の発掘（ニーズ調査、課題の把握、社会資源の発掘） ・地域の関係者による対応策の検討（介護保険事業計画の策定、地域包括ケア会議等） ・対応策の決定、実行（介護サービス、医療介護との連携、生活支援、住まい、人材育成） 		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
○地域包括支援センターの運営 ・総合相談支援 ・在宅医療*・介護連携の推進 ・認知症施策の推進 ・生活支援サービスの体制整備 ○地域包括ケア会議の開催 ○地域包括支援センターの増設 ○小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施する事業所の公募		○地域包括支援センターの運営 ・総合相談支援 ・在宅医療・介護連携の推進 ・認知症施策の推進 ・生活支援サービスの体制整備 ○地域包括ケア会議の開催 ○小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施する事業所の公募	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
地域包括ケアシステムの中心的役割を果たす地域包括支援センターを1箇所増設し3箇所とする。		2箇所	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
小規模多機能型居宅介護が3箇所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が1箇所で開催されている。		小規模多機能型居宅介護1箇所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護0箇所	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
610,912千円		介護保険事業特別	

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業（健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み）	所管名	高齢介護課
事業概要	<p>目的：全国一律のサービス内容であった訪問介護や通所介護については、介護事業所による既存のサービスに加えて、多様な主体による多様なサービスが提供され、利用者がサービスを選択することができようにする。</p> <p>対象：65歳以上の高齢者もしくは要支援認定者及び高齢者を支える自治会・町内会、ボランティア、介護事業者等</p> <p>手段：対象者のニーズに合った多様な生活支援サービスが利用できる地域資源の開発や人材を育成するために、生活支援コーディネート業務を逗子市社会福祉協議会に委託する。介護予防給付のうち、訪問介護及び通所介護を給付から地域支援事業へと移行するに当たっては、多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的に生活支援サービスを提供していく。また、全庁的、全市的な協力や連携をすることで、みんなで元気な高齢者をめざす取り組みを展開する。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(令和元)年度～2022(令和4)年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援サービス等の内容の検討 ○サービス提供事業者の確保 ○介護予防・生活支援サービスの提供 		<ul style="list-style-type: none"> ○庁内各課及び関係機関との連携による介護予防・生活支援サービスの提供 	
目標【2018(平成30)年度】			現状【2013(平成25)年度末】
「元気な高齢者」（65歳以上の高齢者のうち、要支援・要介護者認定を受けていない者）の割合が81.5パーセント以上になっている。			80.4パーセント
目標【2022(令和4)年度】			現状【2013(平成25)年度末】
「元気な高齢者」（65歳以上の高齢者のうち、要支援・要介護者認定を受けていない者）の割合が83パーセント以上になっている。			80.4パーセント
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(令和4)年度】			会計区分
1, 219, 427千円			介護保険事業特別

4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

これまでわたしたちが築いてきたノーマライゼーション*とリハビリテーション*の理念を継承し、障がいのある人もない人も、誰もが分け隔てられることなく、「地域で自分らしく生きるため」「安心して納得できる生き方を求めて」、それを実現していくことができるまちづくりを進めます。

障がいのある人を取り巻く環境は、複雑化、多様化しています。誰もが生まれてからずっと安心して暮らし続けられるよう、ライフステージ*に応じた一貫した支援体制を充実するとともに、災害等緊急時の備え、バリアのない環境づくりを進める必要があります。

また、道路や施設等の整備だけでなく、こころのバリアフリー*も実現し、障がいのある人ない人、団体、地域などあらゆる主体が支え合えるようなまちづくりを進めます。

◆ 前期実施計画【2015（平成 27）年度～2022（平成 34）年度】の目標

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
1	★（仮称）療育*・教育の総合センターで実施する相談及び障害児通所支援を利用したことがある子どもの、市内の 18 歳までの子どもに対する割合が 9.5 パーセントになっている。	4.7 パーセント（未就学児における療育利用者の割合） 【2012（平成 24）年度】	2012（平成 24）年に文部科学省が実施した調査等において、義務教育について特別な教育的支援を必要とする児童生徒が全児童生徒に対して約 9.5 パーセントの割合となっている。このことから、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のすべてが、相談や障害児通所支援を利用することをめざすもの。

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
2	★市内にあるグループホームで生活する人が 35 人(8 棟)になっている。	11 人(4棟)	<ul style="list-style-type: none"> ・現状において、市外のグループホーム等で生活する人が、市内で居住できることをめざし、24 人分の増加をめざすもの。 ・1棟あたり6人として、4 棟増加を想定。
3	(仮称)療育・教育の総合センターにおいて、障がいのある子ども、発達に心配のある子ども(0歳～18 歳)に対してライフステージに応じた継続的な支援が行われている。	就学前と就学後で継続した支援になっていない。	2016(平成 28)年度の(仮称)療育・教育の総合センターの設置により、継続的な支援を行うもの。
4	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人が4人以上になっている。	0人	国の指針が 2012(平成 24)年度実績の2倍であることから、本市の同年度の実績(2人)の2倍を目標としたもの。
5	「逗子市障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査(障がいのある人以外対象)」において、こころのバリアフリーが推進されていると考える人の割合が 80 パーセント以上になっている。	60.6 パーセント 【2013(平成 25)年度調査】	

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	<p>少子高齢化、核家族化が進み、地域社会や家族の様相も大きく変化し、さらに発達障害者支援法の施行後は、発達に心配のある子どもが全国的に顕在化してきている。本市においても同様な傾向がみられる中、こうした子どもたちへの支援には、新たな考察や手法・体制が求められている。</p>	<p>★療育の対象年齢を拡大し、就学後の支援体制を強化して18歳までの子どものライフステージに応じた継続的な支援を行うため、(仮称)療育・教育の総合センターを設置する。</p> <p>★療育を必要とする子どもの早期発見・早期療育への対応のための相談、保護者のケアの充実を図る。</p> <p>・相談支援事業所と連携し、生涯を通じた継続的な支援を行う。</p>
2	<p>障がいのある人が自立し、社会参加ができる環境を整えることが求められている。</p>	<p>★障がいのある人の居住の場を確保するとともに、地域生活を支援することにより自立を促す。</p> <p>・障がいのある人の雇用の機会や場所の確保等により自立を支援する。</p>
3	<p>障がいのある人もない人も分け隔てられることなくすべての人々がその人らしく生きていくことをみんなで支え合うことができるよう、こころのバリアを取り払う取り組みが求められている。</p>	<p>・障がいのある人への理解を深めるため、福祉教育や学習の場を充実させるとともに、人々のふれあいの場を確保するなど啓発や地域への働きかけを強化する。</p> <p>・障がいのある人やその家族、地域等における自発的な取り組みを支援する。</p>
4	<p>障がいのある人もずっと安心して暮らし続けられるよう災害等緊急時の備えやバリアのない環境づくりが求められている。</p>	<p>・避難行動要支援者*支援制度など災害時にも地域で支え合えるような仕組みづくりを推進する。</p> <p>・ユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた公共施設のバリアフリー化を推進する。</p>

★ リーディング事業

事業名	療育推進事業	所管名	障がい福祉課
事業概要	<p>目的：障がいのある子どもや発達に心配のある子ども及びその保護者が、生涯安心して地域で生活できるよう支援する。</p> <p>対象：障がいのある子ども、発達に心配のある子ども（0～18歳）及びその保護者、その支援者等</p> <p>手段：子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもが現在及び将来ともにその持てる力を十分に発揮した生活が営めるよう教育と連携した総合的な支援を行う。相談機能を充実させ、学齢期も含めたワンストップ相談受付ができる体制を整え、保護者や支援者の幅広いニーズに応じる。新たな療育体制を構築し、専門性を向上するとともに、教育との連携を強化し、就学後も継続した支援を行う。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称) 療育・教育の総合センターの整備、開設 ○ (仮称) 療育・教育の総合センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談体制の充実 ・ 教育等関係機関との連携 ・ 療育機能の充実 		<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称) 療育・教育の総合センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談体制の充実 ・ 教育等関係機関との連携 ・ 療育機能の充実 	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
<p>(仮称) 療育・教育の総合センターで実施する相談及び障害児通所支援を利用したことがある子どもの、市内の18歳までの子どもに対する割合が8パーセント（注）になっている。</p>		<p>4.7パーセント （未就学児における療育利用者の割合） 【2012（平成24）年度】</p>	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
<p>(仮称) 療育・教育の総合センターで実施する相談及び障害児通所支援を利用したことがある子どもの、市内の18歳までの子どもに対する割合が9.5パーセント（注）になっている。</p>		<p>4.7パーセント （未就学児における療育利用者の割合） 【2012（平成24）年度】</p>	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
687,320千円		一般	

事業名	民間障がい者福祉施設整備等促進事業		所管名	障がい福祉課
事業概要	<p>目的：障がいのある人もない人も誰もが分け隔てられることなく、その人らしく生きていくことをみんなで支え合えるまちづくりを推進する。</p> <p>対象：民間障がい者福祉施設の設置者等</p> <p>手段：障がいのある人が地域において人格と個性を尊重しながら安心して自立した生活を送ることができる場を確保するため、社会福祉法人等が本市に設置するグループホームの整備に要する経費の一部を補助するなどにより、民間障がい者福祉施設の整備等を促進し、併せて利用者の支援を行う。</p>			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度		
○グループホーム整備事業等補助制度の創設、運用		○グループホーム整備事業等補助制度の運用		
目標【2018(平成30)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
市内にあるグループホームで生活する人が23人（6棟）になっている。			11人（4棟）	
目標【2022(平成34)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
市内にあるグループホームで生活する人が35人（8棟）になっている。			11人（4棟）	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】			会計区分	
239,528千円			一般	

5 誰もが心豊かに子育てできるまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住みなれた地域で安心して子どもを産み育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。

さらに、家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に育むまちづくりをめざします。

◆ 前期実施計画【2015（平成 27）年度～2022（平成 34）年度】の目標

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
1	★子育てに関するポータルサイトのアクセス数が、2018（平成 30）年度の年間アクセス数の 20 パーセント増となっている。	子育てに関するポータルサイトがない。	これから構築するポータルサイトであって、内容によってアクセス数は大幅に異なる。できるだけアクセス数が増えるようなポータルサイトの構築をめざす。

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
2	<p>★逗子市体験学習施設「スマイル」の主催講座の年間延べ参加者数が2,000人、年間延べ利用者数が60,000人になっている。</p>	<p>開所されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市体験学習施設は、2014(平成 26)年4月に第一運動公園内に開所した施設で、小さい子どもと保護者が憩う場所、中学・高校生の居場所、生涯学習からスポーツまでいろいろな活動をする場所、様々な世代が交流する場所、いざという時の防災拠点などの機能を兼ね備えたもの。「スマイル」は愛称。 ・2013(平成 25)年度の青少年会館の実績(講座受講者数約 1,000 人、利用者数 30,000 人)をもとに、実際に利用の中心となる中学・高校生をメンバーとする体験学習施設の企画運営委員会による企画を取り入れた講座・イベントの実施により利用者の倍増をめざすもの。
3	<p>「逗子市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」における子育ての環境や支援の満足度が25パーセントになっている。</p>	<p>15.2パーセント 【2013(平成 25)年度調査】</p>	<p>施設整備等、事業の推進に時間を要する事業が多いため、既存の事業内容の制度拡充を行い(ずしファミリー・サポート・センター事業の病児・病後児の預かり、妊婦健診補助等)、5年間で満足度の10ポイントアップをめざす。</p>
4	<p>教育・保育施設等を希望する人すべてが、希望する施設を利用できる。</p>	<p>保育所入所待機児童数18名 【2013(平成 25)年4月1日現在】</p>	<p>2015(平成 27)年度から施行される子ども・子育て支援の新制度における逗子市子ども・子育て支援事業計画に基づき、希望する人すべてが、希望する施設を利用できることをめざす。</p>
5	<p>ほっとスペースの年間延べ利用者数が26,000人になっている。</p>	<p>約10,000人 【2013(平成 25)年度調査】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ほっとスペース」とは、市立小学校の多目的教室等や親子遊びの場*などを利用し、乳幼児が安心して遊べる場の提供、参加しやすいイベント等を行う子育て支援の場をいう。 ・2014(平成 26)年度に池子ほっとスペースを開設したことに伴い、年間1万人程度の利用の純増が見込まれる。それに加えて、子育て支援に関する情報発信の充実等の施策を行うことで、年に3パーセント以上の延べ利用者数の増加を継続的にめざすもの。

◆ 現況・課題、取り組み ※2020年（令和2年）3月変更

No.	現況・課題	取り組み
1	<p>社会情勢や家庭、地域を取り巻く環境の変化などにより、保育や子育ての支援を必要とする児童や子育てに不安や負担を感じている保護者は増加している。</p> <p>従来の保育システムだけでは対応しきれないケースが多くなっており、幅広いニーズに対応できる体制を築く必要がある。</p> <p>子育てに関する相談について、子育て支援センター*や母子保健の健診等様々な場や機会を提供し、その中での問題を共有し、児童虐待防止やその他の問題解決を進めていく必要がある。</p>	<p>★子育てに関する情報の一元化、総合化を行い、子育て情報の提供を充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする人の個々の実情を踏まえて、保育所や放課後児童クラブ*などのほか、一時預かりを含む一時保育の実施、ずしファミリー・サポート・センター*事業等を実施する。 ・ほっとスペース*、親子遊びの場など親子が自由に利用でき、集える場を確保する。 ・様々な保育ニーズに対応するため、駅前等交通の利便性の高い地域で保育関連事業の実施を検討する。
2	<p>子どもたちが地域社会でいきいきと活動できるよう、地域社会に中学・高校生を含む子どもの居場所を確保するとともに、自主的な活動を支援することが求められている。</p>	<p>★中学・高校生については体験学習施設「スマイル」*を拠点に、様々な講座やイベント等の企画運営ができる体験学習施設の企画運営委員会を設置し、子どもの居場所をつくとともに、地域でいきいきと活動できるように支援する。</p>
3	<p>妊娠中から乳幼児期、思春期に至るまで母子ともに健康な発育・発達を支援する必要がある、特に近年増加傾向にある虐待の予防を含めた育児支援の充実が求められている。</p>	<p>虐待予防を含めた育児相談や教室、健康診査、訪問活動などの充実を図る。</p>
4	<p>保育所入所待機児童が増加している中で、2015(平成27)年度から子ども・子育て支援の新制度が施行されることとなっている。</p> <p>今後は、小学校就学前の児童に、質の高い教育と保育を、希望者全員に提供することが求められている。</p>	<p>各施設の設置主体の意向を尊重しつつ、新制度に位置付けられた、認定こども園*や小規模保育*施設等、多様な教育・保育施設が市内で事業展開されるよう支援し、充実を図る。</p>

★ リーディング事業

事業名	子育てネットワーク構築事業		所管名	子育て支援課 児童青少年課
事業概要	<p>目的：子育てについての悩みや仲間づくり等の相談、様々な情報が得られ、地域の中で子育てを楽しみ、仲間づくりができる環境づくりをすることで、誰もが心豊かに子育てできるまちの実現を図る。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：子育てに関するポータルサイト*を構築し、インターネットを活用した情報の発信と収集を一元的、総合的に行う。 子育てに関わる団体等が情報や課題を共有し、解決策を学び合う場として「子育てに関わるネットワーク会議」を逗子市社会福祉協議会と連携しながら設置する。 ポータルサイトとネットワーク会議を連携させることで、「子育てネットワーク」として総合的に子育て支援を推進する。</p>			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度		
<p>○子育てに関するポータルサイトの構築、運営</p> <p>○子育てに関わるネットワーク会議の設置・運営 ・子育て関連情報・課題の共有</p>		<p>○子育てに関するポータルサイトの運営</p> <p>○子育てに関わるネットワーク会議の運営 ・子育て関連情報・課題の共有</p>		
目標【2018(平成30)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
子育てに関するポータルサイトが構築され、子育てに関する情報の収集と発信が一元的、総合的に行われている。			子育てに関するポータルサイトがない。	
目標【2022(平成34)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
子育てに関するポータルサイトのアクセス数が、2018(平成30)年度の年間アクセス数の20パーセント増となっている。			子育てに関するポータルサイトがない。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】			会計区分	
5,760千円			一般	

事業名	体験学習施設講座等事業	所管名	児童青少年課
事業概要	<p>目的：児童青少年の健全育成を推進する。また、施設利用者、市内在住・在学児童青少年の日頃の活動の成果発表及び交流の場を提供する。</p> <p>対象：児童青少年及び市民</p> <p>手段：体験学習施設主催により児童青少年対象の講座を実施する。実行委員会による体験学習施設まつり等の企画運営を行う。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
<p>○体験学習施設の企画運営委員会企画事業の実施</p> <p>・企画運営、実施に携わる人材の育成講座の実施</p> <p>○実行委員会形式による体験学習施設まつり等の実施</p>		<p>○体験学習施設の企画運営委員会企画事業の実施</p> <p>・企画運営、実施に携わる人材の育成講座の実施</p> <p>・講座受講生による企画運営、講座の実施</p> <p>○実行委員会形式による体験学習施設まつり等の実施</p>	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
<p>逗子市体験学習施設「スマイル」の主催講座の年間延べ参加者数が1,500人、年間延べ利用者数が50,000人になっている。</p>		<p>開所されていない。</p>	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
<p>逗子市体験学習施設「スマイル」の主催講座の年間延べ参加者数が2,000人、年間延べ利用者数が60,000人になっている。</p>		<p>開所されていない。</p>	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
13,192千円		一般	

第2節

共に学び、共に育つ

「共育（きょういく）」のまち

- 1 子どもも大人も輝く生涯学習のまち
- 2 文化を新たに創造するまち
- 3 スポーツを楽しむまち
- 4 学校教育の充実したまち
- 5 子どもも大人も共につながり成長していくまち

1 子どもも大人も輝く生涯学習*のまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学びを楽しむことができるよう、一人ひとりの力と行動で、教え合い学び合いを形にしていきます。

そして、学ぶ楽しみ教える喜びで地域の一人ひとりがいきいきと輝いているまち、互いの生き方を尊重し育み合えるまち、学習活動の域を越えて学んだ成果を様々な形で生かすことで元気な地域づくりへとつながっていくまち、生涯学習活動のまち逗子をめざします。

◆ 前期実施計画【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】の目標

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
1	★子どもを対象にした「共育」*の講座に参加する子どもが年間延べ2,000人になっている。	各所管で一部実施されているが、「共育」と位置付け、横断的な集計はされていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・「共育」の講座とは、世代間交流を通じ、共に学び合い、共に育つことを趣旨とした講座であり、講師は地域の大人等を想定。 ・市民協働課主催講座のほか、ふれあいスクール*や体験学習施設「スマイル」*の事業などに関しても「共育」の講座と位置付け、小学校区あたり延べ400人をめざす。 ・様々な場所、所管において活発に講座が開催され、参加者にとってメニューが増えることをめざすものであるため、実人数の集計は実質上不可能である。延べ人数を増やすことは、講座の開催日数を増やすことにつながると考える。

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
2	「共育」に関するポータルサイト*に参加している団体が 200 団体になっている。	ポータルサイトを立ち上げていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・「ポータルサイトに参加」とは団体情報やイベント告知など、何らかの情報をポータルサイトに投稿すること。 ・生涯学習グループ・サークルの 80 パーセントがポータルサイトに参加することをめざす。(250 団体×0.8=200 団体) ・団体の性質上、インターネットでの広報を希望しないもしくは効果的でないケースも考えられるため、100 パーセントの参加をめざすのではなく、希望するすべての団体が参加できるよう操作研修や広報を行うなど底上げをめざす。
3	生涯学習グループ・サークルの届出(登録)が 250 件になっている。	203 件	現在の生涯学習ハンドブックに登録している団体をベースに8年間の増加分を想定。(203 件+5 件×8 年間+ α =250 件)
4	市民交流センターの会議室の利用率が 70 パーセントになっている。	62 パーセント	「利用率」は使用単位毎に算出。現状より高い値をめざす。
5	生涯学習関連情報の窓口が一本化されている。	窓口が一本化されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では、市内で行われている生涯学習関連情報を一元的に提供している窓口がない。したがって、市民は参加したい講座があっても、どこで開催されているのか分からない。 ・市民交流センターに「生涯学習関連情報の窓口」を設置し、様々な情報を総合的に提供していく予定。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	<p>多様化する市民の学習ニーズに応えるため、すべての市民がそれぞれの状況や必要に応じて、いつでも自由に学習機会を捉え学習できるようにする必要がある。</p> <p>生涯学習が広く多くの人にとって身近に、より参加しやすいものにするためには、身近な場が必要であり、地域に根ざした学習の場が求められている。</p>	<p>★市や市民団体等が実施する講座やイベント等をつなぎ、学習機会をコーディネートする仕組みをつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が組織する団体や市民との協働と連携に努める。 ・ずし楽習塾講座*のあり方を常に検討し、ライフステージ*や学習要求に応じた学習機会を提供する。 ・子育て、学習支援、習い事など様々な目的に身近な地域拠点を活用して、「共育」*活動を推進する。 ・図書館において、生涯学習の多様なニーズに応えるために、資料の充実と読書に親しむ機会を提供する。
2	<p>子どもの生活体験・自然体験、世代間交流等の減少に伴い、学校・家庭・地域で共に学び合い、共に育つ「共育」の場づくりが求められている。</p>	<p>★熟年者の知恵や経験が、他世代の人たちに役立ち喜ばれるような「共育」の仕組みづくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「共育」のまちづくりの基本的な考え方の普及を図る。 ・世代間交流事業を実施する。
3	<p>学校・家庭・地域の連携による「共育」活動を深め、より開かれた学校を推進し、生涯学習の場、機会の充実を図ることが求められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課外における教育としての「共育」を推進する。 ・生涯学習関連施設の受付窓口の一元化及び予約システムの構築を図るとともに、開放施設の拡大について検討する。

★ リーディング事業

事業名	共育ネットワーク構築事業		所管名	市民協働課
事業概要	<p>目的：子どもがいきいきと生きていく力と心を育むとともに、これに関わる大人世代を含むすべての市民が共に育つ仕組みをつくる。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：既存の生涯学習推進事業を発展させ、市の主催する講座やイベント、市民団体の主催する講座やイベントをつなぎ、人材やプログラムに関する情報を提供するなど学習機会をコーディネートする仕組みをつくる。</p>			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度		
<p>○共育ネットワークシステムの構築、運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイトの検討、立ち上げ ・ポータルサイトの運営 <p>○子ども対象の学習メニューの検討</p>		<p>○共育ネットワークシステムの運営</p> <p>○子ども対象「共育」講座事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども対象「共育」講座事業立ち上げ ・子ども対象「共育」講座運営 		
目標【2018(平成30)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
「共育」に関する講座等の情報を一括するシステムが運用されている。			各所管で一部実施されているが、「共育」と位置付け、横断的に集約されていない。	
目標【2022(平成34)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
子どもを対象にした「共育」の講座に参加する子どもが年間延べ2,000人になっている。			各所管で一部実施されているが、「共育」と位置付け、横断的な集計はされていない。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】			会計区分	
400千円			一般	

2 文化を新たに創造するまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

文化芸術は、生活に潤いや刺激を与え、共感や連帯を生み、人の心を豊かにします。さらに、新たな付加価値を生み出すなど、地域社会にとっても多様な可能性を秘めています。

わたしたちは、逗子の伝統文化を継承するとともに、潜在的な文化資源を掘り起こして、地域の文化を市民の手で拓き、互いを高め合い、育むことで、「まちが文化を活かし、文化がまちを活かす」地盤をつくります。そして、逗子の多彩な文化資源と恵まれた自然環境を背景に生まれる、個性的で創造的な文化芸術の力で、文化と自然がつむぐ活力あるまち（地域社会）の発展をめざします。

◆ 前期実施計画【2015（平成 27）年度～2022（平成 34）年度】の目標

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
1	★逗子アートフェスティバルの参加企画数が 30 企画になっており、質の向上が図られている。	25 企画	「質の向上」については、逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会が評価している。
2	文化プラザホールにおいて、質の高い自主文化事業が実施され、ホール自主事業の入場者アンケートの満足度が 90 パーセントを超えている。	86.1 パーセント	入場者に配布するアンケートにおいて、「満足」「やや満足」と答えた人の割合を合算。

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
3	ホール貸館利用者アンケートによる満足度で「良い」が75パーセントになっている。	実施していない。	
4	文化プラザホールの入場者(観客)が年10万人以上になっている。	92,218人	<ul style="list-style-type: none"> ・なぎさホールの年間入場者:リハーサルを行うため1興業あたり営業日(309日)がすべて2日ずつ利用され、定員(555人)の80パーセントの入場があるものと想定 $555人 \times 80\% \times 309日 \times 1/2 = 68,598人$ ・さざなみホールの年間入場者:営業日(309日)がすべて利用され、定員(134人)の70パーセントの入場があるものと想定(リハーサルは想定しない) $134人 \times 70\% \times 309日 = 28,984人$ ・両ホール合計:68,598人 + 28,984人 = 97,582人 \approx 100,000人

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	2014(平成26)年度から、文化プラザホールの管理運営(文化プラザの小学校を除く部分の維持管理を含む)は指定管理者制度*に移行している。 モニタリング*により、文化プラザの維持管理状況、ホールにおける自主文化事業、それらに要するコストを勘案したより良い管理運営が求められている。	月例、年度、随時モニタリングを実施するに当たり、随時施設に立ち入り、管理業務の実施状況及び財務状況についての説明または関係書類の提出を求め、必要に応じて指導・助言または改善勧告を行う。
2	築10年を超えたホールは、早めに改修・修繕を行うことで長寿命化が可能だが、十分とは言えない状況である。	<ul style="list-style-type: none"> ・改修・修繕については、きめ細かな点検や劣化に応じた適切な修繕などを計画的に実施し、施設及び設備の安全と機能維持、さらには将来の財政負担の軽減に努める。 ・指定管理者と施設の指定管理担当所管による定例的な連絡調整会議等を実施し、責任の所在を明確にしていく。

No.	現況・課題	取り組み
3	<p>伝統文化を継承するとともに、潜在的な文化資源を掘り起こし、市民が主体となって地域の文化を育み、文化がまちを生かす地盤をつくることが求められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の文化団体(個人を含む)との連携を図りつつ、市民が日常生活の中で多様な文化芸術を自由に表現できる環境づくりを推進していく。 ・文化やイベントに関する情報提供を行う。 ・ホールの指定管理者と協議し、対象を拡大したアウトリーチ*活動を実施していく。
4	<p>逗子アートフェスティバルの継続開催により、市民の潜在的な能力の顕在化・活性化による「まちなか文化」を創出するとともに、文化芸術活動に携わる市民のネットワークを強化していく必要がある。</p> <p>アートの力を地域の課題解決や活性化へとつなげるためには、一定期間継続することが大切である。予算の確保、開催方法、市民による事務局体制が課題となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★逗子アートフェスティバルは、3年に1回は国等の助成金を確保するなど大規模な催しとする。その間の2年間は、経費を抑えて市民が自ら企画・実施する。 ★アートを通して市民がつながることで、地域の課題解決を模索していく。 ★市民と市との役割を明確にした上で、事務局機能を市民が担えるよう市民意識の向上を図り、アートフェスティバル実行委員会メンバーと共に検討し、文化発展のため協働を進める。

★ リーディング事業

事業名	文化振興事業（逗子アートフェスティバルの充実）		所管名	文化スポーツ課
事業概要	<p>目的：文化と自然がつむぐ活力あるまちを実現させる。 対象：市民 手段：逗子アートフェスティバルをはじめとする文化振興事業を推進する。また、市民が主体的に実施する文化芸術活動について、後援等により支援する。</p>			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度		
○文化振興基本計画調査・評価委員会の開催		○文化振興基本計画調査・評価委員会の開催		
○逗子アートフェスティバルの開催（トリエンナーレ*方式による開催）		○逗子アートフェスティバルの開催（トリエンナーレ方式による開催）		
目標【2018(平成30)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
逗子アートフェスティバルの参加企画数が28企画になっており、質の向上が図られている。			25企画	
目標【2022(平成34)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
逗子アートフェスティバルの参加企画数が30企画になっており、質の向上が図られている。			25企画	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】			会計区分	
28,168千円			一般	

3 スポーツを楽しむまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

わたしたちは、スポーツ都市宣言*の理念に基づき、市民一人ひとりがスポーツに親しみ健康な心とからだをつくる「健康づくり」、みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり明るい生活を営むことができる「場づくり」、スポーツを通じていきいきとした地域連携の輪をひろげる「交流づくり」、スポーツを通じて活力に満ちたまちづくりを推進する「基盤づくり」を進めます。

一人でも多くの市民が、スポーツに親しみ、互いに高め合うことで、健康で豊かな生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、誰もが気軽にスポーツ、健康づくりができるまちをめざします。

◆ 前期実施計画【2015（平成 27）年度～2022（平成 34）年度】の目標

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
1	★逗子市スポーツの祭典への参加者が延べ 5,000 人になっている。	実施していない。	市民健康まつりの参加者が 1,000 人。開催期間を延長し、より多くの人が参加しやすいイベントをめざす。
2	「(仮称)スポーツに関する実態調査」において、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(66.7 パーセント)となる。	62.8 パーセント 【2010(平成 22)年度】	文部科学省が実施した「体力・スポーツに関する世論調査」(2013(平成 25)年1月)によると、週1回以上スポーツをしている人の割合は 58.7 パーセント。本市においては現状を維持し、より高い数値をめざす。
3	総合型地域スポーツクラブ*(うみかぜクラブ)の会員登録数が 1,000 件になっている。	785 件	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000 件は 2014(平成 26)年度までの総合計画実施計画の目標値。 ・逗子市スポーツの祭典の開催などにより、スポーツをする人の裾野を広げることにより、約 30 パーセントの増加を見込む。

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
4	アーチェリー場新規整備・弓道場改修工事が完了している。	弓道場が老朽化している。	アーチェリー場を新規に整備した後、弓道場の改修を予定。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	<p>本市の成人の週1回以上のスポーツ実施率は62.8パーセントとなっており、全国値58.7パーセントを上回っているが、今後とも、市民一人ひとりが気軽にスポーツに親しみ、健康な心と体をつくることのできるような機会の提供を行っていくことが重要である。</p> <p>子どものスポーツ離れによる体力不足が社会問題となっている中、本市の小・中学生の週1回以上のスポーツ実施率は92.3パーセントと高いが、青少年の健全育成、子どもたちからの健康づくりのためにも、継続してスポーツに親しめる環境づくりが求められる。</p>	<p>★スポーツイベントやスポーツ、健康・体力づくり教室を企画し、開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中学校と地域スポーツ関係団体との連携によるスポーツ実施機会を拡充する。 ・高齢者向けスポーツプログラムの普及を図る。 ・障がいのある人の大会への参加支援を行う。 ・生涯スポーツ、競技スポーツ、学校における体育活動との連携を図るとともに、地域に開かれた学校体育施設の充実に努める。 ・国籍を問わずスポーツを通じた市民交流や他市町村とのスポーツ交流を推進する。 ・みるスポーツの楽しさを普及する。 ・市民へ「スポーツ実施と健康づくり」に関する情報発信を行う。 ・市民等からの情報収集体制の充実に努める。

No.	現況・課題	取り組み
2	<p>これまで市内の各地域体育会で開催している運動会等でスポーツを通しての市民交流が図られてきたが、2006(平成18)年に総合型地域スポーツクラブ「うみかぜクラブ」が誕生したことにより、スポーツを楽しみながら健康維持・増進と市民交流の場が用意されている。</p> <p>少子高齢化、ライフスタイルの変化など社会的環境の変化に伴い、スポーツに対するニーズも多様化している中、今後も市民が一緒になってスポーツを楽しむことのできる場づくりに、既存の資源を生かして、取り組んでいくことが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★逗子市スポーツの祭典を実施する。 ・地域対抗競技種目を拡充する。 ・逗子の地域特性を生かしたスポーツ活動を推進する。 ・総合型地域スポーツクラブの育成、普及・啓発、活動支援を行う。
3	<p>本市には、地域に根ざしたスポーツやレクリエーションを企画・立案・実施する地域体育会、学校支援地域本部*における地域コーディネーター*や学校支援ボランティア*の方など貴重な人材が活動している。こうした動きを支援するとともに、人材を養成していくことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・健康づくり関係指導者の育成及び活動支援を行う。 ・スポーツ・健康づくり関係指導者のデータベースを作成する。 ・スポーツの推進、健康づくりに関する相談体制の充実を図る。
4	<p>「池子住宅地区及び海軍補助施設」*内にある西側運動施設の市民利用の拡大が求められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・池子住宅地区の一部約40haの共同使用を受けて、池子の森自然公園の整備を図る。 ・池子の森自然公園内にアーチェリー場を整備し、老朽化している現在の弓道場を改修する。

★ リーディング事業

事業名	スポーツ推進事業（逗子市スポーツの祭典）	所管名	文化スポーツ課
事業概要	<p>目的：市民が生涯にわたって、生活の一部にスポーツを取り入れ、スポーツを楽しんでいくために、子どもから高齢者まで、すべての市民が気軽にスポーツに親しむことのできる機会を提供し、継続的にスポーツを実施していくためのきっかけづくりとして「逗子市スポーツの祭典」を実施していく。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：逗子市スポーツの祭典実行委員会が中心となり企画・立案・運営を行う。市内スポーツ関連団体と協働して開催する。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
○逗子市スポーツの祭典の開催 ・逗子市スポーツの祭典実行委員会による検討		○逗子市スポーツの祭典の開催 ・逗子市スポーツの祭典実行委員会による検討 ○東京オリンピック・パラリンピック開催記念イベント等の実施	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
逗子市スポーツの祭典への参加者が延べ4,000人になっている。		実施していない。	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
逗子市スポーツの祭典への参加者が延べ5,000人になっている。		実施していない。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
10,480千円		一般	

4 学校教育の充実したまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

人は自然と社会の中で生涯学び続けていくことが必要です。その入り口の一つとして学校教育は大きな役割を果たすものです。今日、価値観の多様化や高度な情報化社会の中にあって、子どもたちが身につけなければならない力は多岐にわたっています。これまで受け継がれてきた知識や文化・伝統などを踏まえ、地域社会や家庭と連携し人間性溢れる教育、限りある命を生きていることの素晴らしさを感じることができる教育を行っていくこと、そしてこれからの国際社会の一員として生きていく力を養うことが必要です。

いつの時代にも変わってはならない本質の部分の土台に、その時々々の教育的課題に臨機応変に対応して、「豊かな人間性」・「確かな学力」・「健康な心身」を目標として『自ら考え、心豊かに、たくましく生きる逗子の子ども』の育成を図ります。

◆ 前期実施計画【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】の目標

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
1	★「お互いを認め合える学級づくり」が、すべての学級で行われている。	小学校の一部の学級でモデル的に実施されている。	「お互いを認め合える学級づくり」を進めるために、グループワーク*や構成的グループエンカウンター*などの自己開示や他者理解等を促進するプログラムを計画的に実施しながら、すべての学級が取り組むことをめざす。

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
2	<p>★すべての教員が「自己チェックリスト」を活用して授業と学級経営についての振り返りを行っている。</p>	<p>2013(平成 25)年度に自己チェックリストを作成した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「授業についての自己チェックリスト」とは、わかりやすい授業を構成する視点(授業準備・教材研究・学習環境・授業構成・子どもの参加・学習支援等の項目)についてその実施状況を自己評価するもの。 ・「学級経営についての自己チェックリスト」とは、お互いを認め合える学級をつくるために必要な取り組みの視点(担任と子どもとの人間関係・子ども同士の関係・集団への貢献・ルールの確立等の項目)について、その実施状況を自己評価するもの。
3	<p>個別支援が必要なすべての児童生徒に対し、支援シートが作成され、活用されている。</p>	<p>特別支援学級の児童生徒については作成されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「個別支援が必要な児童生徒」とは、発達に課題があり、特別支援学級や支援教室、通常学級においてその対応に個別の配慮が必要な児童生徒を指している。 ・「支援シート」とは、児童生徒の状態を把握し、保護者・学校・専門機関が協議して支援方針を策定するもの。小学校から中学校への支援の継続性も図ることができる。
4	<p>★ICT(情報通信技術)*環境を整え、情報機器を活用した授業づくりをすべての教員が児童生徒のニーズに応じて行っている。</p>	<p>小学校を中心とした教員の一部で進められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報機器を活用した授業づくり」とは、言語や文字だけでなく、視覚的な情報等を情報機器を活用して効果的に提示する授業を展開することで学習効果を高めるなどの工夫を指している。 ・「児童生徒のニーズに応じて」とは、意欲・関心を高めるために必要だと判断される場合、言語だけでは理解が困難な児童生徒にとって必要がある場合、等を指している。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	「わかりやすい授業づくり」・「お互いを認め合える学級づくり」・「心と体の健康づくり」の取り組みを進めるとともに、児童・生徒自らが学ぶ方法や態度を習得する必要がある。	★授業や学級経営についての「自己チェックリスト」を作成し、市立学校で活用することで教員の指導力の向上を図る。
2	個別支援を必要とするすべての児童生徒に適切な個別支援計画を策定し、通常学級や支援教室等において学びの場を保障することが必要である。	★個別支援が必要なすべての児童生徒について支援シート*を作成することで個別支援計画を策定する。
3	学習に活用できる新しい機器の導入と活用などについてインフラ整備等を進める必要がある。	★新しいICT機器を活用した授業の研究等を今後も継続して進め、導入に向けた環境整備を計画的に進めていく。
4	支援教育*を推進するため、学校だけでなく、専門機関との連携を深めていく必要がある。	スクールカウンセラー*・支援教育推進巡回指導員*・学習支援員*などを学校に派遣することにより学校の取り組みをサポートしていく。
5	療育*を必要とする子どもに対し、就学後も継続した支援を行う必要がある。	(仮称)療育・教育総合センターにおいて、学校や保護者と連携しながら発達段階に応じた支援を進める。
6	団塊の世代の教員の大量退職によって学校は経験年数の少ない教員とベテラン教員の二極化の状況にあり、教員の指導力の向上は喫緊の課題となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校で授業・学級経営・児童生徒指導の取り組みを標準化し、各学校で実践していく。 ・教育指導教員による学校での具体的な指導とともに研修の充実を図る。
7	保護者・地域との連携について、どのように充実していくのか改めて検討して行く必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域の連携による「共育」*活動を推進し、市民が地域に開かれた学校づくりに積極的に参画できる仕組みを発展させる。 ・放課後児童クラブ*やふれあいスクール*指導員との情報共有や研修体制を構築する。

No.	現況・課題	取り組み
8	いじめや不登校などの教育的課題について信頼に基づく指導を充実させていく必要がある。	信頼に基づいた指導推進担当者*や教育相談コーディネーター*などを中心に、各学校で組織的に取り組みを進めていく。
9	児童生徒が情報を取捨選択し正しく活用する能力を身に付けられるように、情報モラル*の教育及び情報リテラシー*の育成を図る必要がある。	児童生徒の発達段階に応じて、情報教育の指導計画を整備する。
10	小1プロブレム*や中1ギャップ*など、幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校のスムーズな接続と連携が望まれている。また、幼稚園・保育園・小学校間、小学校・中学校間の相互の学びや生活の理解を進めていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園・小学校との連携、小学校と中学校との教職員レベルでの交流を進める。 ・園児と児童の交流、児童の中学校体験を進める。

★リーディング事業

事業名	教員の授業力・学級経営力・児童生徒指導力向上重点事業	所管名	学校教育課 教育研究所
事業概要	<p>目的：各市立学校において、「わかりやすい授業づくり」や「お互いを認め合う学級づくり」などに関する教員の指導力向上を図り、予防的な指導・成長を促す指導・課題解決的な指導を推進することによって、児童生徒の健全育成をより一層図る。</p> <p>対象：各市立小・中学校の教員・児童生徒</p> <p>手段：授業と学級経営についての自己チェックリスト等の活用、学校のICT環境の整備と活用、保護者向け啓発リーフレットの配布や教員向け研修の充実など</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
<p>○「わかりやすい授業づくり」「お互いを認め合える学級づくり」を推進するための自己チェックリストの活用</p> <p>○個別支援を必要とする児童生徒に対する支援シートの作成・活用</p> <p>○ICT環境の整備と活用に向けた取り組み ・モデル推進校(小学校・中学校)の選定 ・ICT機器を活用した授業実践の蓄積 ・実践事例活用事例集の作成</p> <p>○児童生徒理解に向けた取り組み ・保護者向け啓発リーフレットの作成 ・教員向け研修の充実</p>		<p>○「わかりやすい授業づくり」「お互いを認め合える学級づくり」を推進するための自己チェックリストの活用</p> <p>○個別支援を必要とする児童生徒に対する支援シートの作成・活用</p> <p>○ICT環境の整備と活用に向けた取り組み ・個別支援が必要な児童生徒へのICT機器を活用した支援の研究 ・支援方法に関する実践事例活用事例集の作成</p> <p>○特別支援学級と通常学級の交流授業の実践事例の研究 ・授業実践事例集の作成・活用</p> <p>○児童生徒理解に向けた取り組み ・保護者向け啓発リーフレットの作成 ・教員向け研修の充実</p>	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
<p>①「お互いを認め合える学級づくり」が、50%以上の学級で行われている。</p> <p>②50%以上の教員が「自己チェックリスト」を活用して授業や学級経営についての振り返りを行っている。</p> <p>③情報機器を活用した授業づくりのモデル校を設定し、実践モデルが示されている</p>		<p>①小学校の一部の学級でモデル的に実施されている。</p> <p>②2013(平成25)年度に自己チェックリストを作成した。</p> <p>③小学校を中心とした教員の一部で進められている。</p>	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
<p>①「お互いを認め合える学級づくり」が、すべての学級で行われている。</p> <p>②すべての教員が「自己チェックリスト」を活用して授業と学級経営についての振り返りを行っている。</p> <p>③ICT環境を整え、情報機器を活用した授業づくりをすべての教員が児童生徒のニーズに応じて行っている。</p>		<p>①小学校の一部の学級でモデル的に実施されている。</p> <p>②2013(平成25)年度に自己チェックリストを作成した。</p> <p>③小学校を中心とした教員の一部で進められている。</p>	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
64,727千円		一般	

5 子どもも大人も共につながり成長していくまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

わたしたちは、将来像の中で「人間を大切にするまちでありたい」とうたっています。この理念の実現のためには、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、まちづくりに積極的に関わる「ひとづくり」がその第一歩となります。

社会教育*の充実をめざして、過去から附託された人類共通の財産である文化財を適切に保存し、未来に引き継いでいくとともに、現代的課題や地域課題について、共に学び、個を高め合う機会を広く市民に提供し、学校、地域、家庭のつながりを強化していくことで、地域社会、さらには世界に貢献できる「ひとづくり」に市民と共に取り組んでいきます。

わたしたちは、子どもも大人も共につながり成長していくまちの実現をめざします。

◆ 前期実施計画【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】の目標

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
1	★地域課題の解決に向けた人材育成のための講座やイベントが開催されている。	開催していない。	「地域課題の解決に向けた講座」とは、市民自らが地域の課題を解決する主体的な活動が行えるようにすることを狙いとするもの。
2	★社会教育講座等各種講座において、アンケート調査による、受講者評価が80点を超えている。	80点を超えていない講座がある。	「社会教育講座等各種講座」とは、現代的課題等をテーマに開催する講座。類似する他の講座の評価を参考に、目標として定めたもの。
3	地域で子どもを育てる環境づくりの構築に向けた家庭教育講座が5回開催されている。	3回	2014(平成26)年4月に開所した体験学習施設「スマイル」*において、新たに講座を開催していく。

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
4	市指定文化財の数が増加している。	市指定文化財 19件	未指定の文化財について、学術的な価値及び保護の必要性等を検討した上で優先順位を付け、順次指定に向けた手続きを進めていく。
5	名越切通*、長柄桜山古墳群*第1号墳の整備が完了し、公開活用されている。	整備中	名越切通第1期整備工事は2019(平成31)年度、長柄桜山古墳群第1号墳整備工事は2020(平成32)年度の完了を予定している。
6	文化財収蔵庫が設置され、遺物が適正に保管されている。	収蔵施設が不足している。	毎年20～30箱程度の出土品が増加しているが、老朽化した持田収蔵庫(桜山5丁目、プレハブ)はほぼ満杯、池子遺跡群資料館も収蔵庫に入りきらない整理箱が廊下に山積しており、一部は沼間小学校内倉庫に収蔵している。
7	図書館において、様々なテーマ設定により年間30回以上の図書の展示を行い、読書の推進を図る。	22回(一般向け12回、児童向け10回)	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の利用促進、普及活動・資料紹介等を目的として展示を行う。 ・2013(平成25)年度は、22回の展示実績であることから、さらにテーマ設定の幅を増やし、1年に1回の回数を増やすことにより8年後の展示回数を30回と設定する。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	<p>社会教育講座、家庭教育講座において、現代的課題や家庭の教育力の強化のための講座が行われているが、きっかけづくりが主であり、その後のフォローアップや、次のステージにつながる講座が不十分で、人材育成まで至る事業の効果が見えてきていない。</p> <p>地域の課題を地域で解決できるような、地域社会の成熟に向けた、学習機会の提供が必要である。</p>	<p>★市長部局、市民団体との連携を進め、講座の受講後、まちづくりに参画し、地域社会の担い手となっていくような、ひとづくり、人材育成を行う。</p>

No.	現況・課題	取り組み
2	<p>埋蔵文化財*保護に係る制度の周知と理解が十分とは言えず、保護措置が十全とは限らない上、出土品展示施設が不十分で、貴重な成果を十分活用できていない。積極的に整備を進めている国指定史跡*名越切通と長柄桜山古墳群については、今後、適切な維持管理及び公開活用の仕組みづくりと財政的負担が課題となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未指定文化財の調査研究を進め、調査検討の結果を文化財保護委員会に諮った上で、必要な文化財を新規指定し、保護を図る。 ・整備した史跡の維持管理について、持続可能な管理の仕組みを検討する。 ・開発関連部局との連携を強化しつつ、法手続きに遺漏がないよう事業者及び市民に対して普及・啓発を図る。 ・池子遺跡群資料館などのほか、ウェブページ等を積極的に活用し発掘調査成果の公開に努めるなど、後世に引き継ぐべき貴重な文化財の大切さを発信していく。 ・収蔵庫、展示施設の改善を図る。
3	<p>神奈川県・横浜市・鎌倉市とともに4県市で協力して進めていた「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録*について、2013(平成25)年度にイコモス(ユネスコの諮問機関)から不記載勧告がなされたことを受け、国がユネスコ世界遺産委員会へ提出していた推薦書を取り下げる事態となった。</p> <p>4県市として再度登録をめざすため、早急に現状分析を行い、新たなコンセプトを構築し、推薦書を作成していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の候補資産の比較研究を進め、その結果に基づき、構成資産の見直しを図った上で新たなコンセプトをつくり、「鎌倉」の文化遺産の持つ世界レベルで通用する「顕著に普遍的な価値」を訴える推薦書をつくる。 ・世界遺産登録推進を通じて、地域社会ばかりでなく、広く世界に目を向けた文化財の保護を意識できるような啓発を行っていく。
4	<p>古文書については、寄贈寄託文書の保存・管理、整理作業、公開活用のための場の確保が課題となっている。</p>	<p>古文書の保管、公開活用の場の確保を図り、公開活用に努める。</p>
5	<p>子どもから大人まであらゆる年代の利用者の学習、読書意欲を満たすために、資料の充実と利用者への積極的な図書館サービスの提供が求められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なテーマによる図書の展示を行うなど、子どもから大人まですべての利用者に情報提供サービスを行い、読書の推進を図る。 ・逗子市子どもの読書活動推進計画に基づき、市内の小・中学校等との連携・協力を密にして、読書環境を整える。

★ リーディング事業

事業名	各種講座事業	所管名	社会教育課
事業概要	<p>目的：市民の高度な学習要求に応えるため、逗子の歴史や文化財、現代的課題、地域課題等の学習機会を提供し、市民の学習活動やまちづくり、ひとづくりの講座を開催することで、地域活動等へのデビューのきっかけづくりを行う。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：逗子の歴史や文化財、現代的課題の講座、地域の課題を地域で解決するための人材を育成する講座や家庭教育講座、公民館のコミュニティセンター転用後の当該センターでの社会教育講座等を開催する。市民団体等と提携し、初年度目及び2年度目に講座の企画・立案をし、2年度目以降に連続性のある講座を開催する。</p>		
	主な事業内容		
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
<p>○社会教育講座等各種講座の実施</p> <p>○人材育成のための講座の検討、実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講座の企画・立案 ・ 2年間の連続講座の実施（第1期） 		<p>○社会教育講座等各種講座の実施</p> <p>○人材育成のための講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期開催講座の受講者アンケート調査の分析 ・ 3年間の連続講座の実施（第2期） <p>○人材育成講座の修了生の活動の場の検討、推進</p>	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
地域課題の解決に向けた人材育成のための講座やイベントが開催されている。		開催していない。	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
地域課題の解決に向けた人材育成のための講座やイベントが開催されている。		開催していない。	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
9,096千円		一般	

第3節

自然と人間を

共に大切にすまち

- 1 自然を大切にすまち
- 2 廃棄物による環境負荷の少ないまち
- 3 温室効果ガス排出の少ないまち
- 4 暮らしと景観に配慮したまち

1 自然を大切にするまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

首都圏に残された貴重な財産である自然を保全し、次世代に引き継ぐことは、健康で快適な生活環境を確保していくうえで重要・不可欠であり、わたしたちの責務です。

また、市街地においても、逗子の地域特性を最大限に発揮できるよう、潤いや安らぎのある環境を創造するとともに、緑地*の保全や住宅地の緑化を進めていきます。

わたしたちは、逗子の山、川、海、そしてまちなかの名所を回廊としてつなぎ、市民が様々な生き物等と接する中で、学び、安らぎ、遊び、憩うことができる環境づくりを進め、自然と人の共生するまちづくりを進めていきます。

◆ 前期実施計画【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】の目標

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
1	★「自然の回廊プロジェクト」において、道標や説明板の設置済みコースが100パーセントとなっている。	すべてのコースへの設置ができていない。	「自然の回廊プロジェクト」とは、市内の豊かな自然と文化に触れられる様々な場所を、連続性・回遊性を持った散策路として繋ぎ、逗子全域を一つの大きな「自然の回廊」と見立ててまちづくりを行っていくこと。
2	★特別緑地保全地区を全3地区指定している。	指定されていない。	「特別緑地保全地区」とは、都市計画区域内の緑地のうち、風致*または景観が優れている等、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都市計画に定める地域地区。
3	★池子の森自然公園の整備が完了している。	基本計画を策定した。	2018(平成30)年度に公園の整備を完了する予定。

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
4	市全域の緑被率*約 60 パーセントが維持されている。	58.3 パーセント 【2004(平成 16)年】	「緑被率」とは、地域内に占める樹林地や草などの緑で覆われた部分及び水面の面積割合をいう。
5	市民1人あたり都市公園面積が 10 平方メートルになる。	8.72 平方メートル	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市公園」とは、地方自治体が都市計画区域内に設置する都市公園法に定められる公園または緑地。 ・10 平方メートルは、都市公園条例で基準としている。
6	名越切通周辺の歴史的風土保存区域内の枢要な部分が、歴史的風土特別保存地区に指定されている。	指定されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・「歴史的風土保存区域」とは、いわゆる「古都保存法」により保存の対象とされる区域のこと。歴史上重要な建造物、遺跡など、これと一体で古都の美を構成している丘陵、山林、緑地などの自然的環境を有する土地の区域を国土交通大臣が指定する。 ・「歴史的風土特別保存地区」とは、歴史的風土保存区域内において、歴史的風土の保存上特に枢要な部分を構成している地域のこと、都市計画決定により地区が定められる。
7	河川の親水施設が4箇所となっている。	3箇所	下田橋上流の二級河川*護岸工事箇所への設置を県に要望していく。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	市街地を取り囲む既存緑地をこれ以上壊さず、連なった緑として連続的、体系的に保全する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズ、法令改正等を踏まえた条例規定・運用等の見直しを図る。 ・環境影響評価*を適切に維持し活用する。 ・神奈川県の実施する線引き*見直し時において、県の方針に合致する、市街化の見込みのない市街化区域*縁辺部の緑地については、地権者の同意を得た上で市街化調整区域*への編入手続きを行うことで良好な自然環境の保全を図る。(県の都市計画決定)
2	山と川と海の自然サイクルを取り戻すとともに、市民と逗子を訪れる人たちが、山と川と海で楽しく遊べるようにするため、市街地を取り囲む山、川、海を、それぞれの特徴を生かしながらつなぎ、自然の回廊*として保全整備を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ★「自然の回廊プロジェクト」として、自然と人が調和し、回遊性と活力のあるまちづくりを図る。 ★緑の美しい山にもっと親しめる環境づくりとして、ハイキング道や案内板の整備により魅力の増大を図るほか、子どもたちを遊ばせるための山の活用などに取り組む。 ★「自然の回廊プロジェクト」を推進する市民団体の設立を支援し、その会員の増加のためのPR、シンポジウム等を行う。 ★各ゾーンの主要部に付随するコースを決定する。
3	良好な自然環境を有する樹林地を今後とも保全するために、地域制緑地*を活用し、制度的に保全を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ★特別緑地保全地区*の指定を進める。また、そのために、土地所有者への啓発を行う。 ・緑の保全のための財源確保等の検討を行う。

No.	現況・課題	取り組み
4	<p>市域周辺のみどりを形成する神武寺・鷹取山、二子山を大楠山地域と併せ、三浦半島全域を視野に入れた国営公園として整備するため、「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」を組織し誘致活動を続けている。</p> <p>「池子住宅地区及び海軍補助施設」*地区の池子住宅地区を除いた後背地については、将来位置付けを協議する地区として位置付けられている。今後も関係自治体と連携を取りながら国営公園の候補地拡大及び早期実現の推進が求められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 三浦半島国営公園設置に向けて「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」として、県や近隣市町と連携した国営公園整備の促進を国・県に働きかけていく。 ★池子住宅地区の一部約40haの共同使用を受けて、(仮称)池子の森自然公園の整備を図る。
5	<p>地球温暖化対策や災害時に近隣住民等の命を守る事にもつながる、市街地における緑地の回復が求められている。</p> <p>多様な命の源となる緑の山は、杉や檜林と里山(雑木林)、土地本来の潜在自然植生の常緑広葉樹の森(いのちの森*)が混在した健全な状態への再生が求められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民が利用しやすい市街地の緑化推進事業へと見直しを進める。 市街地の緑の創造とより安全な避難場所をつくるために、災害避難場所への、常緑広葉樹の植樹(いのちの森)について検討し、実施する。 市民の森を一般公開するにあたり、市民の協力を得てその維持管理を行っていく。また、そのための簡易な整備をする。 市民の参加などにより里山の再生と活用を図る。
6	<p>名越切通周辺の歴史的風土保存区域*内の枢要な部分は、特別保存地区として保全する必要がある。</p>	<p>歴史的風土特別保存地区*の指定区域は鎌倉市にまたがるため、神奈川県及び鎌倉市と指定に向けた調整を進める。</p>
7	<p>旧市街地圏内において街区公園*が不足している状況にある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが安全で快適に利用できるように都市公園*の整備を図る。 公園施設長寿命化計画等に基づき適切な維持管理を実施する。また、管理についてはアダプトプログラム*等による市民協働を推進する。

No.	現況・課題	取り組み
8	<p>市内の中心部を流れる田越川は、豊かな山の命を海まで運ぶ逗子の象徴的な川であり、川の機能を再評価して本来の機能を回復させる必要がある。</p> <p>周辺緑化や生態系の再生を意識した河川の整備・管理手法を推進することで水生生物の再生を促し、多様な命を育む川とするとともに、親水性を向上させ子どもたちが遊べるなど市民の憩いの場とすることが求められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人と自然が融合する都市型河川として、市民の関心と愛護の心を育む施策の推進と水質浄化等への意識高揚に努める。 ・河川の維持管理にあたっては、水辺景観や生き物の生息場所に配慮して作業を実施する。 ・河川改修にあたっては、親水施設の設置など快適性(アメニティ*)と調和に配慮する。 ・「自然の回廊」の一つとして、水辺環境の創生(河川管理通路のプロムナード*化や親水公園の整備等)を図る。 ・親水施設の設置については、田越川の市管理区間については新たな設置が困難であるため、神奈川県管理の二級河川部分への設置を要望する。
9	<p>逗子海岸は、海浜部の狭あい化、砂質の悪化、漂着海草の処理、置き去られるごみなど、多くの問題を抱えており、砂浜は関係機関による養浜*対策にも関わらず改善には至っていない。</p> <p>豊かな生態系を回復したきれいな海と海岸を取り戻し、市民の憩いの場、子どもが遊べる場として整備することが求められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸利用者にごみ等の散乱防止を啓発するとともに、協力を得て美化活動の実施に努める。また、アダプトプログラムによる海岸一斉清掃を実施する。 ・海岸への排水・廃棄の禁止、海の家への排水設備の整備促進など海を汚さない取り組みを行う。 ・養浜対策について県に要請する。また、関係機関を通じ、国に対して養浜対策の技術的支援を要請する。
10	<p>小・中学生等に対し、市民団体による自然体験学習を支援しているが、今後も次世代を担う子どもたちの、環境に関する現状の認識、自然環境を保全することへの関心を高める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体との協働や市内学校、幼稚園、保育園等の関係機関との連携を深め、動植物とふれあう地域教育を推進する。 ・環境教育における施策を学校現場との連携を密にして取り組む。

★ リーディング事業

事業名	自然の回廊プロジェクト推進事業		所管名	経済観光課
事業概要	<p>目的：市民や逗子を訪れた人々が安らぎ、遊び、憩える場所となるように、逗子全体を自然の回廊として整備することにより、逗子の魅力を高め、多くの人々に認知、活用されるようにする。</p> <p>対象：市民、来訪者</p> <p>手段：市内の史跡や文化を伝えるポイント（拠点）に、誰が見ても見やすく、そして、知的興味が得られるような案内板を設置する。ハイキングコースを中心に、安全に歩けるように道標やマップなどの設置整備を進める。また、簡易ベンチなどの環境整備を進める。自然回廊マップや冊子による紹介を進め、回廊ウォーキングラリーなどの啓発イベントを開催する。</p>			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度		
○案内板等の設置		○案内板等の設置、維持管理の実施		
○自然の回廊マップの作成		○自然の回廊マップの作成		
○市民協働によるイベントの実施		○市民協働によるイベントの実施		
		○各課の事業との連携		
目標【2018（平成30）年度】			現状【2013（平成25）年度末】	
自然の回廊マップが作成されている。			作成されていない。	
目標【2022（平成34）年度】			現状【2013（平成25）年度末】	
道標や説明板の設置済みコースが100パーセントとなっている。			すべてのコースへの設置ができていない。	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】			会計区分	
11,782千円			一般	

事業名	特別緑地保全地区指定事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：市街地を取り囲む緑豊かな樹林地を将来にわたり保全するため、特別緑地保全地区に指定する。 対象：山林所有者 手段：特別緑地保全地区指定についての理解を求め、指定を行う。		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
○制度設計の見直し ・管理協定や買い取り制度に向けた財源確保の検討 ○指定に向けた取り組み ・候補地の精査と所有者への意向調査 ・地権者同意 ・都市計画決定に向けた作業、図書作成 ○特別緑地保全地区の2地区目の指定		○制度設計の見直し ・管理協定や買い取り制度に向けた財源確保の検討 ○指定に向けた取り組み ・候補地の精査と所有者への意向調査 ・地権者同意 ・都市計画決定に向けた作業、図書作成 ○特別緑地保全地区の3地区目の指定	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
特別緑地保全地区を全2地区指定している。		指定されていない。	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
特別緑地保全地区を全3地区指定している。		指定されていない。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
5,815千円		一般	

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

事業名	池子の森自然公園整備事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：池子の森自然公園基本計画に基づき、安全で快適な都市公園として整備を図る。 対象：公園利用者 手段：各公園施設の実施設計をし、公園施設を整備する。		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
○開園に向けた整備 ・メインエントランス、トイレ、駐輪駐車場、ドッグラン*等の整備 ○アーチェリー場の整備（文化スポーツ課） ○子ども遊び広場、プレイリーダー詰所、野外活動施設等の整備（児童青少年課） ○文化財展示収蔵施設新築工事（社会教育課）		/	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
池子の森自然公園の整備が完了している。		基本計画を策定した。	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
/		/	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
827,500千円		一般	

2 廃棄物による環境負荷の少ないまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

ごみの排出は環境に大きな負荷をかけます。良好な環境を保全し、次世代につないでいくためには、できる限り「燃やさない、埋め立てない」という持続可能な循環型社会*をめざす必要があります。

わたしたちは、自主的にごみの発生・排出抑制に取り組むとともに、廃棄物を貴重な資源として一層有効活用し、環境保全と安全・安心に配慮したごみ処理の推進に努めます。

わたしたちは、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減し、「ゼロ・ウェイスト社会」*の実現をめざします。

◆ 前期実施計画【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】の目標

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
1	★家庭用生ごみ処理容器*の普及と生ごみ一括処理施設の稼働により、生ごみ（資源化できない一部の生ごみを除く）が資源化されている。	施設整備に向けて検討中。	燃やすごみの約40パーセントを生ごみが占めていることから、排出抑制とともに資源化をめざす。
2	★一般廃棄物処理施設再整備が完了している。	再整備の方向性を検討中。	ごみ処理施設整備基本構想を検討し、資源化施設基本計画を策定した上で整備を進めていく。

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
3	市民一人あたりのごみ排出量が1日当たり 700 グラム以下になっている。	910 グラム 【2012(平成 24)年度】	一般廃棄物処理基本計画では、目標年度の 2019(平成 31)年度の一人あたりのごみ排出量を 806 グラムと見込んでいる。2022(平成 34)年度までの排出削減として、計画に盛り込まれていない減量化・資源化施策の小型家電のリサイクル、紙ごみの資源化の徹底等により、神奈川県循環型社会づくり計画の 2021(平成 33)年目標値 680 グラムを参考に設定。
4	ごみの資源化率が 60 パーセント以上になっている。	28.02 パーセント 【2012(平成 24)年度】	一般廃棄物処理基本計画では、2019(平成 31)年度のごみの資源化率を 53 パーセントに設定している。この計画で見込んでいない資源化施策で可能性のあるものとして、紙ごみの資源化の徹底(現 30 パーセントから 10 パーセント)、小型家電のリサイクルが考えられる。また、計画施策の徹底等も考えてもさらなる資源化率の上昇は 10 ポイント程度と推定されることから 60 パーセントと設定。
5	燃やすごみに混入される紙ごみの割合が 10 パーセント以下になっている。	約 30 パーセント 【2012(平成 24)年度】	燃やすごみの約 30 パーセントを紙ごみが占めていることから、分別の徹底による資源化の促進を図る。
6	地域の拠点5箇所すべてで、まだ使用できる不用品(資源物)の回収等が行われている。	3箇所(逗子・沼間・小坪)	各小学校区の拠点に1箇所ずつの設置を想定。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	<p>総量としてのごみの発生量・排出量を減らし、最終処分量の減量と環境負荷の低減を図るため、適正なごみ処理手数料の受益者負担によるごみの発生・排出抑制と資源物の分別徹底の促進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識啓発を進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ処理の有料化を導入する。また、有料化による減量効果を最大化するため、有料化の意義と趣旨目的の十分な周知啓発を行う。 ・ごみ処理原価と近隣市町の状況を踏まえたごみ処理手数料の適正化を図る。 ・不法投棄、ポイ捨て及び不適正排出の防止と生活環境保全のため、啓発活動、パトロール及び散乱ごみ回収等を実施する。
2	<p>燃やすごみの約40パーセントを占める生ごみは、家庭用生ごみ処理容器などで比較的容易に自家処理することが可能である。その排出抑制を促進することは、最終処分量の減量と環境負荷の低減に大きく寄与するため、家庭での自家処理による排出抑制を最大限促進する取り組みを進める必要がある。また、並行して、生ごみを燃やせずに処理するシステムの構築を検討していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★市民団体や事業者と連携して、家庭用生ごみ処理容器などによる生ごみの自家処理の普及拡大・継続使用を推進する。 ★家庭用生ごみ処理容器などの普及による生ごみの排出抑制及び家庭ごみ処理の有料化の導入によるごみの減量効果等を見極めた上で、生ごみの分別収集と適正規模の処理施設を検討し整備する。
3	<p>将来に向けて安心・安全で持続可能な廃棄物処理システムを構築するため、直営、委託、共同処理のあり方を含めごみ処理関連施設全体の運営、維持管理及び更新の計画的な推進を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★環境クリーンセンターについて、中長期的なごみ量とごみ質の変化等を踏まえた総合的な整備計画を策定する。 ・収集・運搬、中間処理、最終処分各段階における直営と民間委託の役割分担のあり方を整理し、民間委託の計画的な推進を図る。 ・ごみ収集方法について検討し、改善を図る。
4	<p>燃やすごみの約30パーセントを占める紙ごみについて、排出段階から徹底した減量化・資源化を図る必要がある。</p>	<p>紙ごみの分別排出が徹底され、減量化・資源化が促進されるよう周知啓発を進めるとともに、資源回収奨励金制度の合理化・活性化を図る。</p>

No.	現況・課題	取り組み
5	<p>最終処分場への埋立量を最大限減少させ、廃棄物を貴重な資源として有効活用するため、資源化品目の拡大を図るとともに、資源化処理の過程におけるロス(廃棄物の発生)を減らし、資源化効率の向上を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰の安定的な資源化処理の確立を図る。 ・最終処分する不燃残さを最少化するための資源化品目の拡大と資源化効率の向上を図る。 ・小型家電リサイクル法*の施行に伴い、拠点回収、粗大ごみ等からのピックアップ回収及びステーション回収の導入を進める。 ・燃やすごみの約15パーセントを占める植木剪定枝について、環境クリーンセンターでの処理、粉砕車両の活用及び民間処理委託により、焼却処理をせずに全量資源化を図る。 ・市民、事業者との協働により、正しい分別の仕方、資源物の出し方の啓発を図る。また、地域の拠点での資源物の回収の促進を図っていく。
6	<p>ごみの減量化・資源化を環境面、財政面でより効率的に推進し、持続可能な廃棄物処理システムを構築するため、従来の枠組みにとらわれない廃棄物処理の新たな広域連携の検討を進める必要がある。</p>	<p>平常時の共同処理、緊急時の相互支援及び災害時の広域処理の各場面における合理的かつ効率的な自治体間連携の関係構築に取り組む。</p>
7	<p>ごみの収集作業・処理作業のため保有する車両の更新については、購入に係る財政負担や今後の収集体制の見直しを踏まえ、更新台数の平準化を図るなど計画的に進める必要がある。</p> <p>し尿収集作業のための車両についても、大規模な災害・騒乱などの緊急事態の際に、衛生的な住環境を確保する上で重要となることから、計画的に更新を行う必要がある。</p>	<p>購入後10年を超えた車両については、複数年に分けて更新する計画を策定し、今後の車両更新台数の平準化を図る。</p>

★ リーディング事業

事業名	生ごみ減量化・資源化事業	所管名	資源循環課
事業概要	<p>目的：本市の一般廃棄物の処理を安定的かつ適正に行うこと。また、本市に適合する生ごみ処理システムの確立を図り、最終的には生ごみ全量の焼却しない処理をめざす。</p> <p>対象：市民等</p> <p>手段：市民団体や事業者との連携により、家庭用生ごみ処理容器等の購入助成の普及拡大を図る。計画的に生ごみ一括処理施設の整備を行う。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
<p>○生ごみ処理容器等購入助成事業</p> <p>○生ごみ一括処理施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備方針の決定 ・施設整備 		<p>○生ごみ処理容器等購入助成事業</p> <p>○生ごみ一括処理施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの分別収集 	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
<p>①生ごみの全量資源化に向けた適正規模の施設整備に着手している。</p> <p>②家庭用生ごみ処理容器等の購入助成について、年間助成台数が500台以上である。</p>		<p>①施設整備に向けて検討中。</p> <p>②295台</p>	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
<p>家庭用生ごみ処理容器の普及と生ごみ一括処理施設の稼働により、生ごみ(資源化できない一部の生ごみを除く)が資源化されている。</p>		<p>施設整備に向けて検討中。</p>	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
223,146千円		一般	

事業名	一般廃棄物処理施設整備事業		所管名	資源循環課
事業概要	目的：将来に向けて安全・安心で持続可能な廃棄物処理システムの確立を図る。 対象：一般廃棄物処理施設 手段：環境クリーンセンターの焼却施設などのごみ処理関連施設全体の中長期的整備計画を策定し、再整備を行う。			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度		
○ごみ処理施設整備基本構想の検討 ○資源化施設基本設計等 ・生活環境影響調査 ○資源化施設建設工事		○資源化施設建設工事 ○焼却施設基幹改良工事 ○浄化センター*整備の検討		
目標【2018(平成30)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
一般廃棄物処理施設整備計画が策定され、一部着手されている。			再整備の方向性を検討中。	
目標【2022(平成34)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
一般廃棄物処理施設再整備が完了している。			再整備の方向性を検討中。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】			会計区分	
3,960,000千円			一般	

3 温室効果ガス*排出の少ないまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

地球温暖化の問題は、地球規模で取り組む課題です。

その原因の一つである二酸化炭素を主なものとする温室効果ガスは、日常生活においても発生しています。低炭素社会*を実現するため、わたしたち一人ひとりのライフスタイルを見直し、身近なことから温室効果ガス排出量の削減を実践していきます。

また、温室効果ガスの発生量の多い化石燃料から、地球環境への負荷が少ない再生可能エネルギー*への転換に努めます。

わたしたちは、持続可能な社会を実現するため、温室効果ガス排出の少ないまちづくりを進めます。

◆ 前期実施計画【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】の目標

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
1	★「第二次逗子市環境基本計画」に基づく新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度の利用件数が目標を達成している。	計画を策定していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートエネルギー設備とは、エネルギーの発電、充電、消費を効率よく行い、環境負荷の少ない暮らしを支援する設備のこと。 ・2014(平成26)年度内に第二次逗子市環境基本計画を策定予定であり、同計画に基づき、2015(平成27)・2016(平成28)年度に新たな補助制度を検討する予定である。同検討時に、2022(平成34)年度までの補助金制度の目標値も検討する。 ・新たな補助金制度の検討に当たっては、市民、事業者のニーズを把握して制度設計するものなので、当該ニーズ調査の結果を踏まえて、目標件数を設定する。

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
2	2022(平成34)年度を目標年度とする第二次逗子市地球温暖化対策実行計画の目標値を達成する。	第一次実行計画に基づいて取り組み中。	<ul style="list-style-type: none"> ・2014(平成26)年度内に第二次逗子市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定予定であるため、同計画の目標値の達成をめざす。 ・目標値の設定に当たっては、国、県等の施策や関連法令と整合をとるとともに、市関連施設の更新計画や取り組み等を踏まえて設定する。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	地球規模での環境保全が注目される中、限りある資源を有効に活用するため、環境に負荷をかけず、次の世代に良好な環境を残すことが重要な使命になっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二次逗子市地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けて、逗子市環境マネジメントシステム*等を活用し、温室効果ガス排出量の削減に取り組む。 ・「第二次逗子市環境基本計画」の進捗を適切に管理し、各種施策を推進する。
2	温室効果ガスの削減を達成するためには、市民一人ひとりが、環境に配慮したライフスタイルへの移行や、温室効果ガス排出量がより少ない設備の導入等を促していくことが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ★市民、事業者による省エネルギー型設備、再生可能エネルギー設備等の導入に向けた意識啓発や支援に取り組む。 ・市民、事業者との協働により、環境に配慮したライフスタイルに移行するきっかけとなる施策を展開し、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを促進するための意識啓発を実施する。 ・公共施設への新エネルギー設備の設置を検討する。 ・低公害車への乗り換えの啓発・推進など、自動車による環境負荷を少なくするための取り組みを行う。
3	過度な自動車依存から脱却し、より温室効果ガス排出量の少ない交通手段である公共交通の利用、自転車、徒歩への転換を進める必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用を促進する。 ・「歩行者と自転車を優先するまち」ワークショップ等、市民との協働による意識啓発に取り組む。

★ リーディング事業

事業名	スマートエネルギー普及促進事業	所管名	環境管理課
事業概要	<p>目的：「第二次逗子市環境基本計画」に基づき、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを進める。</p> <p>対象：市民等</p> <p>手段：省エネルギー型設備、再生可能エネルギー設備等の温室効果ガス排出量の少ない設備の導入に係る費用に対し補助金を交付する。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
<p>○住宅用スマートエネルギー設備*導入費補助金制度の運用</p> <p>○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る検討</p> <p>○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用</p>		<p>○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用</p>	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
「第二次逗子市環境基本計画」に基づく新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度が運用されている。		計画を策定していない。	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
「第二次逗子市環境基本計画」に基づく新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度の利用件数が目標を達成している。		計画を策定していない。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
21,600千円		一般	

4 暮らしと景観に配慮したまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

きれいな水と空気に恵まれた良好な生活環境を維持し、より一層人に優しい都市環境を整備することは重要な課題です。

また、みどり豊かな低層の家並みと路地がめぐる美しいまち並みは、市民共有の財産です。

良好なまち並みと、そこに住む人々の暮らしで形成される「景観」をまちづくりの重要な要素として位置付け、自然景観及び人工景観の向上をめざしていきます。

わたしたちは、良好な生活空間、景観を次世代に引き継いでいくため、暮らしと景観に配慮したまちづくりを進めていきます。

◆ 前期実施計画【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】の目標

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
1	★景観形成重点地区4地区目のガイドラインを作成し、運用を開始している。	重点地区3地区指定済	<ul style="list-style-type: none"> ・「景観形成重点地区」とは、市の有する貴重な景観特性が象徴的に現れ、都市計画上重要な役割を担う場所として、良好な景観形成が特に必要とされる地区として、逗子市景観計画に定めた地区。 ・現状において、景観計画策定時より予定していた歴史的景観保全地区、逗子駅周辺地区、東逗子駅周辺地区の3地区を指定しており、4地区目については場所の洗い出し等を含めて行う。
2	★景観資産の登録を行い、今後の景観行政の指標となるものを示す。	景観資産未登録	「景観資産」とは、景観上重要な役割を果たしている建築物や緑、河川、眺望点などを保全・活用するため、逗子市景観資産として認定するもの。

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
3	★景観デザインコードを活用した啓発活動を累計 10 回以上行う。	景観デザインコード作成済	<ul style="list-style-type: none"> ・「景観デザインコード」とは、望ましいまちなみのデザインを示した誘導的基準。 ・啓発活動：地域ワークショップ*を想定しているが、フォトコンテスト等のイベントや街歩きなども含んでいる。 ・10 回：年1回×8年 + $\alpha = 10$
4	シンボルツリー苗木の配付件数が 60 件になっている。	2014（平成 26）年度事業開始	<ul style="list-style-type: none"> ・「シンボルツリー」とは、街路造りの景観に個性・ポイントを与える中・高木で、道路に面した個人宅の玄関先1箇所植えるシンボルとなるようなもの。 ・年間5～7本を想定。7本×8年 + $\alpha = 60$ 本を目標とした。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	<p>昭和40年代からの都市化の波によって、市街地周辺の緑地の喪失や中高層建物等の建築が進む中で、逗子らしい良質な景観の保持が期待されており、市街地周辺の緑地*や海岸、河川などの自然景観と調和した景観形成が求められている。</p>	<p>★逗子らしい景観づくりのため、景観計画に基づき、(仮称)景観計画推進プランを策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸市街地を海岸の自然景観と建築物等が相互に融合したまちなみとなるように推進する。 ・逗子の潜在的価値を生かし、海辺、山、商業地、住宅地などを一体的につなげ、回遊性をもたせるとともに、景観を向上させる。 ・特定財源の確保に努め、市道の無電柱化計画を推進する。 ・国道134号線の地下化について、実現の可能性の検討を国や県に要請する。
2	<p>景観形成重点地区*を3地区指定し、そのガイドラインを整備するとともに条例改正、計画改定を行うなど景観条例、景観計画の本格的運用を開始しているが、さらに地域の特性を加味したガイドライン及び景観条例の運用による景観形成が求められている。</p>	<p>★景観形成重点地区の指定について市民参加*で検討等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逗子市景観条例、逗子市景観計画を適正に運用、実施する。 ・条例改正時から「特定小規模景観形成行為」*として、逗子駅周辺地区の商業及び近隣商業地域の全建築行為について届出を義務付けているが、今後も継続的に行っていく。
3	<p>風致*に適合したデザインによる景観の向上を図るため、2013(平成25)年度に制作した景観デザインコード*を今後、景観誘導のツールとして活用していく必要がある。</p>	<p>★景観デザインコードを周知し、今後の新規建築や外構まわりの変更等に生かしてもらおうよう誘導する。</p> <p>★地域ごとに景観を考える機会をつくり、景観デザインコードを使って自然と調和したまちなみや魅力ある路地など地域の特色を活かした景観を維持・創造していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観に配慮した緑化の取り組みを推進する。 ・市民との協働で開催するイベント等において、景観に対する市民・事業者の意識啓発に努める。 ・関係機関と協議し、景観に配慮した魅力ある公共建築・施設の整備を推進する。

★ リーディング事業

事業名	景観のまちづくり推進事業		所管名	まちづくり課
事業概要	<p>目的：逗子の特性が活かされた良好な景観を守り、育て、つくり、将来に継承する。</p> <p>対象：市民及び事業者</p> <p>手段：逗子市景観条例と逗子市景観計画に定める景観形成重点地区について、各地域の特性をいかしたガイドライン及び景観条例の運用による景観のまちづくりの推進を図る。景観デザインコードを景観誘導のツールとして活用する。景観フォトコンテスト等のイベントによる景観資産*の登録など、景観についての啓発活動を行い、多くの市民の景観についての意識を高める。</p>			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度		
<ul style="list-style-type: none"> ○景観形成重点地区4地区目の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・洗い出し ・決定、景観資産の追加登録等 ・ガイドライン整備 ○景観デザインコードの活用 ○（仮称）景観計画推進プランの策定 		<ul style="list-style-type: none"> ○景観形成重点地区4地区目の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン確定、周知 ○景観計画の改定 ○景観資産の追加登録 ○（仮称）景観計画推進プランの推進 		
目標【2018（平成30）年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
景観形成重点地区4地区目を決定している。			重点地区3地区指定済	
目標【2022（平成34）年度】			現状【2013（平成25）年度末】	
景観形成重点地区4地区目のガイドラインを作成し、運用を開始している。			重点地区3地区指定済	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】			会計区分	
20,156千円			一般	

第4節

安全で安心な、 快適な暮らしを支えるまち

- 1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち
- 2 災害に強く、犯罪のない安全なまち
- 3 歩行者と自転車を優先するまち
- 4 都市機能の整った快適なまち
- 5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

土地利用の基本方針にうたわれた理念の実現を図るため、逗子が潜在的に持つ優れた価値と原風景を再認識し、大局的長期的視点に立ち、住む人にも訪れる人にも優しく、にぎわいとくつろぎ、そして安らぎが生まれる人間らしいスケールのまちをめざします。

基本的に低層のまち並みの形成を基盤とする中で、地域ごとの整備方針に基づき、地域のまちづくりを進めます。

◆ 前期実施計画【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】の目標

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
1	★中期実施計画に向けた土地利用方針が決定されている。	前期実施計画策定中	まちづくり基本計画を包含した総合計画において、土地利用方針やまちづくりの方向性を示すべく前期実施計画を策定中。中期実施計画に関する取り扱いについては検討中。
2	★地区まちづくり計画が3箇所策定されている。	策定されていない。	「地区まちづくり計画」とは、逗子市まちづくり条例に定める基本原則に基づくまちづくりを推進することを目的に一定の地区において住民等が組織する地区まちづくり協議会*が策定する計画。
3	★都市計画(用途地域)による、敷地面積の最低限度の基準を導入し、運用する。	導入していない。	緑豊かなゆとりあるまちの環境、美しいまち並みを守るため、建築物の新築や建て替えにあたって土地を分割する場合に、最低限必要な敷地面積を定めるもの。

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
4	★まちづくり条例の改正による新たなまちづくりの方向性が提示されている。	2014（平成26）年4月一部改正（3年毎に見直し）	状況の変化に対応したまちづくりの方向性を検討し、決める。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的とした用途地域や、よりきめ細かい市街地像を実現していく地区計画、さらには、道路、公園などの都市施設などを都市計画として決定している。	<ul style="list-style-type: none"> ★商業地における住宅の在り方も含め、人口減少時代のあるべき土地利用を検討する。 ・良好な住環境の形成をめざして、(仮称)住環境形成計画を策定する。 ・望ましい土地利用を実現するため、必要に応じて都市計画制度の導入を検討する。
2	まちづくり条例は、規定により「3年ごとの見直し」が謳われているが、逗子全体のまちづくりをどのようにすべきかという方向性からの見直しではなく、手続き部分の見直しが主となっている。	★(仮称)自治基本条例の制定にあわせ、まちづくり条例の所掌を整理し、人口減少時代をとらえ今後の方向性を見据えたものとする。
3	本市の良好な住環境、都市環境は、良好な都市環境をつくる条例により維持されているものと考えられるが、制定から20年以上が経過しており、本格的な見直しについての検討が必要な時期にきている。	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な都市環境をつくる条例の見直しについて検討し、まちづくり条例、景観条例との整合や運用面も含めた改正を行う。 ★地区まちづくり計画の策定、協定の締結に向けた活動の支援を行う。

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち
1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち

No.	現況・課題	取り組み
4	ゆとりある良好な住宅地を形成するために、市民の合意を得つつ敷地面積の最低限度の導入に向けて取り組んでいる。 市民への周知を行いつつ、実際の市民の声をどのように吸い上げるか、手法についても確定しておらず、制度導入の障害となっている。	★市民合意を得るべく、「検討案」として示している数値基準、区域等の精査を行う。 ★神奈川県との協議を行い、都市計画手続きへ移行させる。
5	土地利用の見直しは、土地所有者の権利に関わる問題であるが、良質な景観を維持、創造するためには私権の一定の制限が必要である。	景観に優れたまちをつくることは、土地の資産価値を向上させることをも念頭に、土地所有者を啓発し、理解を求めていく。

★ リーディング事業 ※2020年（令和2年）3月変更

事業名	土地利用方針の調査検討	所管名	環境管理課
事業概要	目的：商業地における住宅の在り方も含め、人口減少時代のあるべき土地利用の方針を検討する。 対象：市内土地建物 手段：都市計画基礎調査の結果を踏まえ、他の行政計画との整合が図られるよう検討を進める。		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
○都市計画基礎調査の実施（5年毎） ・都市計画基礎調査の分析、検討 ○土地利用方針の検討		○都市計画基礎調査の実施（5年毎） ○土地利用方針の検討 ○土地利用方針の決定	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
都市計画基礎調査の実施を踏まえ、本市の土地利用方針が検討されている。		5年毎実施	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
中期実施計画に向けた土地利用方針が決定されている。		前期実施計画策定中	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
16,000千円		一般	

事業名	計画的なまちづくり推進事業		所管名	まちづくり課
事業概要	<p>目的：まちづくり活動に対する市の支援方法を確立し、地区のまちづくりの計画づくりを支援する。</p> <p>対象：市民及び事業者</p> <p>手段：条例に基づくまちづくり協議会等を支援する。敷地面積の最低限度の基準を導入し、運用する。状況の変化に対応したまちづくりの方向性を模索し、まちづくり条例の改正等を行う。</p>			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度		
<p>○まちづくり条例の改正 ・自治基本条例策定に合わせた検討・改正</p> <p>○状況の変化に対応したまちづくりの方向性の検討</p> <p>○敷地面積の最低限度の基準の導入・運用</p> <p>○まちづくり協議会等への補助</p>		<p>○改正まちづくり条例の運用</p> <p>○状況の変化に対応したまちづくりの方向性の検討</p> <p>○敷地面積の最低限度の基準の運用</p> <p>○まちづくり協議会等への補助</p>		
目標【2018(平成30)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
敷地面積の最低限度の基準を導入し、運用する。			導入していない。	
目標【2022(平成34)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
地区まちづくり計画が3箇所策定されている。			策定されていない。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】			会計区分	
10,588千円			一般	

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち
 1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち

事業名	空き家解消事業		所管名	まちづくり 景観課
事業 概要	目的：住宅ストックの安定的な流通・活用を促進することで、人口減少社会に資する生活環境の健全化をめざす。 対象：市内の不動産所有者、空き家の利用希望者 手段：適正管理、予防、相談及び利活用の4つの観点をもって関係機関等と連携を図りながら総合的に施策を展開する。			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(令和元)年度～2022(令和4)年度		
		○空き家の適正管理に係る指導 ○空き家バンクの運営等による空き家解消に向けた取組み ○地域住民と連携した空き家の実態把握・利活用の啓発		
目標【2022(令和4)年度】			現状【2019(令和元)年7月末】	
空き家バンクによる成約件数延べ20件			0件	
《参考》計画事業費【2019(令和元)年度～2022(令和4)年度】			会計区分	
0千円			一般	

2 災害に強く、犯罪のない安全なまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

高齢化が進む住宅都市として、「自らの命は自ら守る。皆のまちは皆で守る。」という意識の浸透、自主防災組織*の充実及び避難行動要支援者*に対する地域での助け合いの取り組み等を広げ、市民自らの防災力の向上を図ります。さらに、情報伝達体制の整備や津波対策の充実、河川の改修等を進め、地震や大雨等の自然災害に強いまちづくり、狭あい道路*の整備や消防力の充実など都市災害を防ぐまちづくりを進めます。

また、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図り、地域の安全は地域で守るという意識を高め、防犯環境に配慮した環境整備を図り、誰もが安心して暮らすことができる、犯罪の起きにくいまちづくりをめざします。

◆ 前期実施計画【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】の目標

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
1	★避難行動要支援者の個別支援プランが30パーセント作成されている。	個別支援プランの作成の支援に着手していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難行動要支援者」とは、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人など、災害時に自分自身を守るための情報収集や自力避難が容易でないなどにより、災害時の一連の行動に対して支援を必要とする人々。 ・「個別支援プラン」とは、自主防災組織などの地域住民が、避難行動要支援者一人ひとりについて誰がどのような支援を行うかを計画するもの。 ・現状において、避難行動要支援者総数の約30パーセントが支援を希望していることから、そのすべてについて個別支援プランの作成をめざすもの。

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
2	地域安心安全情報共有システム*の登録者数が14,000人になっている。	10,341人	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域安心安全情報共有システム」は、現在4メニュー（防災情報、防犯情報、国民保護、伝染病（インフルエンザ等））あり、登録する際に配信してほしいメニューを選択できるようになっている。 ・そのうち、1つ以上選択した者を数え、年間400人（過去3年間における加入者数の平均増加率）ずつの増加をめざす。
3	★地域安心安全情報共有システムの防犯情報の登録者数が10,000人になっている。	8,332人	「地域安心安全情報共有システム」のうち「防犯情報」を選択した者を数え、年間200人ずつの増加をめざす。
4	自主防災組織の加入率が80パーセント以上になっている。	73.62パーセント	<ul style="list-style-type: none"> ・「自主防災組織」とは、災害対策基本法第5条第2項に規定する地域住民による任意の防災組織。おもに町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。 ・これまでの加入率の推移から100パーセントの組織率は難しいと考えており、ある程度の未加入世帯が生じることについて受け止めざるを得ない。よって、市内の全世帯のうち、80パーセントの世帯の加入を目標とする。
5	(仮称)安全安心アクションプランが策定されている。	策定に着手していない。	防災、消防、防犯の各分野について、連携を図りながら計画的に推進するため、早急に計画の策定をめざす。
6	田越川準用河川*未整備区間の改修工事に着手している。	田越川準用河川未整備区間：約140メートル	新技術の研究を行うとともに、関係地権者等との話し合いを進めて事業着手をめざす。

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
7	防犯活動団体の数が95団体になっている。	83 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・「防犯活動団体」とは、自主的に防犯活動を行っている団体のことであり、あくまでも任意の団体(逗子市では届出制、登録制等をとっていない)。 ・自治会・町内会数に、2か月に1回開催する情報交換会において把握した団体数を加え、カウントしている。 ・83団体+年1~2団体×8年=95団体を目標とする。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	<p>防災性の高いまちづくりを推進するためには、市民に対し、災害発生時には「自分のことは自分で守る」、「地域は地域で守る」という防災・防火意識の高揚に努める必要がある。しかしながら、自主防災組織の未結成地域があり、加入の拡大を図る必要がある。</p> <p>また、災害発生時に、消防本部、消防署、消防団、自主防災組織など様々な主体がより機能的に連携する体制を整える必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な主体の連携を図りながら、総合防災訓練、避難所運営訓練、地域住民を対象とした防災教室(初期消火、応急手当、避難訓練等)を実施する。 ・防災ハンドブック等の作成、配布を行う。 ・自主防災組織の育成、加入率向上のほか、自主防災活動を支援するなど自主防災組織の活性化に取り組む。

No.	現況・課題	取り組み
2	<p>災害発生時に自力で避難することが困難な高齢者、障がいのある人などがいる。</p> <p>災害時に避難行動要支援者の避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するためには、対象者を市内において横断的に把握する必要がある。</p> <p>また、避難行動要支援者には個別支援プランを作成しておく必要があるが、その作成は自主防災組織等が実施するため、様々な個別事情を抱えた対象者への働きかけや同意を確保する必要がある。</p> <p>さらに、避難所においても避難行動要支援者でも生活しやすいような環境を整える必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★避難行動要支援者支援制度の普及・啓発を行う。 ★市内関係所管の連携・情報共有による避難行動要支援者名簿の作成を行う。 ★避難行動要支援者名簿の情報が、もれなく随時更新される体制の整備を行う。 ★民生委員・児童委員*や逗子市社会福祉協議会、地域包括支援センター*、相談支援事業所等、福祉関係専門機関・団体への制度周知と、理解・協力を求める。 ★自主防災組織等との協力体制を確立する。 ★平常時から築かれた近隣の関係性を避難行動要支援者への避難支援体制づくりに導く。 ★避難行動要支援者に必要な避難所の資機材の整備等を図る。
3	<p>東日本大震災以降、津波対策等様々な防災対策が求められている。</p> <p>防災行政無線の整備や食料・災害対策用資機材等の整備・充実、津波避難路の整備など対応策の充実が求められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害の的確な情報把握と市民に対して確実な情報提供ができるような整備を推進するとともに、市民に対し情報の受信方法の周知を行う。 ・予想される災害に備え備蓄資材等の整備に努める。 ・津波災害に備え、津波避難路などの整備を進める。
4	<p>都市の不燃化及び延焼拡大防止を図るため、準防火地域*を都市計画で定めている。</p>	<p>防災性の高い土地利用を実現するため、必要に応じて都市計画制度の導入を検討する。</p>

No.	現況・課題	取り組み
5	火災等の災害に備え、広域化を含め消防力の拡充を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・消防車両については、計画的に整備し、消火栓・防火水槽・消防水利の整備に努める。 ・地域の消防力の中心となる消防団の充実に努めるとともに、老朽化した消防団詰所の計画的な整備を進める。 ・消防広域化の可能性について検討していく。
6	大規模地震発生時に備え、住宅の耐震性の向上等を図るため、耐震診断、補強工事の補助等を活用し、耐震化を推進している。しかし、費用が過大となることなどから補強工事へ進まないケースがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断等を通じて、耐震化の普及と啓発を行う。 ・補強工事以外の選択肢として、一部屋耐震補強(耐震シェルター*設置)についての周知を行う。 ・生垣推進、ブロック塀撤去等を支援する。
7	局地的な集中豪雨の頻発等により、水害のリスクが高まっている。田越川の河川改修に加えて、雨水の貯留・浸透施設の設置促進など、下水道分野と連携して対策を行っていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・透水性舗装・浸透ます*やインターロッキングブロック*を使用し、雨水を浸透させるよう検討する。 ・田越川準用河川の未整備区間について、新技術の研究を行うとともに、関係地権者等との話し合いを進め、事業の完了をめざす。 ・開発指導における雨水浸透施設及び雨水貯留施設の設置を促進する。 ・県管理部分については、継続的な河川改修整備の実施を要望する。
8	近年、地震や局地的な集中豪雨などの自然災害や市民の安全を脅かす事例・事件が全国で起きている。市民が安心して暮らせるまちをつくるため、防災、消防、防犯の各分野の取り組みについて、連携を図りながら計画的に推進する必要がある。	安全で安心なまちづくりを進めるために、(仮称)安全安心アクションプランを策定する。
9	犯罪のないまちをめざして、逗子市防犯協会や地域防犯連絡所連絡協議会*の防犯活動事業を支援しているが、自主防犯活動に取り組んでいない自治会等もある。	★市民一人ひとりの防犯対策に対する意識を高め、また犯罪を回避するための行動の指針となる情報を提供する。

No.	現況・課題	取り組み
10	<p>自治会、町内会等における防犯組織により、防犯パトロールや青色回転灯パトロールカー*などの地域ぐるみの防犯活動が行われている。</p> <p>市及び防犯関係機関、警察、市民等が一体となった安全・安心のまちづくりが求められている。</p>	<p>★各地域の防犯意識が高まり、より多くの市民により防犯・地域安全体制の強化が進められるよう、犯罪回避のための情報提供の推進、防犯情報の共有化、市民、市、警察、防犯協会等の団体との連携強化といった支援をしていく。</p> <p>★地域での防犯情報の共有化を図るため、地域安心安全情報共有システム等の普及拡大に努める。</p>
11	<p>防犯を意識したまちづくりを推進する上で、公共施設(公園、広場、生活道路など)設置の際には、防犯の視点から死角の排除、照明の確保等、防犯の視点を取り入れた設計となるよう専門家と連携して防犯対策を行う必要があるが、基準等、チェック体制が整っていない。</p>	<p>★市が公共施設を設置する際、防犯アドバイザー*により、あらゆる分野における防犯対策のアドバイスを行う。</p> <p>*被害対象の回避・強化(犯罪発生要因の除去、対象物の強化を図ること)</p> <p>*接近の制御(犯罪企図者が被害対象者(物)に近づきにくくすること)</p> <p>*監視性の確保(多くの人の目が自然に届く見通しを確保すること)</p> <p>*領域性の確保(領域を明確にして部外者が侵入しにくい環境をつくること)</p>

★ リーディング事業

事業名	避難行動要支援者支援事業	所管名	防災課
事業概要	<p>目的：災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するために策定された避難行動要支援者避難支援計画に基づき、避難行動要支援者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とした避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化する。</p> <p>対象：避難行動要支援者、自主防災組織等、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター*、相談支援事業所、避難行動要支援者の関係団体、消防本部及び警察</p> <p>手段：避難行動要支援者の名簿を作成する。同名簿の登載者のうち、同意が取れた者について自主防災組織等及び関係機関等に情報提供を行う。地域自主防災組織等は、民生委員・児童委員等の協力を得ながら個別支援プランを作成する。地域住民は、平常時には地域の避難行動要支援者に対して声かけや見守りを行い、災害時には、個別支援プランに基づき避難支援を行う。また、災害時には避難行動要支援者の名簿情報を、同意の有る無しにかかわらず関係機関等に提供し安否確認や避難支援を行う。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者台帳システムの検討 ・仕様等の検討 ○避難行動要支援者台帳システムの整備・運用 ・システム整備 ・維持管理、情報更新 ○自主防災組織等及び関係機関等への制度の周知・協力依頼 ○自主防災組織等に対して避難行動要支援者の個別支援プランの作成依頼 ○自主防災組織等が存在しない地区への取り組みの検討 ○自主防災組織等が存在しない地区の個別プランの作成 		<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者台帳システムの運用 ・維持管理、情報更新 ・リース更新 ○自主防災組織等及び関係機関等への制度の周知・協力依頼 ○自主防災組織等に対して避難行動要支援者の個別支援プランの作成依頼 ○自主防災組織等が存在しない地区の個別プランの作成 	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
避難行動要支援者の個別支援プランが15パーセント作成されている。		個別支援プランの作成の支援に着手していない。	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
避難行動要支援者の個別支援プランが30パーセント作成されている。		個別支援プランの作成の支援に着手していない。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
10,500千円		一般	

事業名	防犯対策事業	所管名	生活安全課
事業概要	<p>目的：一人ひとりが「自分の安全は自分で守る」との意識を持ち、地域の安全は地域で守り、住民や事業者が地域の一員であることを自覚し、地域を守る活動に関わってもらう。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：警察、防犯関係団体と連携して防犯意識の向上に向けた広報・啓発を行う。市内で発生している犯罪状況、防犯情報を市と市民が共有する。地域住民等による自主的なパトロール活動を進めるための支援を行う。防犯物品の貸与、補助金等による支援を行う。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○逗子市防犯推進連絡協議会の開催 ○防犯ボランティア団体への支援 ・自治会等への啓発・防犯物品の貸与 ○青色回転灯パトロールカーによる防犯活動の実施 ○地域安心安全情報共有システムの運用 ・防犯情報の提供 ○防犯アドバイザーの配置 		<ul style="list-style-type: none"> ○逗子市防犯推進連絡協議会の開催 ○防犯ボランティア団体への支援 ・自治会等への啓発・防犯物品の貸与 ○青色回転灯パトロールカーによる防犯活動の実施 ○地域安心安全情報共有システムの運用 ・防犯情報の提供 ○防犯アドバイザーの配置 	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
地域安心安全情報共有システムの防犯情報の登録者数が9,000人になっている。		8,332人	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
地域安心安全情報共有システムの防犯情報の登録者数が10,000人になっている。		8,332人	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
25,005千円		一般	

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち
2 災害に強く、犯罪のない安全なまち

事業名	避難施設整備事業		所管名	防災安全課
事業概要	<p>目的：大規模災害時における避難場所を確保し、安全で安心なまちづくりを進める。</p> <p>対象：市民、避難行動要支援者（乳児・妊産婦）</p> <p>手段：民間企業に協力を求め、津波避難ビル、震災時避難所の増設を図る。乳児・妊産婦のための福祉避難所を設置する。</p>			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(令和元)年度～2022(令和4)年度		
		<ul style="list-style-type: none"> ○新設及び既設の建築物で津波避難ビルとなりえるものについて協力依頼（逗子市津波避難施設整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金交付） ○市内の5商店街に対し震災時避難所への協力依頼 ○乳児・妊産婦避難所の設置に向け、神奈川県助産師協会へ協力要請及び協議 ○福祉避難所（乳児・妊産婦用）への防災資機材整備 		
目標【2022(令和4)年度】			現状【2019(令和元)年7月末】	
津波避難ビル4箇所増設、震災時避難所4箇所増設、福祉避難所（乳児・妊産婦）1箇所新設			津波避難ビル27箇所、震災時避難所33箇所、福祉避難所（乳児・妊産婦）0箇所	
《参考》計画事業費【2019(令和元)年度～2022(令和4)年度】			会計区分	
7,080千円			一般	

3 歩行者と自転車を優先するまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

自動車交通がもたらす交通事故や交通公害、混雑などを解決するためには、環境負荷の低減を図り、自動車の過度な利用を抑制し、公共交通機関や歩行者、自転車の安全性や利便性、快適性を高める必要があります。

わたしたちは、歩行者も自転車も優先することができる社会をめざすことにより、豊かで快適、安全な、生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の高いまちづくりを実現します。

◆ 前期実施計画【2015（平成 27）年度～2022（平成 34）年度】の目標

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
1	★限られた道路空間における、歩行者・自転車・自動車の共存の方策が実施されている。	アクションプランを策定した。	2013(平成 25)年度に策定した「逗子市歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン」に基づく、各種施策が実施されていることを目標としている。
2	「まちづくりに関する市民意識調査」による居住地域の現在のイメージで、「歩行者や車イスの人が安全に出歩けるまち」が 10 パーセント以上になっている。	4.2 パーセント 【2011(平成 23)年度】	
3	「まちづくりに関する市民意識調査」による居住地域の現在のイメージで、「自転車を利用しやすいまち」が 10 パーセント以上になっている。	6.6 パーセント 【2011(平成 23)年度】	

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
4	自転車の走行位置を示す自転車誘導マークの主要道路への設置が 30 箇所になっている。	6箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・おおよそ5箇所の道路に、マークを3(起点・終点・中間点)×2(上下線の2車線)=6箇所ずつ計30箇所設置することを想定しているが、路線の延長・上下線の有無については路線選定の結果による。 ・現在は新逗子駅前の路線に設置している。
5	自転車・オートバイ駐輪場の収容台数が3,700台になっている。	3,106台	<ul style="list-style-type: none"> ・2018(平成30)年度までに約3,400台まで整備予定。残り300台については、ニーズを見極めながら、用地の確保から検討する必要がある。 ・民間の駐輪場は数値に含めていない。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	人と環境にやさしい交通手段への転換として、効率的な自動車利用を推進するとともに、自動車交通がもたらす環境負荷を低減することが求められている。	<ul style="list-style-type: none"> ★公共交通機関の利用促進、自動車利用の抑制、自転車利用の促進、ルールづくりなどを行う。 ・カーシェアリング*の検討や児童等の送迎時における相乗りの推奨など効率的な自動車利用を推進する。 ・低公害車への乗り換えの啓発・推進などにより、自動車の環境負荷を少なくする。 ・市民参加*・参画のもと、地域で交通問題に取り組む仕組みづくりを進める。
2	自転車利用のルール、マナーが守られていないことにより、自転車に関係する交通事故が発生している。自転車による歩道通行が常態化し、歩行者優先の意識が希薄になっており、自転車利用のルール・マナーの啓発、交通安全教室を進める必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ★自転車の正しい利用方法に関するキャンペーン、教室の開催など、周知、啓発に努めていく。主に児童、高齢者を対象とした交通安全教育を進める。

No.	現況・課題	取り組み
3	<p>高齢者や障がいのある人などが円滑かつ安全にまちの中を移動できるようにバリアフリー*化を促進する必要がある。</p> <p>狭あいでの起伏の多い本市において、高齢者を含む市民の身近な移動手段の確保が必要となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低床式ノンステップバス*の導入の促進、分かりやすい歩行者用案内標識の設置など、車いす利用者、高齢者、妊婦、子どもなどが安全で快適に利用できる交通環境をつくる。 ・市道の無電柱化を推進する。 ・市域全体の道路のバリアフリー化を推進する。 ・民有地での設置に対する補助制度を含め、まちかどベンチ*の設置を検討する。 ★地域主体によるコミュニティバス*等の運行に向けた支援をする。 ・公共施設等を結ぶ移動手段の検討を進める。
4	<p>駐車車両等により歩行者、自転車の安全が確保されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★自動車利用の際、事故、公害、混雑を軽減するために、歩行者、自転車、自動車の棲み分け、共存のあり方を点検するなど、限られた道路空間を有効に活用する工夫と、それを実現する仕組みの検討を行う。(歩行者・自転車・自動車の分離、都市計画道の見直しなど) ・主要道路へ自転車走行位置を示す自転車誘導マークを設置する。
5	<p>公共交通機関への乗り換えを容易にする対策が求められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バス、電車への乗り換えを容易とするシステムの実施を検討する。 ・自転車利用の啓発とそのため環境整備として駅やバス停の近くに駐輪場を整備する。
6	<p>逗子駅、新逗子駅周辺の自転車等放置禁止区域内において、自転車・バイクの放置が常態化している。</p> <p>保管場所への移動を行っているが、移動台数は減少していない。</p> <p>土・日曜日、祝日にはさらに多くの自転車等が放置されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子駅周辺に市営駐輪場を整備し、多く放置されている場所には誘導員を配置して、啓発及び駐輪場の案内を行う。 ・商店街における店舗の建替、改築の際には、軒先等に駐輪スペースを設置するよう商店街、事業者にも協力を求めている。 ・民間事業者による駅周辺の開発の際には、十分な台数の駐輪場を設置するよう求めている。

★ リーディング事業

事業名	歩行者と自転車を優先するまち推進事業	所管名	環境管理課
事業概要	<p>目的：安全で快適な歩行空間を創出する。適切な自転車利用ができる環境づくり。公共交通アクセス手段の向上。自動車に頼りすぎない仕組みづくりの実現。</p> <p>対象：歩行者、自転車、公共交通、自動車など市内の道路を利用する者及び市民、警察、行政、商店会、交通事業者などの関係機関等</p> <p>手段：歩行空間における支障物の解消、歩行者優先の周知・啓発活動、楽しんで歩ける環境づくり。自転車利用環境の向上、ルール・マナーの効果的な周知と啓発、自転車を楽しむ風土づくり。公共交通の利用促進。車の利用方法の見直し。地域主体のコミュニティバス等の導入に係る研究及び運行に向けた支援。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
○JR逗子駅前周辺地区重点プログラムの実施	○自転車利用のルール、マナーの徹底した周知	○歩行者と自転車のまちづくりニュース全戸配布	○カーフリーデー*の実施（共催）
○歩行者と自転車のまちづくりニュース全戸配布	○カーフリーデー*の実施（共催）	○地域主体のコミュニティバス等の研究・導入手引きの検討	○地域主体のコミュニティバス等の運行に向けた支援
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
限られた道路空間における、歩行者・自転車・自動車の共存方法の具体的な方策が示されている。		アクションプランを策定した。	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
限られた道路空間における、歩行者・自転車・自動車の共存の方策が実施されている。		アクションプランを策定した。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
11,536千円		一般	

4 都市機能の整った快適なまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

市民の安全で快適な都市生活を維持し、拡充を図るため、高齢化の急速な進展や多様化する社会ニーズに対応し、長期的な視点に立った都市機能の整備が必要です。

本市の財政状況や限られた土地の利活用の視点、高齢化等への配慮から施設の複合化や多機能化、バリアフリー*化を図り、また、地震をはじめとした自然災害等を考慮した都市機能の再編・再整備を計画的に進めます。

◆ 前期実施計画【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】の目標

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
1	★(仮称)JR東逗子駅前用地活用計画のもと、施設整備を行う。	計画の策定に着手していない。	2022(平成34)年度に整備工事が完了している状態をめざす。
2	★市営住宅のバリアフリー化率が100パーセントになっている。	59パーセント	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化した戸数74戸÷全住宅戸数124戸×100=59パーセント ・今後桜山住宅、小坪滝ヶ谷第3住宅をバリアフリー化していく予定。
3	2003(平成15)年に策定した逗子市交通バリアフリー基本構想に基づき、対策の必要な市道の17箇所すべての工事が完了している。	12箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・既に完了している12箇所は、逗子(55号、33号、54号、62号、83号、158号)、池子1号、沼間5号、山の根6号、久木(1号、20号)、新宿5号。 ・今後予定している5箇所は、逗子55号、池子17号、桜山75号、沼間(5号、36号)。
4	神武寺トンネルの歩道幅員を2メートルに拡幅する。	0.87メートル	道路交通法上、歩道の幅員は通常3メートルだが、確保するのは難しいため、最低歩道幅員の2メートルを設定した。

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
5	管渠及び処理場・ポンプ場施設において、長寿命化対策工事及び地震・津波対策工事を実施している。	処理場・ポンプ場施設の一部において対策工事を実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠:現在行っている調査を 2016(平成 28)年度までに完了し、2017(平成 29)年度から対策工事を実施する予定である(初年度は計画策定のみ、下も同じ)。 ・処理場・ポンプ場施設:2013(平成 25)年度から 2017(平成 29)年度までの事業を 100 パーセント完了し、2018(平成 30)年度から新たな対策工事を実施する。 ・地震対策としては、現在実施中の対策工事を 2017(平成 29)年度までに完了し、2018(平成 30)年度からは津波対策とあわせて実施する。

◆ 現況・課題、取り組み

※2020年(令和2年)3月変更

No.	現況・課題	取り組み
1	本市の中心核であるJR逗子駅周辺に比べ、JR東逗子駅周辺は副次核であるにもかかわらず基盤整備が立ち遅れている。	<ul style="list-style-type: none"> ★JR東逗子駅前の旧国鉄清算事業団用地の活用について検討し、推進する。
2	市勢(地形、人口、財政等)に見合った市営住宅を計画的に整備する必要がある。市営住宅の整備にあたっては居住環境のバリアフリー化が求められている。	<ul style="list-style-type: none"> ★桜山住宅の整備を含むユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた住宅整備を実施する。 ★市営住宅管理計画の見直しを図る。 ・県の地域住宅計画との整合を図りながら、市営住宅整備計画を更新する。 ・市営住宅の長寿命化修繕計画を策定し、市営住宅の長寿命化を図る。

No.	現況・課題	取り組み
3	公共施設等の老朽化および利用需要の変化を踏まえ、全体の状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要がある。	逗子市行財政改革推進本部において検討を進めるとともに、長期的な視点をもって計画的に推進するために、(仮称)公共施設等総合管理計画を策定する。
4	高齢化のさらなる進展や障がいのある人などの社会参加の機会が増加することにより、公共施設等のバリアフリー化に対する要求は高まっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた公共施設のバリアフリー化を推進する。 ・歩行空間のバリアフリー化とともに、景観上の観点からも幹線市道の無電柱化を推進する。 ・国・県道については、県に要望し、市域全体の道路のバリアフリー化を推進する。
5	<p>現在市道の約66パーセントが幅員4メートル未満の狭あい道路*であるため、安全で円滑な歩行環境の向上と歩行空間の確保、また緊急車両の通行の必要性から、拡幅や隅切り等の整備を行うことが求められている。</p> <p>家屋の新築等に伴う道路後退部の寄付を義務化することは現在の法制度では困難であり、寄付は増えていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路整備事業により、寄付を受けた道路の整備をする。また、隅切りについても整備をしていく。 ・今後も、狭あい道路整備事業について、広報誌や特定行政庁の協力を得て啓発を図る。
6	市内の渋解消や道路環境の改善が求められている。	<ul style="list-style-type: none"> ・既設道路における歩車道の比率の適正化と支障物件の整理を進める。 ・幹線市道など道路幅員等の状況で可能な道路について、歩行者、自転車、自動車の分離を図る。 ・都市計画道路の未着手路線等を見直し、整備を検討する。また、県や関係住民との協議、調整を図る。 ・市内幹線市道の整備、改良を図るとともに、県道の整備について、国・県等関係機関に要請する。 ・歩行空間の確保及び整備・向上を図る。 ・安全で快適な空間を創出するポケット・パーク*を整備し、管理についてはアダプトプログラム*等による市民協働を推進する。 ・街路樹診断を行い、街路樹の計画的な植え替えや管理を行う。 ・駅周辺をはじめとした市内の交通環境をより円滑なものとするため、必要な調査等を行う。

No.	現況・課題	取り組み
7	地籍調査*は、土地の正確な境界、面積、所有権等に関する最も基礎的な調査で、円滑な土地取引や良好なまちづくり、地震・津波被災後の迅速な復旧・復興等に不可欠である。	10年間で津波浸水予想地域(2.8平方キロメートル)の調査を完了できるよう、官民境界等先行調査を実施する。
8	下水処理場・ポンプ場は供用開始後40年以上経過し、管渠についても布設後30年以上経過した管が50パーセント以上を占めるなど老朽化が進んでいる。これらを計画的に改築・更新するとともに、地震対策、浸水・不明水対策及び合流改善対策についても、並行して実施する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画を策定し、対策工事を実施する。 ・地震対策計画を策定し、対策工事を実施する。また、地震・津波等で被害を受けた場合の業務継続計画を策定する。 ・浸水・不明水対策のための調査を実施するとともに、改善計画を策定する。 ・合流式下水道緊急改善事業完了後もさらなる改善のために、工事を継続する。 ・下水処理場等下水道施設の再整備に向け、必要な調査・研究等を行う。

★ リーディング事業

事業名	JR 東逗子駅前用地活用事業	所管名	企画課
事業概要	<p>目的：JR 東逗子駅前の旧国鉄清算事業団用地を有効活用することで、駅周辺の快適性・利便性を向上させるとともに、活性化を図る。</p> <p>対象：市、市民、事業者</p> <p>手段：市民や事業者、地権者との合意形成を図り、用地活用計画を策定する。また、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、施設整備を行う。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○(仮称) JR東逗子駅前用地活用計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究 ・庁内プロジェクトチームによる検討 ・関係者、関係機関との話し合い ・市民説明会の開催 		<ul style="list-style-type: none"> ○民間資金等の活用の検討 ○事業者選定 ○施設整備に係る実施設計 ○施設整備工事 	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
(仮称) JR東逗子駅前用地活用計画について、市民や事業者、地権者との合意形成が図られている。		計画の策定に着手していない。	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
(仮称) JR東逗子駅前用地活用計画のもと、施設整備を行う。		計画の策定に着手していない。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
15,300千円		一般	

事業名	市営住宅整備事業	所管名	都市整備課
事業概要	目的：健康で文化的な生活を営むことができる市営住宅を計画的に整備する。 対象：市営住宅の利用者及びこれから市営住宅を必要とする市民 手段：市営住宅管理計画に基づき、市営住宅の計画的な整備・配置を実施するとともに、既存市営住宅のバリアフリー化を推進する。		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
○桜山住宅の整備 ○市営住宅管理計画の更新 ○既存市営住宅のバリアフリー化の検討		○既存市営住宅のバリアフリー化	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
市営住宅管理計画に位置付けられた目標管理戸数の再整備が行われている。		8箇所124戸	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
市営住宅のバリアフリー化率が100パーセントになっている。		59パーセント	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
754,054千円		一般	

5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

市街地を囲むみどり豊かな山や青い海の逗子海岸や小坪漁港、これらの逗子の魅力を国内外に向けて発信し続け、人が集い、ふれあいの輪が広がり、地域のにぎわいが生まれるまちをつくりまします。

自然、文化、人という逗子の恵まれた地域資源を、磨き、つなぎ、生かすことにより、地域産業の活性化や個性豊かな産業の創出を図るとともに、住む人、働く人、訪れる人が一体となって、成熟した魅力あふれるまちをつくりまします。

◆ 前期実施計画【2015（平成 27）年度～2022（平成 34）年度】の目標

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
1	★逗子海岸が安全で快適なファミリービーチとして維持されており、海水浴客数が 40 万人を超えている。	201,300 人 【2014(平成 26)年度実績】	<ul style="list-style-type: none"> ・「ファミリービーチ」とは、海水浴客の中心がファミリー層となっている状態をいう。 ・現状値はファミリービーチをめざす「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」施行後初の海水浴シーズンの海水浴客数を掲載しているもの。
2	★(仮称)商工業振興計画が完成し、推進されている。	策定に向けた調査・研究に着手していない。	2019(平成 31)年度に計画の完成をめざす。
3	★(仮称)小坪海浜地域活性化計画が完成している。	策定に向けた調査・研究に着手していない。	2020(平成 32)年度に計画の完成をめざす。
4	「まちづくりに関する市民意識調査」における年に数回以上逗子海岸を利用する人の割合が、70 パーセント以上になっている。	63.3 パーセント 【2011(平成 23)年度】	

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	<p>近年、特に海水浴場開設期間中の治安、風紀の乱れ、不法投棄等が顕在化し、魅力が薄れていることから、安全で快適な海水浴場の開設に努める必要がある。四季を通して来訪者に親しまれる海岸となるよう環境整備を行う必要がある。</p>	<p>★条例に基づく市民、関係団体・機関との協議に基づき、市としての対策を決定し実行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海・浜のルール of 周知に努める。 ・監視業務の充実を図る。 ・海水浴場客との協力による美化活動を推進する。 ・砂質改良の拡充を図る。 ・県へ養浜の要請を行う。 ・マリンスポーツの普及を図る。
2	<p>商業においては、大型店舗などの商業施設や大型都市施設が中心市街地にないため、市外から多くの客を呼び込める環境ではなく、買い物客等の市外流出の現象が見られる。</p> <p>また、個人商店の売上げが伸びず、経営者の高齢化により情報化への対応が遅れているため、活性化に向け具体的な計画を策定する必要がある。</p>	<p>★(仮称)商工業振興計画を策定し、振興施策の具体化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街の活性化のための研究、イベント開催の支援に努める。 ・逗子市商工会への支援を行う。
3	<p>漁業者数に大きな変化はないが高齢化傾向にあることから将来への明確な展望が描けておらず、また漁港施設も老朽化が著しい。漁業振興を図るための計画の策定と実施、及び施設の老朽化等に対応した工事を実施するとともに、地域のにぎわいを取り戻すために漁港周辺地域を含めた活性化計画を策定する必要がある。</p>	<p>★(仮称)小坪海浜地域活性化計画を策定し、漁業振興策の具体化を図るとともに、逗子マリーナ及び小坪マリーナを含む小坪漁港周辺一帯を魅力的な海浜地区として位置付ける。</p> <p>★小坪漁港の機能保全工事を実施することにより、漁港の本来の持つ機能を保全・回復する。</p>
4	<p>個性豊かな産業が生まれやすい土壌をつくとともに、本市唯一の地場産業である水産業の活性化を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・若者も活躍できるような新たな産業などの創出に向けた支援策の調査・研究を行う。 ・サザエ・アワビなどの稚貝放流と栽培漁業への支援をする。 ・地元漁獲物のPRに努める。 ・市民と生産者との交流を推進する。

No.	現況・課題	取り組み
5	<p>逗子を訪れた人に、逗子の良さをアピールしてもらえよう、十分な情報提供を行う必要がある。</p> <p>市内に宿泊施設が少ないため、日帰り客が主となっている。近隣市町へ宿泊した観光客にも足を伸ばしてもらえよう、魅力ある観光地づくりを行っていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光ホームページ、パンフレット等の充実を図る。 ・近隣各市町とも連携し、観光客の誘致に努める。 ・逗子市観光協会への支援を行う。 ・「自然の回廊プロジェクト」の推進により案内板等を整備し、ハイキング客等の誘致に努める。

★ リーディング事業

事業名	逗子海岸保全活用事業		所管名	経済観光課
事業概要	<p>目的：逗子海岸のあり方や保全・活用方法を検討し、ファミリービーチとして安全で快適に利用できる海岸をつくる。</p> <p>対象：市民、海岸利用者、海水浴客、観光客</p> <p>手段：海岸の美化（啓発、アダプトプログラムの推進、清掃等）、海水浴場の開設・運営、海浜公衆トイレの維持管理、海水浴場のあり方の検討と改善策の実施</p>			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度		
○海水浴場のあり方の検討と改善策の実施		○海水浴場のあり方の検討と改善策の実施		
○海岸の美化		○海岸の美化		
○海水浴場の開設・運営		○海水浴場の開設・運営		
○海浜公衆トイレの維持管理		○海浜公衆トイレの維持管理		
目標【2018(平成30)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
逗子海岸が安全で快適なファミリービーチとして維持されており、海水浴客数が30万人を超えている。			201,300人 【2014(平成26)年度実績】	
目標【2022(平成34)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
逗子海岸が安全で快適なファミリービーチとして維持されており、海水浴客数が40万人を超えている。			201,300人 【2014(平成26)年度実績】	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】			会計区分	
332,000千円			一般	

事業名	商工業振興事業	所管名	経済観光課
事業概要	<p>目的：中小企業者や商店街を支援することにより商工業を活性化する。 商工業振興の方向性を明確化し、市民・商業者・行政との協働のもと活性化を図る。</p> <p>対象：市民、商工業者、中小企業者、商工会、同業者団体、商店街</p> <p>手段：逗子市商工会が実施する市内商工業者の相談指導や地域活性化事業に対する補助金を交付する。商店街に補助金を交付する。（仮称）商工業振興計画を策定する。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○商工会への助成 ○商店街への助成 ○（仮称）商工業振興計画の調査・研究 ○（仮称）商工業振興計画の策定・検討会による検討 		<ul style="list-style-type: none"> ○商工会への助成 ○商店街への助成 ○（仮称）商工業振興計画の策定・検討会による検討 ○（仮称）商工業振興計画の推進 	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
(仮称) 商工業振興計画の策定に着手している。		策定に向けた調査・研究に着手していない。	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
(仮称) 商工業振興計画が完成し、推進されている。		策定に向けた調査・研究に着手していない。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
312,400千円		一般	

事業名	小坪海浜地域活性化事業		所管名	経済観光課
事業概要	<p>目的：逗子で唯一の地場産業である漁業の振興を図るとともに、小坪漁港を整備し、小坪海浜地域の活性化をめざす。</p> <p>対象：市民、事業者（小坪海浜地域）、小坪漁業協同組合</p> <p>手段：小坪漁業協同組合への補助金の交付、国有海浜地不法占拠物件の撤去、国有海浜地の整理、小坪漁港の整備・保全工事、（仮称）小坪海浜地域活性化計画の策定</p>			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度		
<ul style="list-style-type: none"> ○小坪漁業協同組合への補助金の交付 ○国有海浜地不法占拠物件の撤去 ○小坪漁港の整備・保全工事 		<ul style="list-style-type: none"> ○小坪漁業協同組合への補助金の交付 ○（仮称）小坪海浜地域活性化計画の調査研究 ○（仮称）小坪海浜地域活性化計画の策定 		
目標【2018(平成30)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
小坪漁港の整備・保全工事が完了している。			整備・保全工事に着手していない。	
目標【2022(平成34)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
（仮称）小坪海浜地域活性化計画が完成している。			策定に向けた調査・研究に着手していない。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】			会計区分	
251,480千円			一般	

第5節

新しい地域の姿を示す 市民主権のまち

- 1 市民自治のまち
- 2 誰もが尊重され、自由で平等なまち
- 3 情報化で、よりよく暮らせるまち
- 4 世界とつながり、平和に貢献するまち

1 市民自治のまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

逗子のまちづくりを担っているのは、市民一人ひとりです。市民が、自分のことだけでなく、他人や地域、自然のことを自分のことのように考え、行動することができる市民の姿が望まれます。

また、逗子に住み、働き、学び、交わるあらゆる主体が、地域の一員として、考え、行動し、それぞれの関係の中で互いの理解を深め、担い合い支え合うことにより、心豊かな市民自治のまちを実現します。

◆ 前期実施計画【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】の目標

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
1	★(仮称)自治基本条例が施行されている。	検討に着手していない。	2019(平成31)年度の施行をめざす。
2	★5小学校区すべての住民自治協議会*において、地域の課題解決の取り組みが行われている。	住民自治協議会が設立されていない。	5小学校区すべての住民自治協議会において、地域づくり交付金が活用され、活動が行われている状態をめざす。
3	★(仮称)市民協働推進条例が施行されている。	検討に着手していない。	2019(平成31)年度の施行をめざす。
4	市民が行政計画の達成状況等を検証する仕組み等、まちづくりの主体となって参加できる仕組みが機能している。	仕組みを検討中。	「市民の横断的なネットワーク会議」について、2016(平成28)年度を目途に設立する当該会議が機能的に運営されるまでには2～3年かかると考えている。

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
5	「ふれあい活動」の拠点が民設民営を含め20箇所になっている。	0箇所	「ふれあい活動」とは、家庭や地域で抱えている問題の解決を手助けするために、地域の人たちが知恵を出し合うことをめざし、顔の見える関係を構築し、交流すること。その拠点となるような、常時開放されたスペースが、5小学校区において、それぞれ4箇所ずつできることをめざす。なお、市がすべてを設置し運営していくには限界があるため、民設民営の施設も含める。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	将来にわたって本市が豊かで住みやすいまちであるためには、市民一人ひとりが責任を持って市政に参加し、市民の意見を踏まえた市政の運営がなされていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ★市民主権*の考え方に基づいて自治体経営の基本理念や原則等を明らかにするため、(仮称)自治基本条例を制定する。 ・市民自らが計画の達成状況を検証することにとどまらず、「まちづくりの主体」として参加できる仕組みをつくる。 ・市民自治によるまちづくりを推進するために、(仮称)市民自治推進計画を策定する。
2	地域の課題はそれぞれ異なり、住民のニーズも多様化、複雑化してきている。市民自らが地域の課題を解決する主体的な活動を行えるよう、自立的に地域を運営する仕組みや基盤づくりを推進することが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ★地域の問題を解決する新しい地域自治組織である住民自治協議会の設立とその活動を支援する。 ・住民自治協議会に対して、人的・財政的支援のほか、活動拠点の確保に対する支援を行い、より安全・安心で、暮らしやすい、持続可能な地域社会を協働で形成していく。

No.	現況・課題	取り組み
3	市民が活発に市民活動、ボランティア活動を行えるよう、推進を図る必要がある。市民協働を推進する様々な施策や制度について体系化した整理が必要となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ★(仮称)市民協働推進条例を制定する。 ・社会参加・市民活動ポイントシステム*や市民活動支援補助金*、協働事業提案制度*といった既存の事業の積極的な周知を図り、市民が活発に利用できるように努める。
4	地域の人たちが助け合い、知恵を出し合えるよう、集える場を整備し、互いの顔が見え、交流でき、歩いて行ける範囲において行われる「ふれあい活動」を推進する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい活動」を推進するために、活動する場の整備を図る。 ・市は住民自治協議会と役割を分担しながら、地域活動や「ふれあい活動」を担う人材の確保・育成、支援する仕組みを検討し、進める。
5	市民参加*が市民に広がっていないなど、十分に市民意見を政策決定に反映できていない現状がある。市民への情報提供が参加の前提という認識を深めた上で、広く市民の意見を集められるよう、適正な運用を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりトーク*を開催する。 ・より効果的な参加手法の導入を検討していくとともに、市民参加条例の見直しを含め、適切な運用を図る。
6	市民の参加、協働を呼び掛けているものの、情報の発信、提供が不十分であるために、参加や協働の前提となる現状の把握、現状認識等において、行政と市民との間に情報の格差が生じている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく提供されている情報に問題なくアクセスし利用できるよう、引き続きウェブアクセシビリティ*の向上に取り組む。 ・市民に対する情報発信を充実させる。
7	単独の自治体で行うには困難であり、また非効率的な行政課題の解決にあたり、広域行政という手法も自治体経営の選択肢の一つである。消防の広域化における協議を例に、地方自治を実りあるものとしていく必要がある。	広域行政に関しては、さらなる可能性に関し、調査・研究をする。

★ リーディング事業

事業名	(仮称) 自治基本条例検討事業		所管名	企画課
事業概要	<p>目的：市民主権の考え方に基づいて自治体経営の基本理念や原則等について、市の姿勢等を明らかにする。</p> <p>対象：市民等</p> <p>手段：先行する事例等について調査研究を行う。(仮称)自治基本条例について市民の関心等を喚起する。本市の(仮称)自治基本条例の内容等について検討し、整理統合すべき条例等の検討を行う。検討会を設置し、条例案について審議を行う。</p>			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度		
<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称)自治基本条例に係る調査・研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内検討、行政課題研修等の実施 ・ 市民向け講演会の実施 ・ 市民参加のワークショップ*の実施 ○ (仮称)自治基本条例(案)の策定、議会提案 <ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称)自治基本条例検討会による検討 		<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称)自治基本条例の施行、運用 		
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】		
(仮称)自治基本条例が制定されている。		検討に着手していない。		
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】		
(仮称)自治基本条例が施行されている。		検討に着手していない。		
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分		
4,657千円		一般		

事業名	地域自治システム*推進事業	所管名	市民協働課
事業概要	<p>目的：身近な地域の課題は地域住民が自主的、相互扶助的に解決できるようにし、地域の個性や実情に応じた地域運営が行われること。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：小学校区を単位に、地域に住むすべての住民、地域で活動する各種団体等が参画して、地域が主体となる住民自治協議会を組織し、地域の課題解決のための計画を策定し、それに沿った事業などを行う。市は財政的な支援として交付金を交付するほか、人的な支援として地域担当職員*を配置する。地域担当職員は、協議会の設立や円滑な運営、地域課題の解決に係る情報提供や助言などを行う。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
○住民自治協議会の設立・運営に係る支援		○住民自治協議会の運営に係る支援	
○住民自治協議会連絡会*の開催		○住民自治協議会連絡会の開催	
○地域自治システム推進会議*等の開催		○地域自治システム推進会議等の開催	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
住民自治協議会がすべての小学校区で設立されている。		住民自治協議会が設立されていない。	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
5小学校区すべての住民自治協議会において、地域の課題解決の取り組みが行われている。		住民自治協議会が設立されていない。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
28,168千円		一般	

事業名	市民協働推進事業 （（仮称）市民協働推進条例の制定）		所管名	市民協働課
事業概要	目的：市民協働のまちづくりを推進するための条例を制定する。 対象：市民 手段：社会参加・市民活動ポイントシステムや協働事業提案制度、市民活動支援補助制度等市民協働を促進するためのシステム等を盛り込み条例化する。			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度		
○（仮称）市民協働推進条例に係る調査・研究 ○（仮称）市民協働推進条例（案）の策定、議会提案 ・市民協働等推進懇話会による検討		○（仮称）市民協働推進条例の施行、運用		
目標【2018(平成30)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
（仮称）市民協働推進条例が制定されている。			検討に着手していない。	
目標【2022(平成34)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
（仮称）市民協働推進条例が施行されている。			検討に着手していない。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】			会計区分	
264千円			一般	

2 誰もが尊重され、自由で平等なまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

その人の持つ「個性や固有の人格そのもの」や「能力」が尊重され、それらが十分に発揮できるまちづくりを推進し、誰もが、性別、国籍、障がい等によって差別されることなく人権が尊重され、自由で平等な参画が保障されているまちをめざします。

◆ 前期実施計画【2015（平成 27）年度～2022（平成 34）年度】の目標

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
1	★(仮称) ずし男女共同参画推進条例が制定されている。	検討に着手していない。	2022(平成 34)年度に制定をめざす。
2	市が実施する「男女共同参画社会*に関する市民意識調査・実態調査」において「男女の地位が平等になっている」と感じる人の割合が25パーセントを超えている。	21.8 パーセント 【2009(平成 21)年度末】	2012(平成 24)年度に内閣府が実施した世論調査では、24.6 パーセント。急激に変化する指標ではないため 25 パーセントを目標として設定。
3	人権(子どもの人権も含む)に関する講演会等への参加者が年 200 人になっている。	153 人	市または市教育委員会が、開催または後援する講演会等の参加者。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	個人の属性や境遇の違いは、多様な個性をつくり、一人ひとりをかけがえのないものとするが、一方、このことが差別や偏見につながっている状況がある。人権意識の高揚に努め、これを是正する必要がある。また、時代の変化とともに人権侵害の形も多様化しているため、状況に応じた対応をする必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育講演会等の実施や人権擁護委員*の活動の充実化を支援する。 ・人権意識の高揚を推進するための基本的な枠組みについて検討する。 ・人権・同和教育における施策を学校現場との連携を密にして取り組む。 ・年齢層や家庭状況などに応じた講座や講演会を実施する。
2	男女平等の確立に向けての意識啓発を行い、「ずし男女共同参画プラン」を推進する必要がある。 ドメスティック・バイオレンス(DV)*被害者等の自立支援と精神的なケアを含めた相談・支援体制の強化・充実が求められている。	<ul style="list-style-type: none"> ★ずし男女共同参画プラン推進会議と逗子市男女共同参画連絡調整会議の連携を強化し、協働して男女共同参画を推進する。 ★(仮称)ずし男女共同参画推進条例を策定する。 ・ドメスティック・バイオレンス(DV)や女性が抱える問題などの相談・支援体制の充実に努める。
3	児童虐待等が増加傾向にあり、虐待防止の側面から子どもの人権についての対策が求められている。	子どもの人権についての啓発を行うとともに、相談体制の充実に努める。
4	行政の透明性を確保するため情報公開制度を推進しているが、市民が必要としている情報をさらに利用しやすい形で積極的に提供する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の「知る権利」を保障するよう、逗子市情報公開条例を適正に運用する。 ・市政情報広場を充実させる。
5	行政の取り扱う個人情報については、事務処理の電子化により飛躍的に効率化が進む反面、大量漏えい等の恐れも増大しており、逗子市個人情報保護条例の適正な運用が求められている。 社会保障・税番号制度*の導入にあたって、個人情報保護の厳格な管理・運用が求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護条例を改正し、適正に運用する。 ・人的ミス等をなくすための職員研修を行う。 ・行政内部の個人情報管理、文書管理を徹底する。

★ リーディング事業

事業名	男女共同参画プラン推進事業 ((仮称) ずし男女共同参画推進条例の制定)		所管名	生活安全課
事業概要	<p>目的：個人が尊重され、男女の人権が認められる平等な社会、女性のエンパワメント*により男女共同参画を進める社会をめざす。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：ずし男女共同参画プランの評価を毎年行い、その中でも重点項目を選び出し、より深めた内容の評価を行う。(仮称) ずし男女共同参画推進条例を策定する。また、市民意識調査及びプランの改定を5年毎に行う。</p>			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度		
<ul style="list-style-type: none"> ○ずし男女共同参画プラン推進会議の開催 ○(仮称) ずし男女共同参画推進条例に係る調査・研究 ○ずし男女共同参画プランの改定(5年毎) ○男女共同参画啓発事業(講座、講演会等)の実施 ○女性相談 		<ul style="list-style-type: none"> ○ずし男女共同参画プラン推進会議の開催 ○(仮称) ずし男女共同参画推進条例の検討 ○(仮称) ずし男女共同参画推進条例(案)の策定、議会提案 ○市民意識調査・実態調査の実施(5年毎) ○ずし男女共同参画プランの改定(5年毎) ○男女共同参画啓発事業(講座、講演会等)の実施 ○女性相談 		
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】		
(仮称) ずし男女共同参画推進条例に係る調査・研究に着手している。		検討に着手していない。		
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】		
(仮称) ずし男女共同参画推進条例が制定されている。		検討に着手していない。		
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分		
58,511千円		一般		

3 情報化で、よりよく暮らせるまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

ICT（情報通信技術）*を積極的に活用することにより、暮らしに関わるあらゆる分野において、より便利で質の高い暮らしができるまちをめざします。

また、情報化の推進により、あらゆる主体が、自らの活動を発信し、コミュニケーションを豊かにすることで、よりよくつながり、いきいきと暮らせるまちをめざします。

◆ 前期実施計画【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】の目標

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
1	★（仮称）情報化推進計画が完成し、推進されている。	策定に着手していない。	2019（平成31）年度に計画の完成をめざす。
2	逗子市ホームページへの訪問数が年100万件になっている。	790,331件	市ホームページの充実とインターネット利用者の増加などから訪問数の増加を見込むもの。
3	「まちづくりに関する市民意識調査」における「市の情報の入手方法」として「逗子市ホームページ」の割合が50パーセントになっている。	23.3パーセント 【2011（平成23）年度】	
4	オープンデータ*の公開が開始され、二次利用が可能な形式で提供されている。	公開をしていない。	<ul style="list-style-type: none"> 市が保有するデータを二次利用しやすいライセンスルール及びコンピュータでの加工、編集等が可能な形式で公開する。 統計情報、施設情報、防災情報などのデータから提供を開始し、4年後までには、人口統計、公共施設情報、避難所情報、AED設置情報について公開する。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	市民サービスの利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、地域と行政内部の情報化が求められている。	★情報化の推進が全庁的に取り組まれるように、(仮称)情報化推進計画を策定し、計画的に情報化を推進していく。
2	ICTの急速な進展に伴い、情報セキュリティ*の確保に努める必要がある。特に個人情報については、厳格な管理・運用が求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ★セキュリティ関連情報をもとに、情報セキュリティポリシー*の見直しを行っていく。 ・情報セキュリティ対策の遵守状況を検証するため、定期的な監査を実施するとともに、職員に対する情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を目的とした研修を継続的に実施する。 ・システム導入にあたっては、個人情報保護をはじめとして、セキュリティ対策に万全を期す。 ・個人情報保護条例を必要に応じて改正し、適正に運用する。
3	2016(平成28)年1月(予定)の社会保障・税番号制度*の導入により、確実かつ効果的な本人確認ができるようになり、社会保障及び税制度の効率性・透明性が高まる。これにより申請・届出等に必要であった添付書類の省略ができるようになるなど、市民にとって利便性の向上が見込まれる。いつでも社会保障等に関する自己情報や行政からのお知らせ等が入手できるようになるため、より効果的な情報発信が求められる。	★ICTの活用により、市民サービスの質や利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上をめざし、基盤整備を進めていく。
4	インターネットが普及し、誰もがどこからでも情報にアクセスできる環境が整ってきたことにより、行政が保有する公共データを、二次利用できる形式で公開し、民間が効果的に活用することにより、新たな価値を創造することが期待されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータの意義や公開方法などを検討し、市民サービスの向上や経済の活性化など、高い効果が見込まれるものからデータの公開を進めていく。 ・ホームページ等による情報発信の充実を推進する。

No.	現況・課題	取り組み
5	市民の参加、協働を呼び掛けているものの、情報の発信、提供が不十分であるために、参加や協働の前提となる現状の把握、現状認識等において、行政と市民との間に情報の格差が生じている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく提供されている情報に問題なくアクセスし利用できるよう、引き続きウェブアクセシビリティ*の向上に取り組む。 ・市民に対する情報発信を充実させる。

★ リーディング事業

事業名	情報化推進事業	所管名	情報政策課
事業概要	<p>目的：市民サービスの質や利便性の向上、行政事務の効率化を図る。 対象：市民、職員 手段：情報システムの運用管理、情報セキュリティの強化及び ICT を活用した地域情報化の推進を行う。 社会保障・税番号制度への対応を行い、市民サービスの質や利便性の向上、行政事務の効率化を図る。ホームページや（仮称）マイ・ポータル*等を活用して、より効果的な情報発信を行う。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○情報セキュリティポリシーの運用 ○社会保障・税番号制度への対応 ○（仮称）マイ・ポータルを活用したサービスの提供 ○（仮称）情報化推進計画の策定 		<ul style="list-style-type: none"> ○情報セキュリティポリシーの運用 ○（仮称）マイ・ポータルを活用したサービスの提供 ○（仮称）情報化推進計画の策定 ○（仮称）情報化推進計画の推進 	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
社会保障・税番号制度への対応が完了している。		制度の情報を収集している。	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
（仮称）情報化推進計画が完成し、推進されている。		策定に着手していない。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
168,992千円		一般	

4 世界とつながり、平和に貢献するまち

◆ 基本構想の取り組みの方向

ICT（情報通信技術）*の進化や移動時間の短縮化など、科学技術のめざましい発展を背景に、世界との距離は加速度的に近くなっています。

市民の誰もが国際性を身につけ、池子米軍家族と培ってきた日米親善交流を礎に、さらに多くの世界の人々や都市との交流、協力を進め、逗子から世界に向けて、世界の恒久平和や調和ある発展についてメッセージを発し、貢献するまちをめざします。

◆ 前期実施計画【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】の目標

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
1	★池子米軍家族住宅*内小学校との交流が年2回以上実施されている。	実施されていない。	相互に訪問し合い、年2回の交流を定期的に実施していくもの。現在は実施していない。
2	★市が主催または共催の非核平和に関するイベントへの参加者数が年3,000人になっている。	1,800人	開催内容や回数等を検討し、参加者数の増加をめざすもの。
3	国際交流イベントなど外国籍市民との交流の場が年2回以上実施されている。	実施されていない。	現在行っている国際理解講座は外国籍市民との交流を念頭においていない。今後外国籍市民が地域の一員として参画することをめざし、そのきっかけづくりとして市民団体との共催も検討し、交流の場を設ける。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	市民の国際理解を深めるとともに、幅広い交流支援や国際協力の展開が求められている。	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流や国際協力、平和のまちの在り方を検討し、(仮称)国際交流推進計画を策定する。 ・国際交流・国際理解について市民への啓発に努める。 ・市民の国際交流活動等を支援する。
2	身近な国際交流活動として、外国籍市民や池子米軍家族住宅居住者との交流を進めるためには、市民の国際性を高めるような啓発活動や交流の場づくりを積極的に行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ★国際理解講座を市民団体との協働により発展させ、また、外国籍市民との交流の場を設けていく。 ★池子米軍家族住宅内小学校と逗子の小学校との交流を検討する。 ★まちづくりトーク*において、外国籍市民との対話の機会を設ける。
3	戦争を知らない世代が圧倒的に多くなった現在、平和とは何かということ学び、それをこれからの世代につないでいくことで、平和意識を喚起し、核兵器のない平和な地域社会の実現を図る必要がある。今後とも世代交代が進む中、非核平和への意識を風化させず、継承していくことが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ★ピースメッセンジャー*を派遣し、市民へ活動報告を行い、共有することを継続する。 ★ホームページ及びSNS(ソーシャル・ネットワーク・キング・サービス)*等によりピースメッセンジャー活動を紹介する。
4	平和に関する活動について幅広い世代の市民が関わるための支援が必要である。年間を通じて非核平和に関する情報を提供するなど、より生活に身近な啓発活動を推進することが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ★ピースメッセンジャーと市民団体の交流を支援する。 ★市民を対象とした非核平和について考える「ずし平和デー」*を市民団体と共催することを継続する。 ・今後設立される住民自治協議会*の各小学校区の拠点等の場を活用して、非核平和に関する展示等を年間を通して行う。

★ リーディング事業

事業名	国際交流推進事業	所管名	市民協働課
事業概要	<p>目的：日常的に国際交流する機会を増やし、市民の国際性を高める。 対象：市民、池子米軍家族住宅居住者 手段：市民団体との共催により、外国籍市民との交流の場を設ける。 池子米軍家族住宅内の小学校と逗子の小学校との交流を検討する。 まちづくりトークで外国籍住民との対話を行う。 国際理解講座を市民団体との協働により発展させる。単なる国際理解や交流ではなく、地球規模の社会的課題が地域課題とつながりがあることを気付かせる開発教育的な視点を取り入れ、国際的な視点を持ちながら地域のまちづくりに貢献できる人材を育成することをめざす。 池子米軍家族住宅居住者との交流をより活性化するための連絡会を開催する。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○国際理解講座の開催（共催） ○国際交流イベントの開催（共催） ○池子米軍家族住宅内小学校との交流の検討、実施 ○まちづくりトーク外国籍市民版の実施 ○池子米軍家族住宅居住者との交流をより活性化するための連絡会の開催 		<ul style="list-style-type: none"> ○国際理解講座の開催（共催） ○国際交流イベントの開催（共催） ○池子米軍家族住宅内小学校との交流の実施 ○池子米軍家族住宅居住者との交流をより活性化するための連絡会の開催 ○国際交流や国際協力、平和のまちの在り方の検討、計画の策定 	
目標【2018(平成30)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
<ul style="list-style-type: none"> ①外国籍市民との交流の場が設定されている。 ②国際理解講座が市民団体との協働により開催されている。 		<ul style="list-style-type: none"> ①実施されていない。 ②実施されていない。 	
目標【2022(平成34)年度】		現状【2013(平成25)年度末】	
池子米軍家族住宅内小学校との交流が年2回以上実施されている。		実施されていない。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】		会計区分	
840千円		一般	

事業名	非核平和推進事業		所管名	秘書広報課
事業概要	<p>目的：非核平和都市宣言自治体として、核兵器のない平和な地域社会の実現に向け、市民の意識を高める。</p> <p>対象：市民、</p> <p>手段：核兵器の恐ろしさや平和の尊さを継承し、平和意識の喚起を図り、多くの市民に平和について考えてもらう機会を提供する。</p>			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度		
<ul style="list-style-type: none"> ○ピースメッセンジャーの派遣・報告会の実施 ○ずし平和デーの開催（共催） ○被爆者の会への支援 ○平和首長会議・日本非核宣言自治体協議会加盟自治体としての活動 		<ul style="list-style-type: none"> ○ピースメッセンジャーの派遣・報告会の実施 ・ピースメッセンジャー30回目記念事業の検討、実施 ○ずし平和デーの開催（共催） ・ずし平和デー10周年記念事業の検討、実施 ○被爆者の会への支援 ○平和首長会議・日本非核宣言自治体協議会加盟自治体としての活動 		
目標【2018(平成30)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
市が主催または共催の非核平和に関するイベントへの参加者数が年2,000人になっている。			1,800人	
目標【2022(平成34)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
市が主催または共催の非核平和に関するイベントへの参加者数が年3,000人になっている。			1,800人	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】			会計区分	
17,932千円			一般	

第4章

池子の森全面返還を めざして

池子の森全面返還をめざして

池子住宅地区への米軍家族の入居に係る諸課題への対応を図りながら、市民と米軍家族との良好な関係づくりを進めます。また、国、米軍との交渉を進め、共同使用地（池子の森自然公園）の部分返還、さらに、最終的には「池子住宅地区及び海軍補助施設」*の全面返還をめざします。

◆前期実施計画【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】の目標

- 共同使用地（池子の森自然公園）が返還されている。

◆取り組み

- 国、米軍に対し、返還に向けた調整・協議を推進し、積極的に交渉を行う。
- 市民・市議会・行政が一体となった逗子市池子接收地返還促進市民協議会を運営し、池子の森の全面返還に向けた市民世論の喚起を促す。
- 住宅地区を除いた後背地の早期返還をめざし、当該地への三浦半島国営公園の誘致の実現を図る。

第5章

計画の推進にあたって

第1節 計画の推進にあたって

1 協働のまちづくり

逗子市では、池子米軍家族住宅建設問題をはじめとして、さまざまな市民参加が行われてきた歴史があり、自分たちのまちは自分たちで守り、つくるという強い思いを持っています。また、「逗子市まちづくり基本計画」においても、自ら課題を解決すべく地域の活動に関わっていくという「自律した市民」の必要性が示されています。

近年、地域をめぐる環境が大きく変わり、市民のニーズが多様化し、様々な新しい課題が生れてきています。これらの課題を解決するためには、行政だけでなく市民一人ひとりの力を発揮することが必要です。

将来像の実現に向け、市民や地域・団体、企業など様々な主体が、それぞれの役割を持ち、連携・協働してまちづくりに取り組むことができる体制・システムの運用と更なる充実に努め、協働のまちづくりを推進する必要があります。

2 効果的・効率的な自治体経営の推進 ※2020年（令和2年）3月変更

急速な少子高齢化の進展、ICTの高度化、地域を越えた環境問題の顕在化等、私たちを取り巻く社会や経済の状況は大きく変化してきました。地方自治体もまた、そうした変化を受けて、住民の日常生活圏の拡大、住民ニーズの高度化・多様化等による様々な課題に直面しており、税収の増額が見込めない厳しい財政状況の中で、より効率的な行政運営を行うことが必要となっています。

市政は、最も身近な行政として、市民ニーズや日常生活圏の広がりに対応していく取り組みを進めることが重要になりますが、一方では、将来を見据えて、効率的でかつ質の高い行政を展開できるよう行財政の基盤をさらに強化する必要があります。

そのために、最少の経費で最大のサービスが提供できるよう、指定管理者制度の導入、事務事業の民間委託化、職員人件費の適正化など、引き続き行財政改革に取り組み、足腰の強い自治体づくりを進める必要があります。また、事業選択の際には、費用対効果の検証はもちろん、その目的や成果を改めて検証し、改善につなげることで市民の期待に応えていくことが重要となります。

同時に、厳しい財政状況においては、地方分権を踏まえ、国や県から必要な財源の移譲を求めることも必要ですが、一方で個人市民税以外にも歳入の柱を作り財政的に自走できる財政構造へと転換を図るべく、企業誘致・起業支援を進めていきます。

また、AI*やIoT*等の先進技術を活用して地域が抱える課題の解決や様々なサービスの効率化・高度化を図るスマートシティや、2015年（平成27年）9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs*）の観点からも、行政運

営に取り組んでいきます。

また一方で、まちのにぎわいや活性化、行政サービス水準を維持していく上で、できる限り現状の人口の維持に努める必要があります。子育て世代を中心とする生産年齢人口層の転入促進につなげるために、本市の魅力を高め、内外に対して積極的に発信するシティプロモーション*に取り組んでいきます。

3 個別計画等との相互連携 ※2020年（令和2年）3月変更

市の計画体系は、総合計画を最上位に、政策分野を定める基幹計画、そして個別の施策分野を定める個別計画の三層とします。

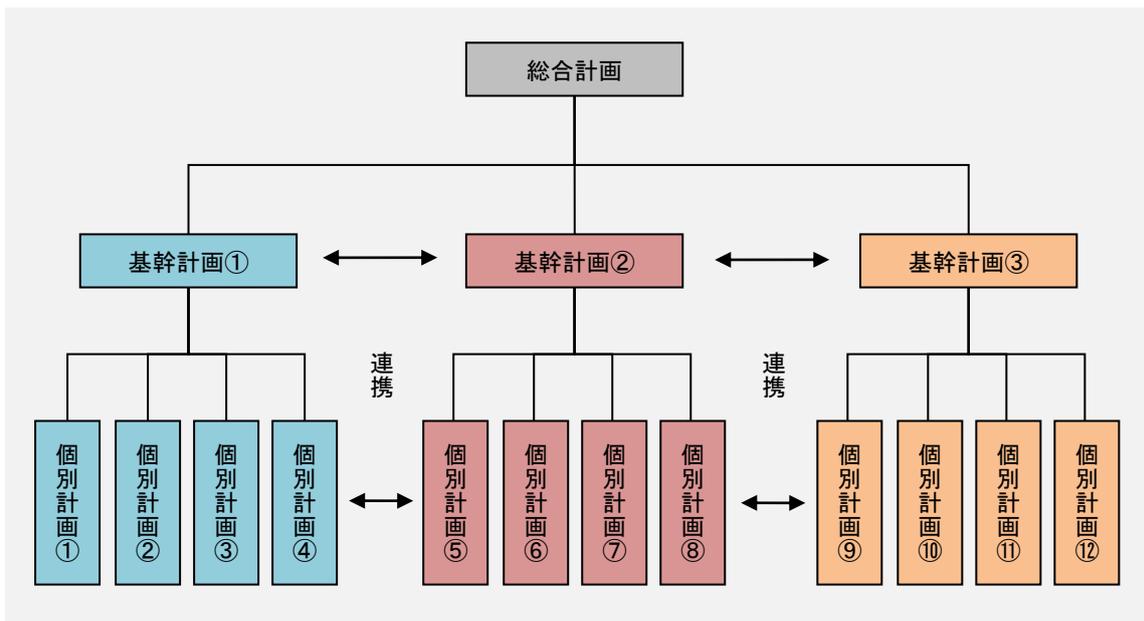
そして、この三層は、基本構想におけるめざすべきまちの姿（5本の柱）と基幹計画の最上位の目標等とが整合し、基幹計画の下位の目標等と個別計画の最上位の目標等とが整合する形で重なり合うよう策定していきます。

リーディング事業は、実施計画の期間8年間で戦略的・重点的に実現を図っていく事業として、基幹計画、個別計画でそれぞれ定める事業（取り組み）の中でも特に重要な事業（取り組み）と共通な事業となります。

このように、すべての計画を総合計画の下に体系化し、三層（総合計画・基幹計画・個別計画）を連動させて、一体的に計画の実現を推進していきます。

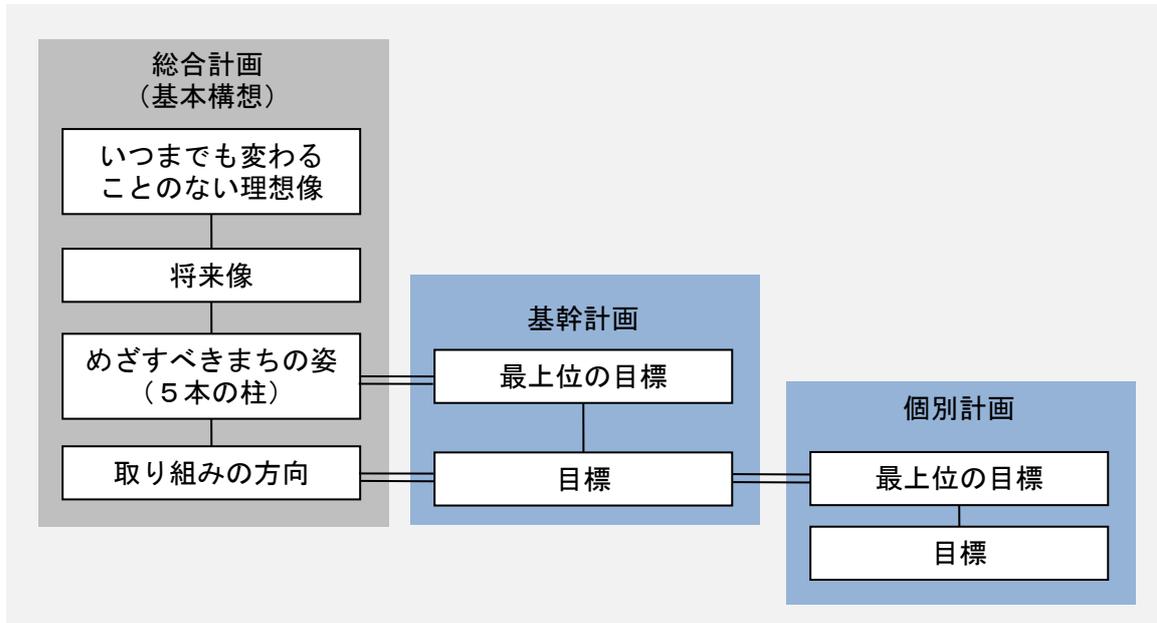
また、施策の推進にあたっては、所掌を越えて生じる影響と期待できる波及効果を意識し、計画や施策、組織を横断する視点をもって枠組みを越えた推進を図ります。

● 計画体系のイメージ

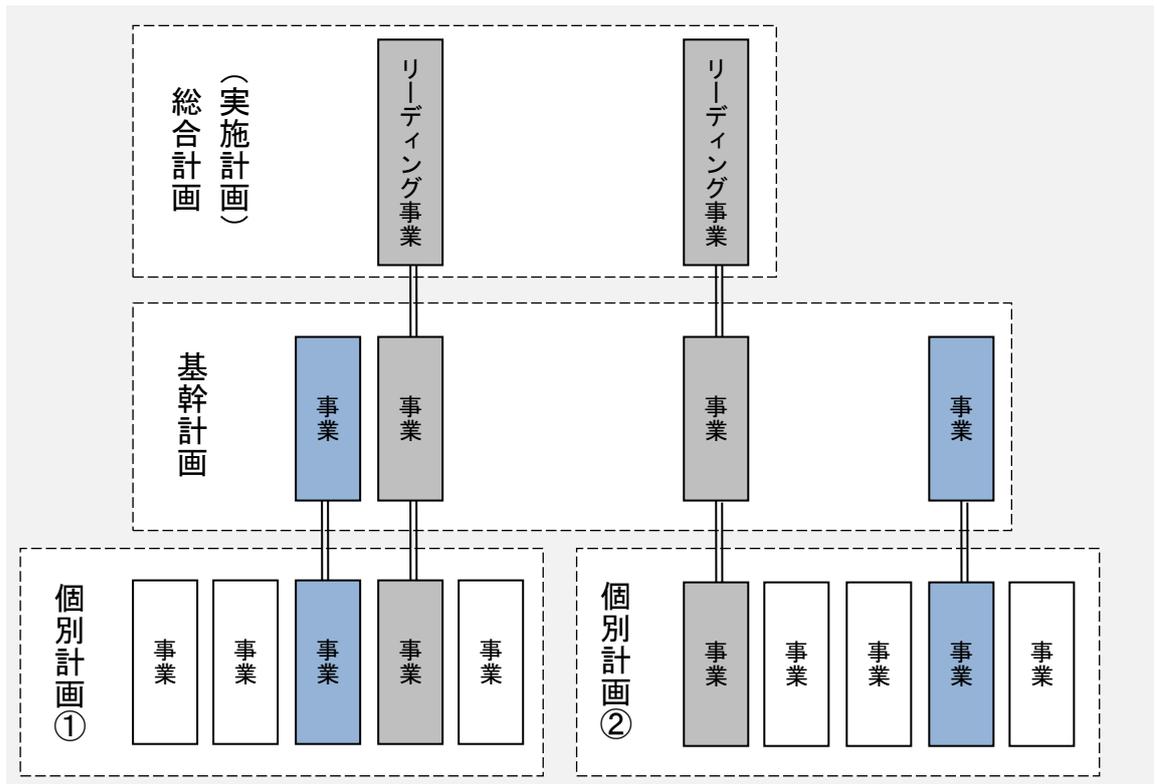


※ここでいう「個別計画」「基幹計画」は、目標年次を定めて推進していく計画をいい、行動マニュアルやガイドラインを定めた計画は該当しません。

● 基本構想の取り組みの方向と基幹計画・個別計画の目標との関係のイメージ



● リーディング事業の位置付けのイメージ



※実施計画における「リーディング事業」と基幹計画・個別計画における「事業」は、呼称は異なりますが同じ内容です。

※基幹計画・個別計画における「事業」は、計画によっては「取り組み」「施策」などと言う場合があります。

● 連動する基幹計画・個別計画

5本の柱	取り組みの方向	基幹計画	個別計画
第1節 ふれあいに暮らせるまち	1 「その人らしく生きること」を お互いに支え合う福祉のまち 2 医療・保健・福祉が連携した 安心・健康長寿のまち 3 高齢者が住み慣れた地域で、 安心して暮らせるまち 4 障がい者が安心して 自分らしく暮らし続けられるまち 5 誰もが心豊かに子育てできるまち	福祉プラン	(仮称)地域福祉計画 (仮称)健康増進計画 高齢者保健福祉計画 障がい者福祉計画 (仮称)子ども・子育て支援事業計画
第2節 「共に学び、共に育つ」のまち	1 子どもも大人も輝く生涯学習のまち 2 文化を新たに創造するまち 3 スポーツを楽しむまち 4 学校教育の充実したまち 5 子どもも大人も共につながり 成長していくまち	く(仮称)のまち推進プラン	(仮称)生涯学習活動推進プラン 文化振興基本計画 スポーツ推進計画 学校教育総合プラン (仮称)社会教育総合プラン
第3節 まち共に自然と人間を大切に	1 自然を大切にすまち 2 廃棄物による環境負荷の少ないまち 3 温室効果ガス排出の少ないまち 4 暮らしと景観に配慮したまち	環境基本計画	緑の基本計画 一般廃棄物処理基本計画 地球温暖化対策実行計画 (* 景観計画推進プラン)
第4節 支えあえるまち	1 良好な住環境の形成により、 くつろぎが生まれるまち 2 災害に強く、犯罪のない安全なまち 3 歩行者と自転車を優先するまち 4 都市機能の整った快適なまち 5 地域資源を生かした 個性豊かなにぎわいのあるまち	(* 都市デザイン計画)	(* 住環境形成計画) (* 安全安心アクションプラン) 歩行者と自転車を優先するまち アクションプラン (* 公共施設等総合管理計画) (* 商工業振興計画) (* 小坪海浜地域活性化計画)
第5節 のまち	1 市民自治のまち 2 誰もが尊重され、自由で平等なまち 3 情報化で、よりよく暮らせるまち 4 世界とつながり、平和に貢献するまち	(* 市民主権プラン)	(* 市民自治推進計画) 男女共同参画プラン (* 情報化推進計画) (* 国際交流推進計画)

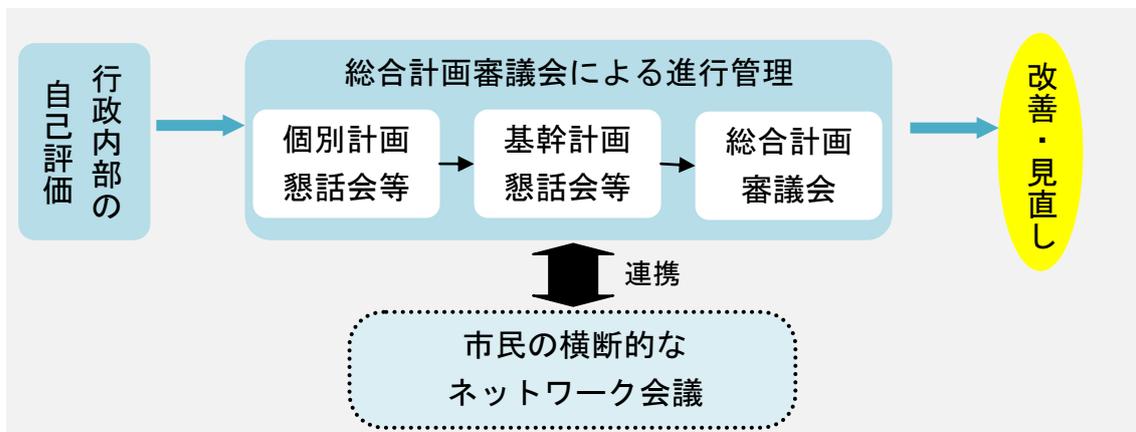
※基幹計画及び個別計画のうち、(仮称)が付記されている計画は、2014(平成26)年度中の策定をめざしているものです。また、*が付記されている計画は、本実施計画期間中に計画を策定し、実施をめざします。

第2節 進行管理

市民自らが、「行政サービスの受益者」としての立場から計画の達成状況を検証することにとどまらず、「まちづくりの主体」として考えや経験を生かし、市民にとってより理想的な事業を展開する仕組みづくりをめざします。

そのために、個別計画・基幹計画における懇話会等における意見聴取を経て総合計画審議会が進行を管理します。また、個別計画・基幹計画等の策定推進に関わっている市民の横断的なネットワーク会議を設置し、広く情報共有、意見交換等を行います。

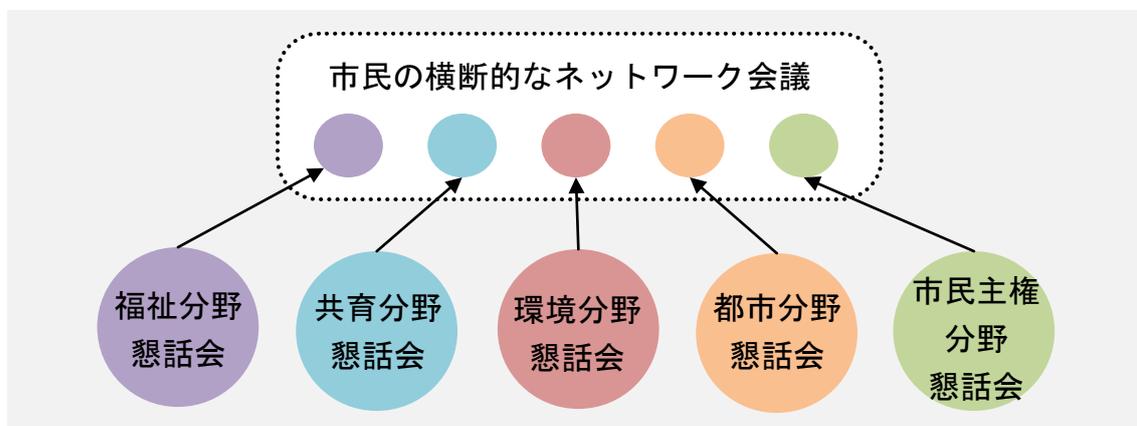
● 進行管理体制のイメージ



● 市民の横断的なネットワーク会議とは

逗子市総合計画実施計画を推進するため、個別計画等の策定や推進に関わっている方が参加し、情報共有や意見交換を行う会議です。

様々な施策分野で実際に活動している方が集まり、情報を共有することにより、実施計画全体を俯瞰的な視点から把握し、より大局的な視点から意見交換を行います。



第3節 財政収支見通し

1 経済状況と地方財政

日本経済は、リーマンショック後の円高とデフレの悪循環による景気の後退が続いていましたが、長引くデフレからの早期脱却と経済再生を図るため、政府が「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」を一体的に強力に推進してきたことにより、景気の指標等においては、着実に上向いている状況にあると言われてしています。しかしながら、地方においては、景気回復の実感が、未だ十分に感じられる状況にはありません。

また、財政状況については、国は、基礎的財政収支赤字と債務残高の累積が長期化し、リーマンショック後は、税収の落ち込みと経済対策、震災からの復旧・復興事業により、基礎的財政収支の赤字幅が一段と拡大してきています。このため、景気回復やデフレ脱却を進める中で、中長期的な視点から、財政健全化のための取り組みを着実に進めていくことが重要になっています。

地方においても、国と同様に、税収の落ち込みなどにより、借入金残高が増加するなど、厳しい財政状況が続いています。

さらに、今後、人口減少と著しい高齢化社会の到来により税収が大きく減少することも予測され、歳出削減等も含めた財政健全化が喫緊の課題となっています。

2 市財政の動向と今後の運営

このような経済・財政状況の中、一定の条件の下、今後8年間の財政の推移を考えた場合、歳入面では、本市歳入の根幹を成す個人市民税は、人口の高齢化により、減少傾向に推移すると考えられるため、人口を出来る限り現状維持に努めることなどにより、歳入の減少を少なくすることが求められます。一方、歳出面においては、少子高齢化の進展や地方分権による権限移譲などによる財政需要増などが見込まれます。このため、実施計画を着実に推進していくためには、行政のスリム化をはじめとした効率的・効果的な財政運営に努める必要があります。

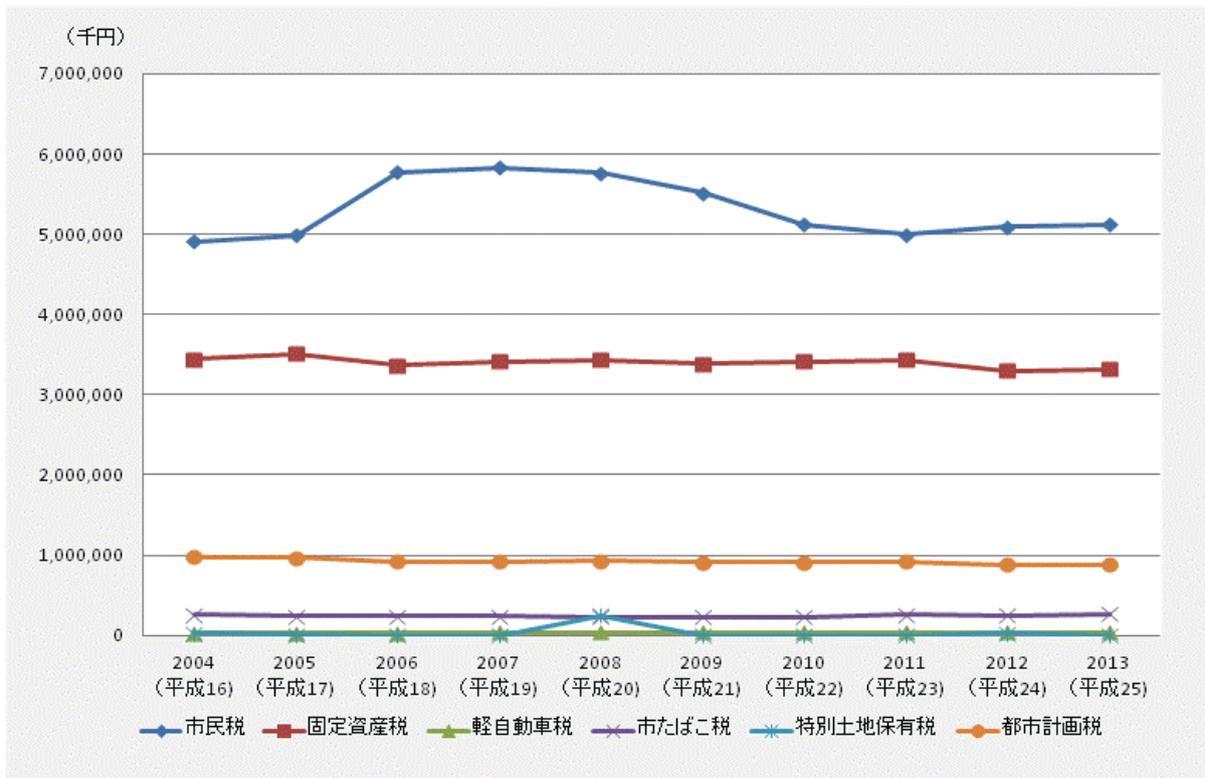
● 市税の推移

(単位:千円)

税目	年度	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)
市税総額		9,641,148	9,744,437	10,324,800	10,439,444	10,640,471
市民税		4,908,799	4,985,706	5,770,099	5,828,522	5,762,386
固定資産税		3,442,424	3,506,473	3,362,090	3,414,274	3,433,561
軽自動車税		29,727	30,621	31,719	33,030	34,200
市たばこ税		254,858	241,262	243,006	240,023	232,979
特別土地保有税		30,569	13,464	1,400	1,145	250,281
都市計画税		974,771	966,911	916,486	922,450	927,064

(単位:千円)

税目	年度	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)
市税総額		10,074,362	9,719,267	9,640,709	9,593,384	9,643,480
市民税		5,517,644	5,124,816	4,992,446	5,095,035	5,125,966
固定資産税		3,380,682	3,412,612	3,434,220	3,301,653	3,321,129
軽自動車税		35,445	35,911	36,700	37,289	37,980
市たばこ税		225,837	230,003	260,847	245,908	271,986
特別土地保有税		1,200	1,232	1,200	31,200	1,200
都市計画税		913,554	914,693	915,296	882,299	885,219



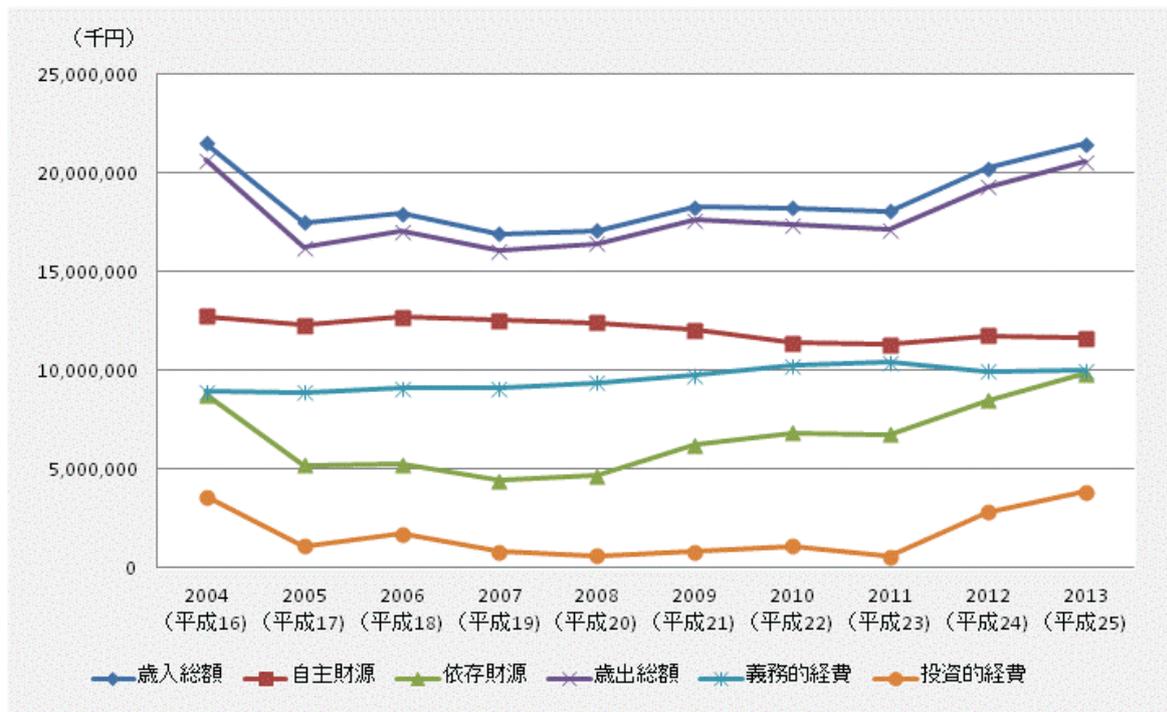
● 決算額の推移（一般会計）

（単位：千円）

区分	年度	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)
歳入総額		21,501,408	17,461,079	17,945,787	16,922,791	17,077,707
自主財源		12,735,780	12,268,228	12,701,427	12,518,665	12,406,321
依存財源		8,765,628	5,192,851	5,244,360	4,404,126	4,671,386
歳出総額		20,642,316	16,217,489	17,016,330	16,047,876	16,427,534
うち義務的経費		8,923,084	8,859,748	9,071,180	9,064,711	9,378,161
うち投資的経費		3,597,401	1,110,285	1,705,591	813,165	582,503

（単位：千円）

区分	年度	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)
歳入総額		18,244,886	18,221,967	18,061,082	20,235,306	21,455,993
自主財源		12,026,074	11,374,500	11,300,655	11,748,951	11,640,694
依存財源		6,218,812	6,847,467	6,760,427	8,486,355	9,815,299
歳出総額		17,594,199	17,361,948	17,128,363	19,269,600	20,558,528
うち義務的経費		9,721,198	10,208,874	10,399,637	9,922,652	9,974,633
うち投資的経費		813,653	1,092,704	580,077	2,795,433	3,824,281



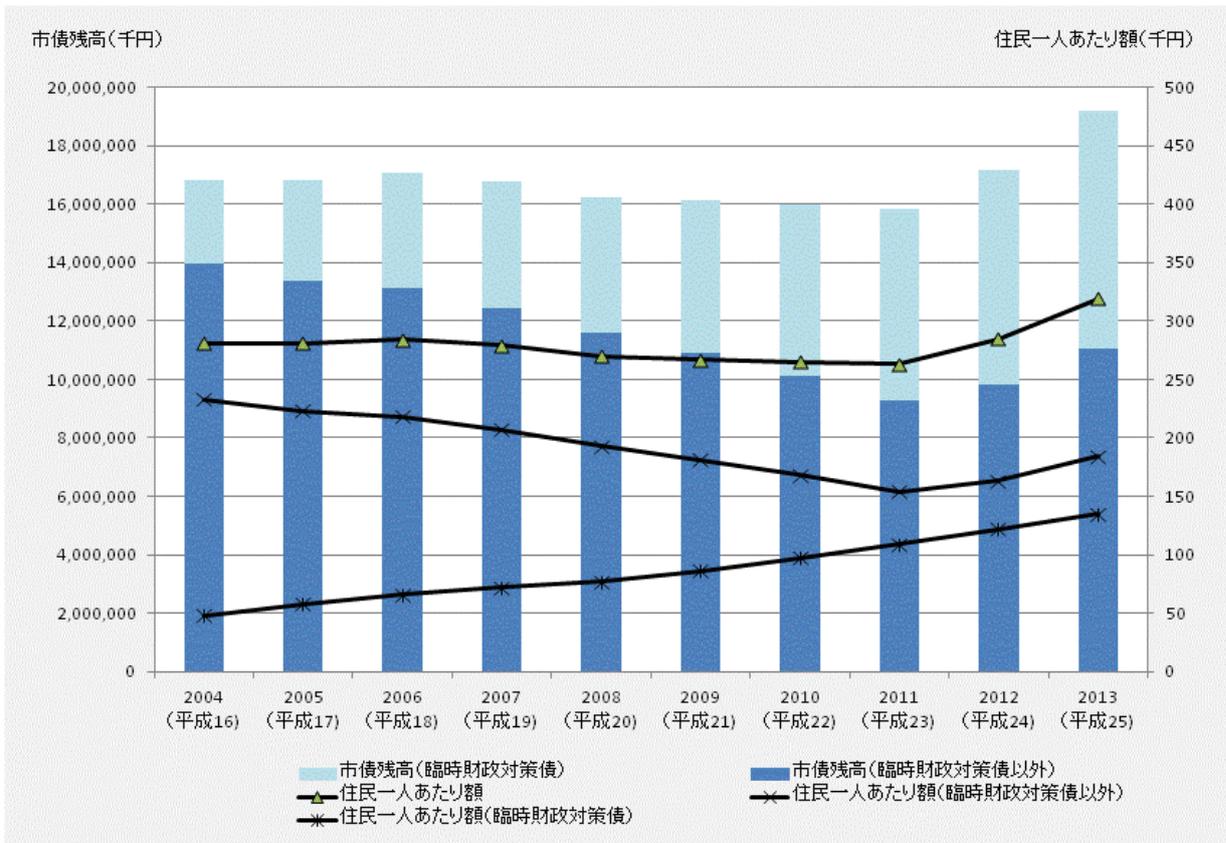
● 市債の状況

(単位:千円)

区分	年度	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)
市債残高		16,828,704	16,836,408	17,090,939	16,773,126	16,242,215
臨時財政対策債以外		13,945,636	13,371,470	13,137,672	12,422,918	11,579,748
臨時財政対策債		2,883,068	3,464,938	3,953,267	4,350,208	4,662,467
住民一人あたり額		281	281	284	279	270
臨時財政対策債以外		233	223	218	207	193
臨時財政対策債		48	58	66	72	77

(単位:千円)

区分	年度	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)
市債残高		16,132,168	15,970,541	15,833,150	17,181,878	19,177,750
臨時財政対策債以外		10,909,863	10,112,968	9,278,266	9,847,805	11,068,212
臨時財政対策債		5,222,305	5,857,573	6,554,884	7,334,073	8,109,538
住民一人あたり額		267	265	263	285	319
臨時財政対策債以外		181	168	154	163	184
臨時財政対策債		86	97	109	122	135



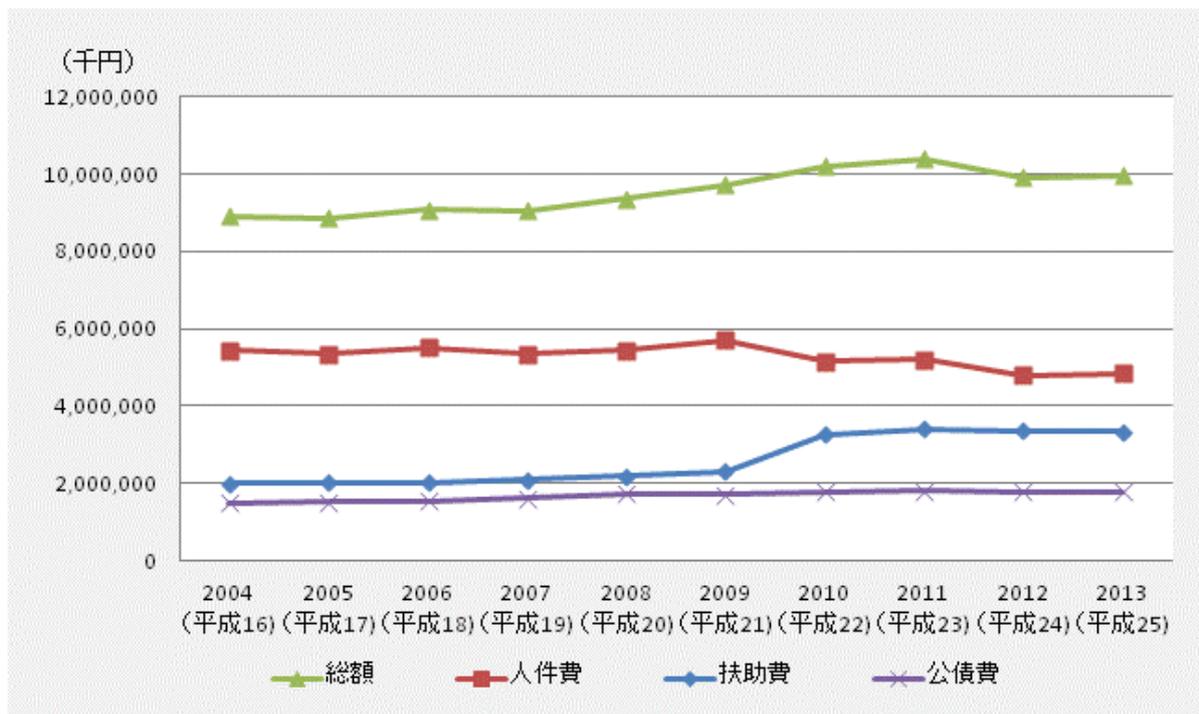
● 義務的経費の推移

(単位:千円)

区分	年度	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)
義務的経費総額		8,923,084	8,859,748	9,071,180	9,064,711	9,378,161
人件費		5,431,605	5,339,849	5,512,565	5,357,044	5,442,994
扶助費		2,005,663	2,016,170	2,029,146	2,097,081	2,195,604
公債費		1,485,816	1,503,729	1,529,469	1,610,586	1,739,563

(単位:千円)

区分	年度	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)
義務的経費総額		9,721,198	10,208,874	10,399,637	9,922,652	9,974,633
人件費		5,705,301	5,147,692	5,194,291	4,785,811	4,842,199
扶助費		2,300,969	3,274,423	3,407,585	3,347,536	3,342,557
公債費		1,714,928	1,786,759	1,797,761	1,789,305	1,789,877



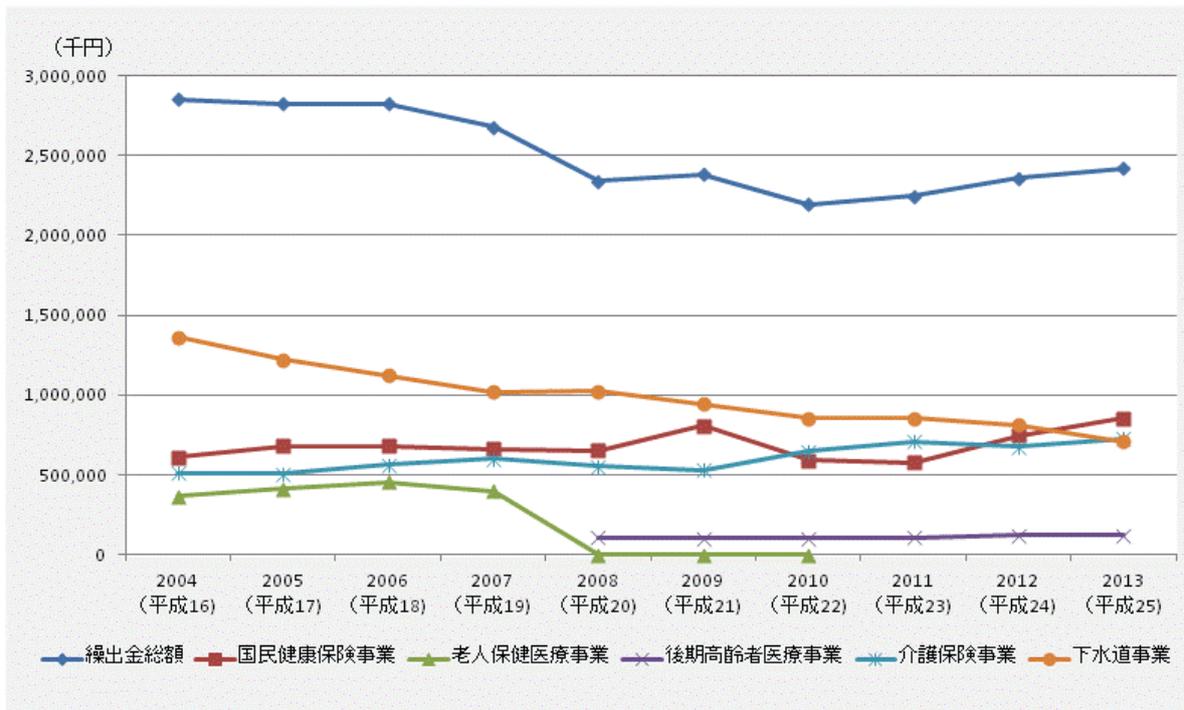
● 繰出金の推移

(単位:千円)

区分	年度	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)
繰出金総額		2,852,080	2,823,321	2,821,643	2,679,575	2,340,033
国民健康保険事業		611,442	681,576	682,048	664,264	654,526
老人保健医療事業		367,510	412,567	453,960	397,244	0
後期高齢者医療事業						106,225
介護保険事業		511,329	509,326	562,675	600,156	553,937
下水道事業		1,361,799	1,219,852	1,122,960	1,017,911	1,025,345

(単位:千円)

区分	年度	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)
繰出金総額		2,382,778	2,195,503	2,247,924	2,358,168	2,418,465
国民健康保険事業		806,743	590,025	575,775	745,871	856,960
老人保健医療事業		0	0			
後期高齢者医療事業		103,238	102,776	106,874	120,563	119,892
介護保険事業		528,941	649,309	710,204	677,817	730,043
下水道事業		943,856	853,393	855,071	813,917	711,570



● 財政収支見通し

2014年度（平成26年度）当初予算額をベースに、一定の条件の下、2022年度（平成34年度）までの8か年の財政収支の見通しを一般会計ベースで作成しました。

歳出については、人件費をはじめとする義務的経費や物件費、特別会計への繰出金など、総額1,526億6,800万円が見込まれます。

そのうち、リーディング事業については、投資的経費に60億9,000万円、委託料などの物件費に17億7,100万円など、総額91億9,200万円が見込まれます。

これに対する歳入は、市税収入736億9,800万円をはじめとして、総額1,526億6,800万円が見込まれます。

この歳入歳出の予測に基づき、事業の推進を図ることになります。

1. 歳出の予測

（単位：百万円）

	2015(平成27)年度～2022(平成34)年度	
	合計	うちリーディング事業
歳出合計	152,668	9,192
義務的経費	86,955	597
人件費	38,716	161
扶助費	30,389	0
公債費	17,850	436
物件費	25,301	1,771
維持補修費	2,373	24
繰出金	16,230	0
投資的経費	11,148	6,090
その他	10,661	710

2. 歳入の予測

（単位：百万円）

	2015(平成27)年度～2022(平成34)年度	
	合計	うちリーディング事業
歳入合計	152,668	9,192
自主財源	85,961	3,182
市税	73,698	3,110
その他	12,263	72
依存財源	66,707	6,010
国庫支出金	17,709	1,461
県支出金	9,315	219
市債	15,786	4,330
地方交付税	11,448	0
その他	12,449	0

● 財政収支見通し ※2020年（令和2年）3月変更

2019年度（令和元年度）当初予算額を基に作成した長期財政見通しに、同年度の9月補正予算額までをベースに、2022年度（令和4年度）までの4か年の財政収支の見通しを一般会計ベースで作成しました。

歳出については、人件費をはじめとする義務的経費や物件費、特別会計への繰出金など、総額777億800万円が見込まれます。

そのうち、リーディング事業については、投資的経費に1億3,400万円、委託料などの物件費に10億4,100万円など、総額21億1,000万円が見込まれます。

これに対しての歳入は、市税収入369億1,300万円をはじめとして、総額777億800万円が見込まれます。

この歳入歳出の予測に基づき、事業の推進を図ることになります。

1. 歳出の予測

（単位：百万円）

	2019(令和元)年度～2022(令和4)年度	
	合 計	うちリーディング事業
歳出合計	77,708	2,110
義務的経費	45,510	211
人件費	18,561	171
扶助費	18,904	40
公債費	8,045	0
物件費	12,212	1,041
維持補修費	795	0
繰出金	9,643	422
投資的経費	5,332	134
その他	4,216	302

2. 歳入の予測

（単位：百万円）

	2019(令和元)年度～2022(令和4)年度	
	合 計	うちリーディング事業
歳入合計	77,708	2,110
自主財源	43,898	1,846
市税	36,913	1,795
その他	6,985	51
依存財源	33,810	264
国庫支出金	10,647	99
県支出金	5,252	89
市債	6,737	26
地方交付税	4,612	0
その他	6,562	50

第 4 編 資料

1 逗子市総合計画の策定経過

1 これまでの策定状況

1970年（昭和45年）6月 基本構想の告示（目標年次 昭和55年、想定人口 約70,000人）
基本計画（昭和44年度～50年度）計画人口 62,000人

1976年（昭和51年）2月 基本構想の告示（目標年次 昭和60年、想定人口 約65,000人）
基本計画（昭和51年度～55年度）計画人口 63,000人
基本計画（昭和56年度～60年度）計画人口 61,500人

1990年（平成2年）1月 基本構想を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分・告示
（目標年次 平成13年、想定人口 約60,000人）
基本計画（平成元年度～4年度）推計人口 61,419人
基本計画（平成5年度～9年度）推計人口 59,608人

1997年（平成9年）2月 基本構想の告示
（目標年次 2015年（平成27年）、想定人口 約58,000人）
基本計画（1997年度（平成9年度）～2001年度（平成13年度））
推計人口 60,123人
基本計画（2002年度（平成14年度）～2006年度（平成18年度））
推計人口 59,688人
基本計画（2007年度（平成19年度）～2014年度（平成26年度））
推計人口 57,231人

2 今回の策定経過

2011（平成23）年度

- 07月28日 逗子市総合計画について（策定指針について）【諮問】
- 07月28日 平成23年度第1回総合計画審議会
- 10月05日 「人口推計」実施（～03月31日）
- 10月14日 平成23年度第2回総合計画審議会
- 10月17日 平成23年度第2回経営戦略会議
- 12月02日 平成23年度第3回総合計画審議会
- 01月10日 「まちづくりに関する市民意識調査」実施（～31日）
- 01月20日 平成23年度第3回経営戦略会議

2012（平成24）年度

- 04月15日 平成24年度第1回総合計画審議会
- 04月16日 平成24年度第1回経営戦略会議
- 06月13日 平成24年度第2回総合計画審議会
- 06月20日 平成24年度第2回経営戦略会議
- 07月12日 逗子市総合計画策定指針について【答申】
- 07月18日 政策会議
- 07月24日 総合計画の策定指針の決定
- 08月19日 平成24年度第3回総合計画審議会
- 09月22日 第1回ずしのみらい討議会
- 10月13日・14日 第2回ずしのみらい討議会
- 10月27日・28日 第3回ずしのみらい討議会
- 01月07日 平成24年度第3回経営戦略会議
- 02月12日 平成24年度第4回総合計画審議会

2013（平成25）年度

- 10月19日 まちづくりトーク
- 11月07日 平成25年度第3回経営戦略会議
- 11月12日 逗子市総合計画策定指針の修正について【諮問】
- 11月12日 逗子市総合計画について【諮問】
- 11月12日 平成25年度第2回総合計画審議会
- 11月12日 逗子市総合計画策定指針の修正について【答申】
- 11月12日 総合計画の策定指針の決定
- 12月17日 平成25年度第3回総合計画審議会
- 02月04日 平成25年度第4回総合計画審議会
- 03月03日 平成25年度第5回総合計画審議会

2013（平成25）年度（続き）

- 03月24日 総合計画実施計画リーディング事業に係る市長ヒアリング（～4月11日）
- 03月25日 平成25年度第6回総合計画審議会

2014（平成26）年度

- 04月07日 平成26年度第1回経営戦略会議
- 04月22日 平成26年度第1回総合計画審議会
- 05月26日 平成26年度第2回経営戦略会議
- 06月03日 平成26年度第2回総合計画審議会
- 06月24日 平成26年度第3回総合計画審議会
- 07月17日 平成26年度第4回総合計画審議会
- 08月19日 平成26年度第5回総合計画審議会
- 08月19日 「逗子市総合計画について」のうち「総合計画策定条例の考え方」について【答申】
- 08月30日 平成26年度第6回総合計画審議会
- 09月16日 逗子市まちづくり審議会
- 09月17日 政策会議
- 09月18日 総合計画策定条例の制定に関するパブリックコメント（～10月17日）
- 09月22日 「逗子市総合計画について」のうち「次期総合計画」について【中間答申】
- 09月22日 逗子市まちづくり条例の改正について（まちづくり審議会から答申）
- 10月01日 平成26年度第3回経営戦略会議
- 10月13日 総合計画（案）に関するパブリックコメント（～11月12日）
- 10月13日 総合計画（案）市民説明会
- 11月19日 逗子市総合計画策定条例の議決
- 11月26日 平成26年度第7回総合計画審議会
- 11月26日 「逗子市総合計画について」のうち「次期総合計画」について【答申】
- 11月27日 逗子市総合計画策定条例の公布
- 12月01日 逗子市まちづくり審議会
- 12月18日 逗子市都市計画審議会
- 12月25日 政策会議
- 01月29日 逗子市総合計画の議決
- 01月29日 逗子市総合計画の決定

1-1 逗子市総合計画の変更経過 ※2020年（令和2年）3月変更

2017年度（平成29年度）

- 03月22日 総合計画実施計画の見直しについて（関係課通知）
- 03月28日 総合計画実施計画の見直しに係る考え方についての関係課説明会

2018年度（平成30年度）

- 05月16日 平成30年度第1回総合計画審議会
総合計画の見直しについて（説明）
- 07月25日 平成30年度第2回総合計画審議会進行管理部会
前期実施計画の見直しの必要性について（審議）
- 07月31日 平成30年度第3回総合計画審議会進行管理部会
前期実施計画の見直しの必要性について（審議）
- 08月22日 平成30年度第2回総合計画審議会
総合計画前期実施計画の見直しについて（諮問、審議）
- 11月12日 平成30年度第3回逗子市総合計画審議会
総合計画前期実施計画の見直しについて（審議）
- 11月26日 逗子市総合計画前期実施計画の見直しについて（答申）

2019年度（令和元年度）

- 04月04日 平成31年度第1回逗子市総合計画審議会
逗子市総合計画実施計画（見直し案）について（諮問、審議）
- 04月05日 逗子市総合計画実施計画（見直し案）について（答申）
- 04月15日 総合計画前期実施計画の見直しに関するパブリックコメント（～5月14日）
- 06月12日 議案第31号 逗子市総合計画実施計画の変更について（提出）
- 06月25日 逗子市総合計画実施計画の変更について議決
- 06月25日 逗子市総合計画実施計画の変更について決定

- 08月09日 総合計画実施計画の改定方針の決定
- 08月27日 令和元年度第2回逗子市総合計画審議会
逗子市総合計画実施計画の改定について（諮問、審議）
- 09月12日 令和元年度第3回逗子市総合計画審議会
逗子市総合計画実施計画の改定について（審議）
- 12月17日 令和元年度第4回逗子市総合計画審議会
逗子市総合計画実施計画の改定について（審議）
- 12月23日 逗子市総合計画実施計画の改定について（答申）
- 12月25日 政策会議
- 01月07日 逗子市総合計画の一部改定に関するパブリックコメント（～2月5日）

2019年度（令和元年度）（続き）

- 02月10日 政策会議
- 02月20日 議案第4号 逗子市総合計画の変更について（提出）
- 03月17日 逗子市総合計画の変更について議決
- 03月17日 逗子市総合計画の変更について決定

2 逗子市総合計画の策定指針

1 総合計画策定の趣旨

総合計画は、長期的な展望に立って地方自治体の目指すべき将来像を描き出すとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示すものです。

これまでの総合計画は、「急激な地域経済社会の変動の中にあつて市町村が真に住民の負託に応え地域社会の経営の任務を適切に果たすためには、市町村そのものが将来を見とおした長期にわたる経営の基本を確立することが必要である。」という趣旨のもと、地方自治法第2条第4項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定されていましたが、平成23年8月1日施行の地方自治法一部改正により、この規定は廃止となりました。

しかしこれは、市町村における基本構想の策定が不要となったということではなく、地域主権改革の進展にともない、市町村自らが基本構想の策定の要否を意思決定するということを意味します。

本市では、都市宣言「青い海と みどり豊かな 平和都市」というまちづくりの基本理念のもと、1997年（平成9年）に将来像を『豊かさを実感する調和あるまち』と定め、2015年（平成27年）を目標とする基本構想の下、基本計画及び実施計画の三層構造で構成した総合計画の推進を図ってきました。

また、市民参画によるまちづくりの推進に関する必要な事項並びに適正な土地利用に関する手続及び基準を定めた「逗子市まちづくり条例」を2002年（平成14年）施行しました。

この条例に基づき、2007年（平成19年）12月に策定した「逗子市まちづくり基本計画」では、30年後に焦点を当て、逗子のビジョンを「1. 自然の恵みと享受」、「2. 〈いにしえ〉への郷愁と血の通ったふれあい社会の創造」、「3. 自然の摂理をなくしつつある地球への自戒」、「4. 逗子市民が発するメッセージ」とするとともに、まちづくりの理念として、「1. 自然を大切にすまちでありたい」、「2. 人間を大切にすまちでありたい」とし、これらのビジョン・理念を踏まえたテーマごとの目標と方針を提示し、その推進を図っています。

このような中、現在の総合計画が2014年度（平成26年度）をもって計画期間を終了することから、まちづくり基本計画の理念・ビジョンを踏まえ、また、総合計画とまちづくり基本計画との一体化を図り、将来における逗子市のあるべき姿・目指す将来像を描き、あわせて、これからの新しい時代に即応する行政運営の指針を示し、市民との協働によるまちづくりと計画的な施策の推進を図るため、新たな総合計画を策定します。

2 総合計画策定にあたっての基本姿勢

次期総合計画を策定するにあたっては、次のことを基本姿勢とします。

(1) まちづくり基本計画との一体化

まちづくり基本計画の計画的な推進を図ることができるよう、まちづくり基本計画と次期総合計画を一体化します。また、まちづくり基本計画は、都市計画法に基づく都市計画マスタープランを包含するものとしていることから、まちづくり基本計画と一体化した次期総合計画は、都市計画マスタープランを包含するものと位置づけます。

(2) 市民と市との協働による計画づくり

多くの市民が参加・参画し、より多くの市民の意見が生かされるような、市民との協働による計画づくりを行います。

(3) 地域の特性を生かした計画づくり

逗子市らしさを生かし、地域の特性を踏まえた、誰もが住み続けたい魅力あるまちをめざした計画づくりを行います。

(4) 目標が明確で、成果が評価できる計画づくり

総合計画が何をめざし、どれだけ達成するという目標を明確にし、成果がわかるとともに、評価が適正にできる計画づくりを行います。

(5) 実行性を確保した計画づくり

計画の実現を図るため、経営的視点に立った計画づくりを行うとともに、個別計画とのつながりや関連性を意識し、予算、人事等の資源配分との整合を十分に図り、実行性が担保できる計画づくりを行います。

(6) 施策の横断的なつながりを意識した計画づくり

施策の関連性や施策横断的な取組など、総合計画においては、特に横のつながりを強く意識した計画づくりを行います。

3 総合計画の期間及び構成等

総合計画は、本市の目指す将来像とその実現のための基本方針を明らかにするとともに、今後の急速な社会環境の変化の中で、その変化に適切に対応し、計画の実行性を確保する必要があります。次期総合計画の策定にあたり、総合計画の期間及び構成等については、次のとおりとします。

(1) 総合計画の期間について

逗子市都市宣言「青い海とみどり豊かな平和都市」という基本理念のもと、1997年（平成9年）2月に策定した現在の総合計画は、基本構想で逗子市の都市像を『豊かさを実感する調和あるまち』と定め、2015年（平成27年）を目標年次とし、まちづくりを進めてきました。

また、「逗子市まちづくり条例」に基づき、2007年（平成19年）12月に市議会による議決を経て策定した「逗子市まちづくり基本計画」は、30年後に焦点を当てた計画となっています。

以上のことを総合的に考慮し、「逗子市まちづくり基本計画」との一体化を踏まえ、計画期間を2015年度から2038年度までの24年とします。

(2) 総合計画の構成について

計画期間を24年としたうえで、成果が評価でき、実行性が確保される計画とするためには、24年間変わることのない目指す将来像とその実現のための施策は具体的かつ体系的にわかりやすく整理する必要があります。そのため、現在の総合計画の「基本構想、基本計画、実施計画」という3層構造を、次期総合計画では「基本構想、実施計画」の2層構造とします。

① 基本構想

基本構想の策定にあたっては、都市宣言「青い海とみどり豊かな平和都市」という本市のまちづくりの基本理念及び「逗子市まちづくり基本計画」における4つの逗子のビジョンと2つのまちづくりの理念を踏まえ、24年後の本市のありべき将来像を設定し、将来像の実現のための必要な政策・施策を示します。

また、基本構想が24年間という長期にわたる計画となるため、必要に応じて、8年ごとに見直すこととします。

なお、将来像の実現のための必要な政策・施策を示すにあたって、施策の方向づけを次の5本の柱に束ねることとします。

- 1) 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
- 2) 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまち
- 3) 自然と人間を共に大切にするまち
- 4) 安心で安全な、暮らしを支える機能的なまち
- 5) 新しい地域の姿を示す市民主権のまち

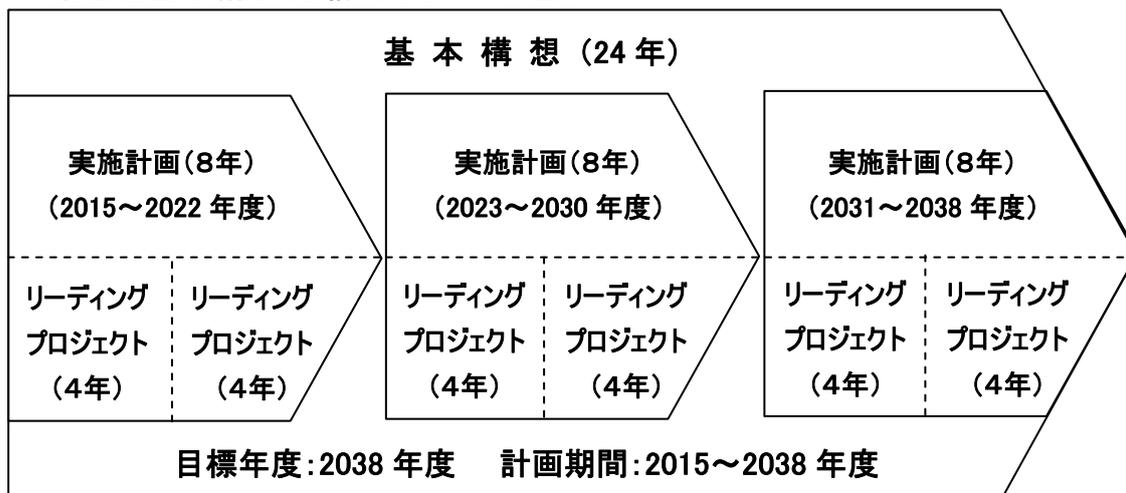
② 実施計画

実施計画は、基本構想で示された将来像の実現のための必要な政策・施策を具現化するため、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画を示すものであり、計画期間は8年とします。

なお、計画期間内の見直し（ローリング）は原則として行わないものとしますが、毎年の進行状況の評価及び、4年ごとに総括的な進行管理を行うこととします。

また、実施計画のうち、重点的・戦略的に進める4年ごとのリーディングプロジェクトを策定し、毎年の進行管理を行うこととします。

＜総合計画の期間及び構成のイメージ図＞



(3) 総合計画の根拠

逗子市議会の議決事件に関する条例（平成23年3月23日 逗子市条例第10号）では、本市の総合計画基本計画及び実施計画の策定、変更又は廃止について、議会の議決すべき事件として規定されています。また、基本構想の策定については、平成23年8月1日施行の地方自治法改正により、策定の義務付けはなくなりました。

このことから、次期総合計画の策定にあたっては、その根拠を条例により位置付けることとします。

4 策定の基礎条件

(1) 人口について

① 人口の概況

本市では、昭和40年代の宅地開発により人口が急増しましたが、昭和50年代以降開発の規模及び件数が減少したことに伴って人口の増加が止まりました。2001年（平成13年）以降は、58,000人台の数値で推移しています。すでに日本全体では、2008年（平成20年）頃から人口減少に転じており、今後は、本市においても減少傾向になっていくものと予想されます。

65歳以上の老年人口の構成比率（高齢化率）は、2010年（平成22年）では、県内都市でも上位の27.9%を示しており、今後も人口増加の見込めない中で、高齢化率は増加していくものと予想されます。

年少人口（0～14歳）のここ数年の構成比率は、約12%で推移していますが、高齢化のさらなる進展に伴い、今後は減少傾向になっていくものと予想されます。

世帯数は、増加傾向にあり、この5年間で3.1%の増加となっています。これは人口の増加率を大きく上回り、その結果、一世帯当たりの世帯人員は減少し、2010年（平成22年）では、2.45人となっています。

②人口推計

これまで総合計画の策定においては、策定の基礎条件として、コーホート要因法を用いた人口推計を行っており、今回の推計についても、平成22年国勢調査の集計結果を基準としたコーホート要因法を用いました。また、2008年（平成20年）に国立社会保障・人口問題研究所が発表した、2005年（平成17年）から2035年（平成47年）の「日本の市区町村別将来推計人口」における逗子市の生残率等の仮定値を使用していますが、子ども女性比の仮定値については、平成22年国勢調査結果による全国の合計特殊出生率が2012年（平成24年）1月に発表されたため、その数値を補正係数として仮定値に反映させています。

これらの推計方法による人口、年齢構成、世帯数の推計結果は次表のとおりです。

●人口 (単位 人)

地域 \ 年度	2010年	2015年	2040年
逗子	6,518	6,489	5,560
桜山	10,463	10,394	8,784
沼間	9,698	9,583	7,885
池子	6,129	6,025	4,829
山の根	2,855	2,823	2,351
久木	9,931	9,793	8,179
小坪	8,327	8,131	6,311
新宿	4,381	4,421	3,957
計(総人口)	58,302	57,659	47,856

2010年は、平成22年国勢調査による。

●年齢構成 (単位 人)

年齢区分	2010年		2015年		2040年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
0～14歳	7,147	12.2%	6,492	11.3%	3,951	8.3%
15～64歳	34,906	59.9%	32,995	57.2%	22,799	47.6%
65歳以上	16,249	27.9%	18,172	31.5%	21,106	44.1%
計(総人口)	58,302	100.0%	57,659	100.0%	47,856	100.0%

2010年は、平成22年国勢調査による。

●世帯数

	2010年	2015年	2040年
世帯数(世帯)	23,844	24,711	24,959
一世帯当たり人員(人)	2.45	2.33	1.92

2010年は、平成22年国勢調査による。

③想定人口の設定方針

人口推計のとおり、現状の人口構成を基に、過去の推移による動向を短期的な影響を排除した上で加味し、人口、年齢構成、世帯数の将来人口等の推計を行うと2015年から2040年の間に約1万人の人口減少及び高齢化率の大幅な増加が予測されます。

このことを踏まえて、次期総合計画の策定においては、本市の将来的な人口、年齢構成等に関する考え方等を定め、想定人口を設定することとします。

(2)土地利用について

①土地利用の現況

都市計画区域面積は、1,734ヘクタールで、市街化区域は832ヘクタール。市街化調整区域は902ヘクタールを占めています。

用途地域別面積では、住居系の用途地域が約93パーセントを占めています。

市中心部である逗子地区以外は、建築面積の約9割を住宅面積が占める住宅都市で、一般的な住宅地では容積率が100パーセントを超えるところはほとんどありません。

●市街化区域及び市街化調整区域指定状況

区 分	都市計画区域		計
	市街化区域	市街化調整区域	
面積 (ha)	約 832	約 902	約 1,734
対都市計画区域比 (%)	48.0	52.0	100.0

(2009年(平成21年)9月18日変更告示)

●用途地域指定状況

用途地域の種類	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種低層住宅専用地域	約 502	60.3
第一種中高層住宅専用地域	約 59	7.1
第二種中高層住宅専用地域	約 1	0.1
第一種住居地域	約 197	23.7
第二種住居地域	約 15	1.8
近隣商業地域	約 38	4.6
商業地域	約 18	2.2
準工業地域	約 2	0.2
計	約 832	100.0

(2009年(平成21年)9月18日変更告示)

②これまでの土地利用の考え方

②-1 基本的な考え方

自然環境の豊かな住宅都市として発展してきた本市にあつては、基本とすべき都市の骨格は変えることなく、この特性を活かした都市としての整備を図ってきました。

そのために、市民の側に立つ環境保全という姿勢を基本とし、財産権と公共の

利益との整合を図りつつ、豊かな自然環境と生活環境の調和するまちづくりをめざしてきました。

市街化区域と市街化調整区域の区域界は、基本的な枠組みを変更しないものとし、土地種別ごとの個別方針に沿った種々の土地利用計画に基づいた適正な利用に努めてきました。

②-2 土地種別ごとの考え方

ア 山林

市街化区域内の山林については、防災において大きな役割をはたしていることや、良好な住環境の形成及び景観保全に直結していることから、山林の持つ機能に十分配慮された土地利用が図られるよう努めてきました。市街化調整区域内の山林は、公共性の観点からの利用は個別に判断し、考慮してきましたが、基本的には自然環境の保全に資する土地利用に努めてきました。

イ 商業地

商業地は、その性格から都市機能の中核と雇用の場として、商業の活性化に努め、周辺の住環境との調和を図りつつ、有効な土地利用を図るよう努めてきました。

ウ 宅地

既存の宅地については、住環境の保全とその向上に努め、新たな宅地については、周辺の環境に配慮した土地利用が図られるよう努めてきました。

エ 公共・公共施設用地及び道路

公共・公共施設用地及び道路は、都市機能や生活環境を高めるために適切な確保が図られるよう努めてきました。

オ 海岸・河川

海岸は、環境の保全に配慮しつつ、生産、観光資源としての活用を図り、リゾート、レクリエーション空間としての機能を高めるための土地利用が図られるよう努めてきました。

河川は、治水機能を高め、生活及び環境空間としての活用を図ってきました。

③土地利用の方針

自然環境の豊かな住宅都市として発展してきた本市にあっては、豊かな自然環境と生活環境の調和するまちづくりをめざして、市民の側に立つ環境保全という姿勢を基本としてきました。

また、逗子市まちづくり条例第2条第2項において、「まちづくりは、『土地については公共の福祉を優先させるものとする』と定めた土地基本法（平成元年法律第84号）の理念を踏まえて行われなければならない。」と規定しています。

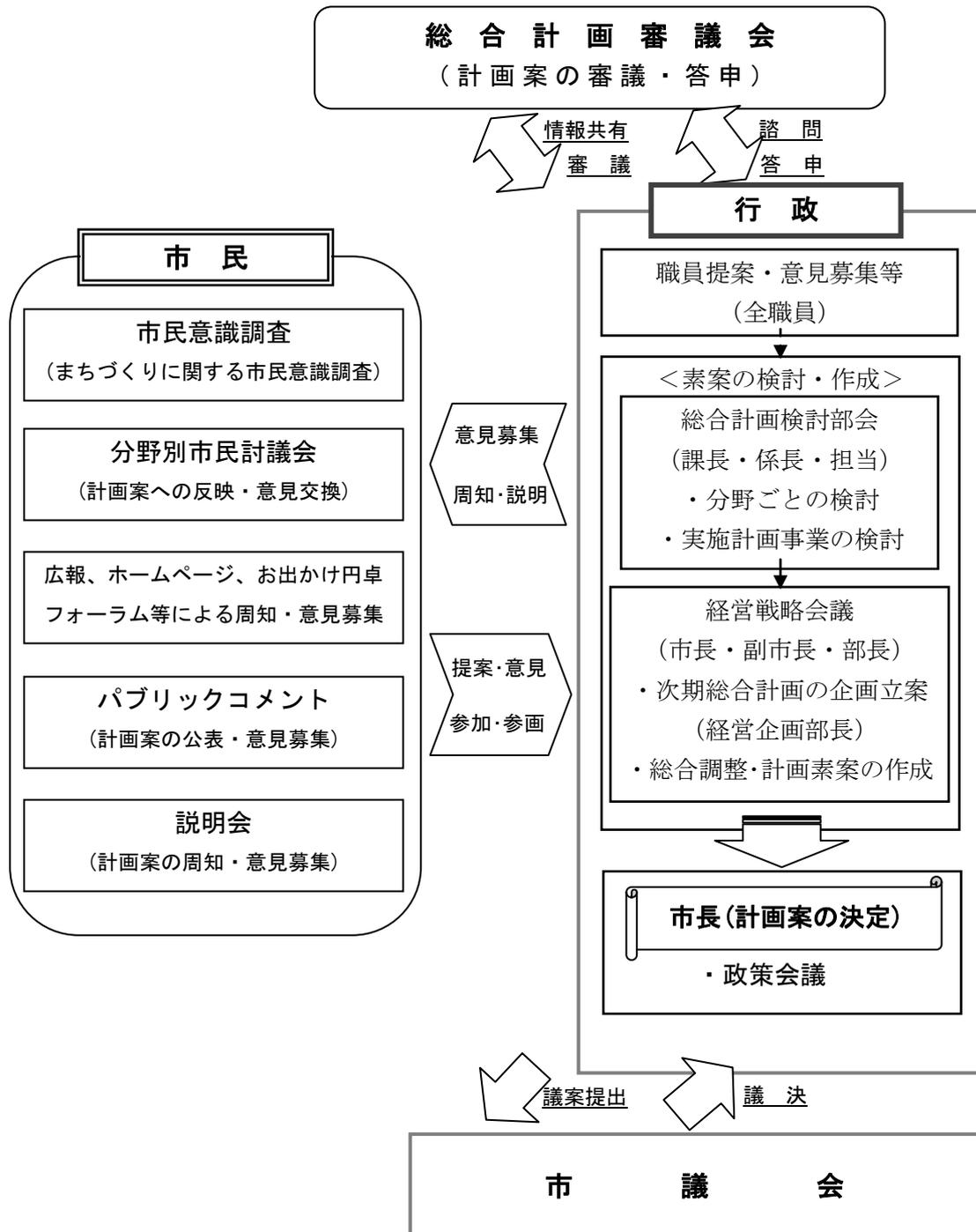
次期総合計画の策定にあたっては、本市における土地利用の現況とこれまでの土地利用に関する考え方等を踏まえて、土地利用の方針を定めることとします。

5 総合計画の策定体制

次期総合計画の策定にあたっては、市民と市との協働による計画づくりとするため、より多くの市民の意見を生かすことができるよう、多くの市民が参加・参画できる機会を確保するものとします。

また、庁内検討組織を中心とした全庁的な取組みにより、素案の策定等を行い、総合計画審議会への諮問・答申を経て、最終的には市議会の議決により、基本構想及び実施計画を決定します。

なお、次期総合計画の策定体制は次のとおりです。



(1) 市民の参加・参画の機会

①市民意識調査

無作為抽出した市民に対して、生活意識やまちづくりの進め方への考え等について意識調査を行います。

②分野別市民討議会

無作為抽出した市民に対して参加を依頼し、分野別にワークショップ形式による検討を行います。

③その他の周知・意見募集

広報、市ホームページ、お出かけ円卓フォーラム、パブリックコメント、説明会の開催等により、次期総合計画案を広く周知し、意見を募集します。

(2) 総合計画審議会

市長からの諮問を受けて、次期総合計画案について調査及び審議を行い、市長に答申します。委員は、公募市民や市個別計画における審議会、懇話会等の委員、参加者など、主として市民で構成されており、市民参加・参画の機会の一つともなっています。

(3) 市議会

市長からの議案の提出を受けて、次期総合計画案について審議し、議決します。

(4) 庁内検討体制等

①経営戦略会議

総合計画検討部会による検討を受け、分野別の市民討議会や市民からの意見・提案等を踏まえた企画立案を行い、計画素案を作成します。

②総合計画検討部会

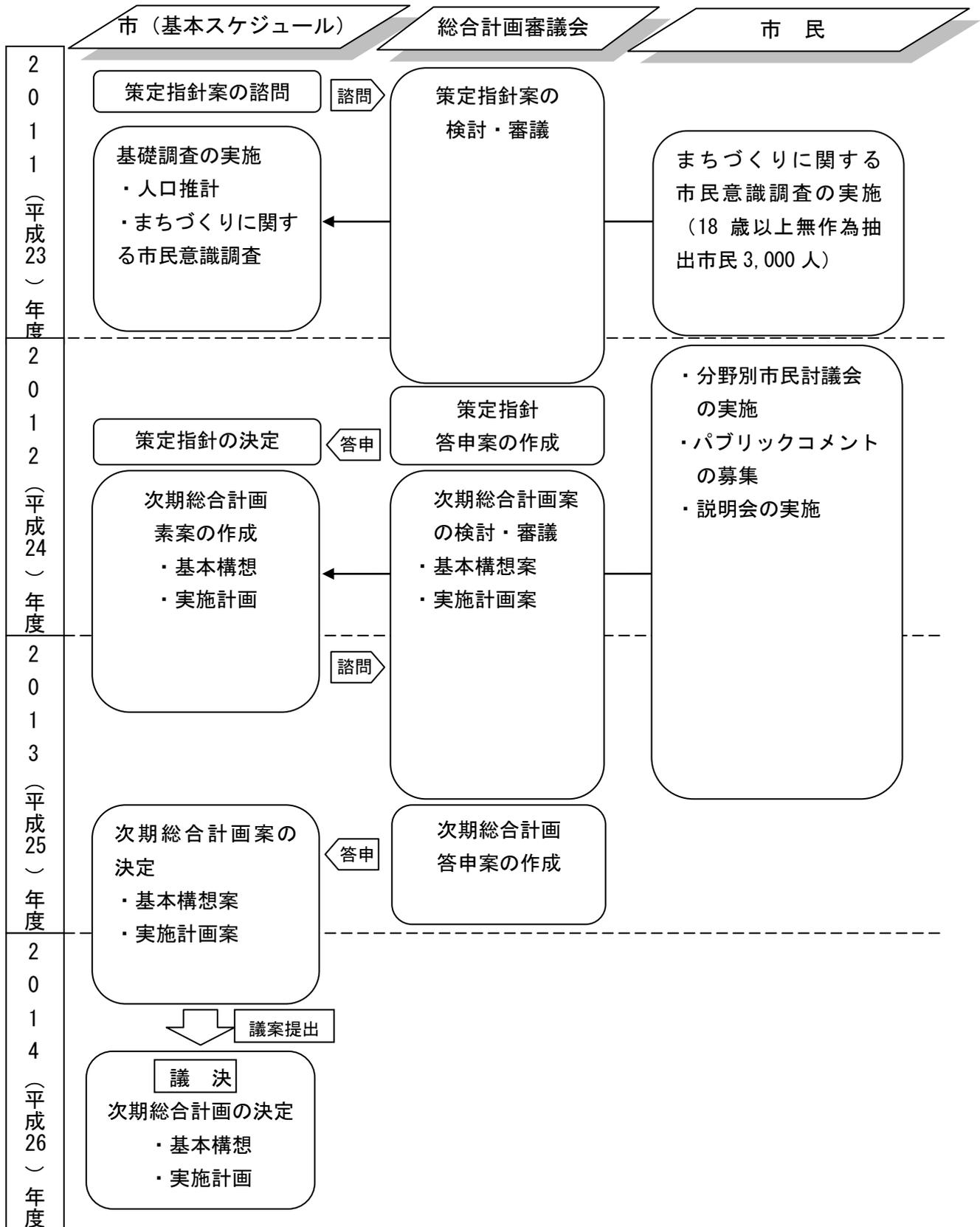
分野ごとに関係課の中堅から課長級までの職員により設置し、基本構想の企画立案のための分野別基礎資料の作成や所管する個別計画を踏まえた実施計画素案の検討等を行います。

③職員提案等

既存の職員提案制度や意見募集等により計画全般について、広く職員の提案や意見を募集します。

6 総合計画の策定スケジュール

現時点における次期総合計画の策定スケジュールは次のとおりです。



3 逗子市総合計画審議会の審議経過

- 平成23年度 第1回 2011年（平成23年）年7月28日
- ・策定指針について諮問
 - ・総合計画及びまちづくり基本計画の説明
- 第2回 2011年（平成23年）年10月14日
- ・策定指針について審議①
 - ・「まちづくりに関する市民意識調査」の実施について審議①
- 第3回 2011年（平成23年）年12月2日
- ・策定指針について審議②
 - ・「まちづくりに関する市民意識調査」の実施について審議②
 - ・市民参加手法について説明
- 平成24年度 第1回 2012年（平成24年）年4月15日
- ・策定指針について審議③
- 第2回 2012年（平成24年）年6月13日
- ・策定指針について審議④
- 答申 2012年（平成24年）年7月12日
- ・逗子市総合計画策定指針（案）について答申
- 第3回 2012年（平成24年）年8月19日
- ・総合計画策定のスケジュールについて報告
- 第4回 2013年（平成25年）年2月12日
- ・ずしのみらい討議会の開催結果について報告
 - ・次期総合計画策定における想定人口について報告
- 平成25年度 第2回 2013年（平成25年）年11月12日
- ・策定指針の修正について諮問
 - ・策定指針の修正について報告及び審議
 - ・総合計画について諮問
- 答申 2013年（平成25年）年11月12日
- ・逗子市総合計画策定指針（修正案）について答申
- 第3回 2013年（平成25年）年12月17日
- ・総合計画（第1編総論、第2編基本構想）について審議①
- 第4回 2014年（平成26年）年2月4日
- ・審議におけるメルクマールについて確認
 - ・総合計画（第2編基本構想）について審議②
- 第5回 2014年（平成26年）年3月3日
- ・総合計画（第2編基本構想）について審議③

平成 25 年度 (続き)	第 6 回	2014 年 (平成 26 年) 年 3 月 25 日 ・総合計画 (第 2 編基本構想) について審議④
平成 26 年度	第 1 回	2014 年 (平成 26 年) 年 4 月 22 日 ・総合計画 (第 2 編基本構想) について審議⑤
	第 2 回	2014 年 (平成 26 年) 年 6 月 3 日 ・総合計画 (第 1 編総論、第 2 編基本構想) について審議⑥ ・総合計画 (第 3 編実施計画) について審議①
	第 3 回	2014 年 (平成 26 年) 年 6 月 24 日 ・総合計画 (第 3 編実施計画) について審議②
	第 4 回	2014 年 (平成 26 年) 年 7 月 17 日 ・総合計画 (第 3 編実施計画) について審議③
	第 5 回	2014 年 (平成 26 年) 年 8 月 19 日 ・総合計画策定条例の考え方について審議 ・総合計画 (第 3 編実施計画) について審議④
	答 申	2014 年 (平成 26 年) 年 8 月 19 日 ・「逗子市総合計画について」のうち「総合計画策定条例の考え方」について答申
	第 6 回	2014 年 (平成 26 年) 年 8 月 30 日 ・総合計画策定条例 (案) について報告 ・総合計画について審議
	中間答申	2014 年 (平成 26 年) 年 9 月 22 日 ・「逗子市総合計画について」のうち「次期総合計画(案)」について答申
	第 7 回	2014 年 (平成 26 年) 年 11 月 26 日 ・パブリックコメントの結果について報告
	答 申	2014 年 (平成 26 年) 年 11 月 26 日 ・総合計画について答申

4 逗子市総合計画審議会への諮問と答申

23 逗 0201 発第2 0 9 0 0 0 1 号

2011 年（平成 23 年）7 月 28 日

逗子市総合計画審議会会長 殿

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市総合計画について（諮問）

逗子市総合計画を定めるにあたり、逗子市総合計画審議会条例第2条に基づき、本市総合計画策定指針（案）について貴審議会に諮問いたします。

24 逗 総 発 第 1940001 号

2012年(平成24年)7月12日

逗子市長 平井 竜一 様

逗子市総合計画審議会

会長 出石 稔

逗子市総合計画策定指針（案）について（答申）

2011年（平成23年）7月28日付け23逗0201発第2090001号で諮問のあった逗子市総合計画策定指針（案）について、慎重に審議した結果、別紙のとおりとりまとめましたので、答申します。

なお、本審議会では、逗子市総合計画策定指針（案）の審議に先立ち、その基本となるべき事項について検討を行い、2011年(平成23年)12月2日に開催した平成23年度第3回総合計画審議会において、以下の次期総合計画策定指針（案）の骨子について、承認しました。そして、同骨子に基づき、さらに審議を進めた結果、2012年(平成24年)6月13日に開催した平成24年度第2回総合計画審議会において、本策定指針（案）の成案をみたところ です。

このような次第ですので、貴職におかれては、本策定指針（案）を踏まえて、「次期総合計画策定指針」を確定されるとともに、次期総合計画の策定に当たっては、審議の際に提起された各委員からの意見が反映された本策定指針（案）の趣旨、内容等に十分配慮されるよう要望します。

次期総合計画策定指針（案）の骨子

- ・次期総合計画は、基本構想及び実施計画の2層構造とし、法的根拠を有するものとする。
- ・次期総合計画は、逗子市まちづくり条例に規定されるまちづくり基本計画と一体化するものとする。
- ・次期総合計画は、都市計画法に規定される都市計画マスタープランを包含するものとする。
- ・基本構想の計画期間は、まちづくり基本計画の計画期間（2007年から30年間）と整合性をとり、2015年度から2038年度までの24年間とする。ただし、実施計画の策定にあわせ、必要に応じて、8年ごとに見直すこととする。
- ・実施計画の計画期間は8年とし、4年ごとの進行管理を行う。
- ・重点的・戦略的に進める4年間のリーディングプロジェクトを策定し、毎年進行管理を行う。
- ・指針には施策の方向のもとになる柱立てまで盛り込む。

諮問第22号

2013年（平成25年）11月12日

逗子市総合計画審議会会長 殿

逗子市長 平井 竜一

逗子市総合計画策定指針（修正案）について（諮問）

逗子市総合計画を定めるにあたり、逗子市総合計画審議会条例第2条に基づき、貴審議会に諮問いたします。

25 逗総発第 3160001 号

2013 年(平成 25 年)11 月 12 日

逗子市長 平井 竜一 様

逗子市総合計画審議会

会長 出石 稔

逗子市総合計画策定指針（修正案）について（答申）

2013 年（平成 25 年）11 月 12 日付け諮問第 22 号で諮問のあった逗子市総合計画策定指針（修正案）について、慎重に審議した結果、別紙のとおりとりまとめましたので、答申します。

諮問第26号

2013年（平成25年）11月12日

逗子市総合計画審議会会長 殿

逗子市長 平井 竜一

逗子市総合計画について（諮問）

逗子市総合計画を定めるにあたり、逗子市総合計画審議会条例第2条に基づき、貴審議会に諮問いたします。

26 逗 総 発 第 0010 号
2014 年(平成 26 年) 8 月 19 日

逗子市長 平井 竜一 様

逗子市総合計画審議会
会長 出石 稔

「逗子市総合計画について」のうち「総合計画策定条例の考え方」について(答申)

2013 年(平成 25 年) 11 月 12 日付け諮問第 26 号で諮問のあった「逗子市総合計画について」のうち、「総合計画策定条例の考え方」に関し、妥当である旨、答申します。

なお、総合計画策定条例の制定は、平成 23 年の地方自治法改正により、市町村における議会の議決を経た基本構想の策定の義務付けが廃止されたことに伴う対応であるとともに、逗子市が地域における行政を自主的かつ総合的に担うために、総合計画の策定がとりわけ重要になるとの判断から行われるものと思料します。したがって、総合計画策定の前提となる本条例の制定にも適正な手続を確保することが望ましいと考えますので、その旨付言します。

26 逗 総 発 第 0011 号
2014 年(平成 26 年) 9 月 22 日

逗子市長 平井 竜一 様

逗子市総合計画審議会
会長 出石 稔

「逗子市総合計画について」のうち「次期総合計画(案)」について(中間答申)

2013 年(平成 25 年) 11 月 12 日付け諮問第 26 号で諮問のあった「逗子市総合計画について」のうち、「次期総合計画案」に関し、慎重に審議した結果、別紙のとおりとりまとめましたので、答申します。

この答申は、逗子市市民参加条例に則って市長がパブリックコメント手続きを行うために、中間答申として答申するものです。最終答申につきましては、パブリックコメントを受けて再度審議を行い、まとめる予定となっていますので、市長におかれては、パブリックコメント手続きの終了後速やかに、その結果を当審議会に報告するよう要請します。

26 逗 総 発 第 0013 号
2014 年(平成 26 年)11 月 26 日

逗子市長 平井 竜一 様

逗子市総合計画審議会
会長 出石 稔

「逗子市総合計画について」のうち「次期総合計画（案）」について（答申）

2013 年（平成 25 年）11 月 12 日付け諮問第 26 号で諮問のあった「逗子市総合計画について」のうち、「次期総合計画案」に関し、慎重に審議した結果、別紙のとおりとりまとめましたので、答申します。

5 逗子市総合計画審議会条例

○逗子市総合計画審議会条例

昭和45年2月16日

逗子市条例第5号

〔注〕 昭和59年から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の総合計画に関する事項について調査及び審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、逗子市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市総合計画の策定及び進行管理に関し、必要な調査及び審議を行う。

(平2条例8・平23条例7・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民(次号に掲げる者を除く。)
- (2) 市の審議会、懇話会等の委員、参加者等
- (3) 市教育委員会委員
- (4) 知識経験を有する者

(平8条例3・平14条例18・平17条例15・平23条例7・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(平8条例3・一部改正)

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会の部会員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、会議の結果等について会長に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ、部会長の指定する部会員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(平23条例7・追加)

(協力の要請)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(平23条例7・追加)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(昭59条例10・平2条例8・平8条例3・平20条例20・平23条例7・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

(平23条例7・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年12月21日条例第24号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年12月11日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月30日条例第6号抄)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月27日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月31日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年12月21日条例第8号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月19日条例第18号)

この条例は、平成14年7月20日から施行する。

附 則 (平成17年6月22日条例第15号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月16日条例第20号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月23日条例第7号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

6 逗子市総合計画審議会委員名簿

役職	所属委員会等	氏名	委員区分	
会長	関東学院大学法学部教授	出石 稔	第3条2項4号 (知識経験を有する者)	
副会長	ビズデザイン株式会社代表取締役	木村 乃		
委員	逗子小学校区	依田 仁	第3条2項1号 (市民)	
〃	沼間小学校区	磯部 保和		
〃	久木小学校区	森野 智久		
〃	小坪小学校区	星野 伊佑		
〃	池子小学校区	松永 幸司		
〃	逗子市防災会議	橋本 紘一		第3条2項2号 (市の審議会、懇話会等の委員、参加者等)
〃	スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会	石渡 眞澄		
〃	逗子市生涯学習推進懇話会	金山 彰風		
〃	逗子市次世代育成支援行動計画策定等検討会 逗子市子ども・子育て会議	齋藤 由里子 (～H25.6.14) 稲葉 美紀 (H25.7.28～)		
〃	逗子市障がい者福祉計画策定等検討会	久保 薫		
〃	逗子市高齢者保健福祉計画懇話会 逗子市福祉プラン(逗子地域福祉計画)・ 逗子市地域福祉活動計画懇話会	川島 星美 (～H24.5.11) 岩橋 誠 (H24.8.1～)		
〃	逗子市まちづくり基本計画推進会議	野口宗一 (～H24.7.23) 石井達郎 (H24.8.1～ H26.6.9) 谷 守弘 (H26.6.12～)		
〃	逗子市廃棄物減量等推進審議会	渡邊 仁史		
〃	逗子市教育委員会委員長	竹村 史朗	第3条2項3号 (市教育委員会委員)	
〃	C-まち研究室代表	柳沢 厚	第3条2項4号 (知識経験を有する者)	

7 逗子市総合計画策定条例

○逗子市総合計画策定条例

平成26年11月27日

逗子市条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、逗子市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定等について必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の構成等)

第2条 総合計画は、基本構想及び実施計画により構成するものとする。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 基本構想 逗子市の目指す将来像と分野毎の目指すまちの姿、その実現のための取り組みの方向を示すもの

(2) 実施計画 基本構想を具現化するための毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画

3 総合計画は、逗子市まちづくり条例（平成14年逗子市条例第4号）第7条第1項のまちづくり基本計画を包含するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 市長は、総合計画の策定、変更又は廃止（以下「策定等」という。）を行うときは、あらかじめ逗子市総合計画審議会条例（昭和45年逗子市条例第5号）第1条に規定する逗子市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、総合計画の策定等を行うときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第5条 市長は、総合計画の策定等を行ったときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(逗子市議会の議決事件に関する条例の廃止)

2 逗子市議会の議決事件に関する条例（平成23年逗子市条例第10号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に策定されている総合計画は、この条例に基づく総合計画が策

定されるまでの間は、引き続き効力を有する。

(逗子市まちづくり条例の一部改正)

4 逗子市まちづくり条例(平成14年逗子市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「策定された基本計画」を「策定された実施計画」に改める。

附則に次の1項を加える。

(総合計画との関係)

8 第7条第1項のまちづくり基本計画は、逗子市総合計画策定条例(平成26年逗子市条例第29号)の施行の日以後に定めた逗子市総合計画に包含されるものとする。

8 逗子市総合計画の策定にかかる市民参加のプロセス

1 まちづくりに関する市民意識調査（平成23年度実施、アンケート調査）

(1) 調査の概要

項目	内容
(1) 調査地域	逗子市全域
(2) 調査対象	18歳以上の男女個人
(3) 標本数	3,000人
(4) 抽出方法	無作為抽出
(5) 母集団	逗子市住民基本台帳及び逗子市外国人登録原票
(6) 調査方法	郵送配布一郵送回収 * 郵送配布後、一定期間経過した後、郵便により全標本に対し催告を行う
(7) 調査期間	平成24年1月10日～1月31日（3週間）
(8) 調査機関	株式会社総合環境計画

(2) 調査項目

- 1) 定住意識
- 2) 今後のまちづくりの進め方
 - ・ 今後のまちづくりを進める方向性
 - ・ まちづくりへの関わり方
 - ・ 日常生活における近隣または住民間での「支え合い、助け合い、ふれあい」について
 - ・ 障がい者に対する意識について
 - ・ 家庭ごみの処理などについて
 - ・ 災害に強いまちづくりについて
 - ・ 逗子海岸の利用などについて
 - ・ 池子米軍家族の入居などについて

(3) 回収結果

有効発送数 2,968（宛先不明32）

有効回収数 1,991（有効回収率67.1%）

2 ずしのみらい討議会（平成24年度実施、ワークショップ）

(1) 募集方法

住民基本台帳に基づき18歳以上の市民3,000人を無作為抽出し、全3回のワークショップへの参加依頼を発送した。

(2) 各回の概要

<第1回>

日 時：平成24年9月22日(土)10:00～12:00

場 所：市役所5階会議室

テ ー マ：市の人口のありかたについて

参加者数：85人

<第2回・第3回>

テーマ：分野別の市の将来像について

分 野	日 時		場 所	参加者数
福祉	第2回	10月14日(日)12:30～14:30	市民交流センター	17人
	第3回	10月28日(日)13:00～15:00	市役所5階会議室	16人
教育(生涯学習、学校教育)	第2回	10月13日(土)13:00～15:00	市役所5階会議室	21人
	第3回	10月27日(土)12:30～14:30	市民交流センター	18人
地球環境、エコ、ゼロ・ウェイスト	第2回	10月13日(土)10:00～12:00	市役所5階会議室	15人
	第3回	10月27日(土)9:30～11:30	市民交流センター	14人
商工、観光	第2回	10月14日(日)9:30～11:30	市民交流センター	21人
	第3回	10月28日(日)10:00～12:00	市役所5階会議室	19人

※第2回・第3回では参加者自身が参加する分野を一つ選択して参加するという分科会方式で実施した。

3 まちづくりトーク（平成25年度実施、説明会・ワークショップ）

日時：平成25年10月19日（土）9:30～12:00

場所：市役所5階会議室

内容：次期総合計画基本構想（案）について
実施計画事業に期待すること

参加者数：39人

4 パブリックコメント（平成26年度実施）

実施期間：平成26年10月13日（月・祝）～11月12日（水）

意見提出者：201名

意見数：165件

意見内容の概要：

意見区分	件数（延数）
① 総論について	11（165）
② 将来像について	5（5）
③ 将来人口について	10（395）
④ 土地利用の基本方針について	3（3）
⑤ 5本の柱と取り組みの方向について	103（980）
⑥ 池子の森全面返還をめざしてについて	3（3）
⑦ 計画の推進について	17（42）
⑧ その他	13（13）
合計	165（1,606）

5 総合計画案市民説明会（平成26年度実施、説明会）

日時：平成26年10月13日（月・祝）10:00～12:00

場所：市役所5階会議室

テーマ：次期総合計画（案）について

参加者数：33人

9 用語解説

あ行

- **ICT(情報通信技術)【あいしーていー(じょうほうつうしんぎじゅつ)】**
ICTとは、「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術を表す言葉。コンピュータやインターネットなどの情報コミュニケーション技術のことを指す。
- **アウトリーチ【あうとリーチ】**
手を差し伸べることが原義。文化の分野では、文化に触れることが少ない人、関心のない人などに対して、積極的に手を差し伸べ、文化とのふれあいを創出する活動を意味する。一般的には、施設外での活動を指すことが多いが、施設内であるか外であるかは本来の意味にはない。
- **青色回転灯パトロールカー【あおいろかいてんとうぱとろーるカー】**
警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができるとの認定を受けた団体が、防犯パトロールを行う時に用いる青色回転灯を装備した車両。
- **アダプトプログラム【あだぷとぷろぐらむ】**
アメリカで生まれた新しい美化システムで、特定の公共空間・地域を里子、住民を里親になぞらえ、わが子を愛し育てるように清掃美化活動を進めるもの。
- **アメニティ【あめにてい】**
快適環境と訳される。人間的な住みやすさを示す概念であり、生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統等が互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に真の調和が保たれている場合に生じる好ましい感覚をいう。
- **池子住宅地区及び海軍補助施設【いけごじゅうたくちくおよびかいぐんほじょしせつ】**
逗子市池子、久木、横浜市金沢区六浦町に所在し、その面積は、横浜市域も含め、288.4ヘクタールに及び、854戸の米軍家族住宅が所在する。
- **池子米軍家族住宅【いけごべいぐんかぞくじゅうたく】**
池子住宅地区及び海軍補助施設(別項参照)にある米軍家族のための住宅のこと。
- **いのちの森【いのちのもり】**
地震や風水害に耐え、人命を守る防災・水源林の機能が備わった、その土地本来の樹木(潜在自然植生の常緑広葉樹)を主体とした森。

あ行（続き）

- **インターロッキングブロック【いんたーろっきんぐぶろっく】**
道路などの舗装に使われるブロックの一種で車両など荷重がかかったとき、ブロック間の目地に充填した砂によりブロック相互のかみ合わせ効果が得られる。原材料は砕石コンクリートや脱水汚泥などを使用しているため、環境にやさしい素材となっている。すべり抵抗性にもすぐれており、ブロックの種類・敷設パターンや色調が豊富にあることが特徴となっている。
- **ウェブアクセシビリティ【うぇぶあくせしびりてい】**
障がいの有無や年齢、利用環境などに関わらず、インターネット上で提供される情報を得たり、活用したりできること。
- **SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)【えすえぬえす(そーしゃる・ねっとわーきんぐ・さーびす)】**
Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。
- **NCD(非感染症疾患)【えぬしーでいー(ひかんせんしょうしかん)】**
不健康な食事や運動不足、喫煙、過度の飲酒などの原因が共通しており、生活習慣の改善により予防可能な疾患をまとめて、世界保健機関(WHO)が「非感染性疾患(NCD)」と位置付けている。がん・糖尿病・循環器疾患・呼吸器疾患が含まれる。
「Non-Communicable Disease(s)」の略。
- **エンパワーメント【えんぱわーめんと】**
自らが、主体的に判断し能力を発揮して、社会のあらゆる分野へ参画するとともに、様々なネットワークを形成していくこと。
- **オープンデータ【おーぷんでーた】**
コンピュータ利用に適したデータ形式で、データ所有者が予め利用を許諾し二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。
- **親子遊びの場【おやこあそびのば】**
乳幼児とその親が気軽に出かけることができ、地域の他の親らと交流することができる子育て支援の場所。小坪・沼間・池子の3箇所に設置している。
- **温室効果ガス【おんしつこうかがす】**
大気中の二酸化炭素等は、太陽エネルギーを通す一方、地表面から放射される赤外線を吸収し、再び地表面に放射するため、大気の温度を上昇させる作用があり、この温室効果ガスには、二酸化炭素の他にメタンや亜酸化窒素、フロンガス等が知られている。

※2020年（令和2年）3月変更

あ行（続き）

■ IoT【あいおーてい】

Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

■ AI【えーあい】

Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピューターシステム。

■ SDGs【えすでいーじーず】

Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標のこと。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成される。

か行

■ カーシェアリング【かーしえありんぐ】

少数の自動車を多数の利用者で共同利用する概念で、特に都市部における渋滞、排気ガス、駐車場不足などの問題の改善が図れるもの。

■ カーフリーデー【かーふりーでー】

一日一定エリア内へのマイカーの通行規制を行い、市民が車のない都市環境を体験することで、街での車の使い方、交通行動を考える機会にしようというもの。

■ 街区公園【がいくこうえん】

最も身近な公園で、居住地から250メートル以内に1箇所を設置目標とする。標準面積は0.25ヘクタール。

■ 介護老人保健施設【かいごろうじんほけんしせつ】

病状が安定期にある要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設として、都道府県知事の許可を受けたもの。

■ 学習支援員【がくしゅうしえんいん】

市立小学校及び中学校に通う支援が必要な児童・生徒に対し、移動、その他身辺処理や生活支援、学習支援を行う者。

■ 学校支援地域本部【がっこうしえんちいきほんぶ】

地域住民が積極的に学校支援活動(例えば、学習支援活動、部活動指導、環境整備、登下校安全確保、学校・地域との合同行事の開催等)に参加し、教員を支援することにより教員の負担軽減を図るとともに、地域住民と児童生徒との異世代交流を通じて弱まった地域との絆を回復させ、地域の教育力の活性化を図る取り組み。「地域コーディネーター」、「学校支援ボランティア」、「地域教育協議会」から構成される。

・「地域コーディネーター」:該当項目参照。

・「学校支援ボランティア」:該当項目参照。

・「地域教育協議会」:学校支援地域本部の方針等についての企画・立案を行う委員会。

■ 学校支援ボランティア【がっこうしえんぼらんていあ】

学校支援地域本部において、実際に支援活動を行う地域住民など。

■ 環境影響評価【かんきょうえいきょうひょうか】

逗子市では対象事業の実施が自然環境に及ぼす影響について、事前に評価することをいう。自然環境評価は、植生、土地機能、居住快適性維持機能等について10mメッシュごとに土地の自然環境ランクを設定している。

か行（続き）

■ 環境マネジメントシステム【かんきょうまねじめんとしすてむ】

組織が自ら環境方針を定め、その実現のための計画(Plan)を立て、それを実施及び運用し(Do)、その結果を点検及び是正し(Check)、さらに経営層による見直し(Action)を行い継続的な改善を図るシステム(PDCA サイクル)を継続的に動かすことで環境への負荷の低減をめざす経営管理手法。

■ 基幹相談支援センター【きかんそうだんしえんせんたー】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、全障がいに係る相談支援事業従事者の人材育成を中心に、事例検討、困難ケースへの対応等相談支援事業に係る総合的な事業を行う施設。

■ 救急医療情報キット【きゅうきゅういりょうじょうほうきつと】

救急隊による救急活動の際に速やかに対応できるよう、かかりつけ医療機関名やかかっている病気、アレルギー、緊急連絡先等の情報を専用の容器に入れ、冷蔵庫内に入れておくもの。65歳以上の高齢者や障がいのある人などに配付。

■ 狭あい道路【きょうあいどうろ】

建築基準法第42条第2項に規定する道路幅員が4メートル未満の道路で特定行政庁が指定したもの。

■ 共育【きょういく】

世代間交流を通じて、共に学び合い、共に育つこと。

■ 教育相談コーディネーター【きょういくそうだんこーでいねーたー】

神奈川県では、子ども一人ひとりの課題を解決するためには、それぞれの教育的ニーズを把握し、それに基づく支援の計画・実施・評価をする教育相談のプロセスを通じて校内の支援体制づくりを進めることが重要としている。教育相談コーディネーターはそのキーパーソンとして、教育相談のプロセスの連絡調整や進行管理を行い必要に応じて学校内外の人や関係機関と連携し教育的ニーズを有する子どもへの支援を協働で行うための役割を担っている。

■ 協働事業提案制度【きょうどうじぎょうていあんせいど】

公共的な課題に関し、その解決をめざす市民活動団体等から実施計画案の提案を求め、その団体と市とが協働して目的達成に向け取り組むための制度。提案された事業について、担当課を決定後、協議を重ね、事業実施が決定したものは翌年度の実施に向けて予算を市議会に提案する。

■ 国指定史跡【くにしていしせき】

我が国にとって歴史上または学術上価値の高い遺跡のうち、国が指定して後世に伝えていこうとする重要な遺跡。逗子市では、2014年(平成26年)3月現在、名越切通、和賀江嶋、長柄桜山古墳群の3件が指定されている。

か行（続き）

■ グループワーク【ぐるーぷわーく】

「対人関係ゲーム」と呼ばれ、田上不二夫氏（元筑波大学教授、元日本カウンセリング学会理事長、現東京福祉大学教授）を中心に開発した集団カウンセリング技法で認知行動療法を背景理論とする。「ジャンケン」などで声を出し動き回ることによって不安や緊張を和らげ、他者と交流することの楽しさを知ることから始まる。人と触れ合う楽しさを基盤に、さまざまなゲームの中で楽しみながらお互いを認め、役割を分担して協力し合い、お互いを尊重し配慮し合うことを体験的に学べる。発達障がいのある子ども、対人関係がうまくいかない子ども、集団になかなかなじめない子どもなどを受け入れられる援助的な集団づくりのプログラム。

■ 景観形成重点地区【けいかんけいせいじゅうてんちく】

市の有する貴重な景観特性が象徴的に現れ、都市計画上重要な役割を担う場所として、良好な景観形成が特に必要とされる地区として、逗子市景観計画に定めた地区。

■ 景観資産【けいかんしさん】

景観上重要な役割を果たしている建築物や緑、河川、眺望点などを保全・活用するため、逗子市景観資産として認定するもの。

■ 景観デザインコード【けいかんでざいんコード】

望ましいまちなみのデザインを示した誘導的基準。

■ 構成的グループ・エンカウンター【こうせいてきぐるーぷ・えんかうんたー】

1967年に国分康孝氏（元日本カウンセリング学会会長）が提唱した開発的集団カウンセリングの技法。エンカウンターとは「人とのふれあい」を意味し、対人関係を深め自己の発達を促進するには「自己開示」が必要との立場をとる。自己開示するには一定の枠（ルール）が必要であり、その枠の中で安心して本音を語るができる。常に「私はこう思う」というメッセージ（Iメッセージ）で自分の本音を相手に伝え、また、相手もIメッセージでフィードバックする。このような本音の交流を通して自己や他者を受容できるようになり、お互いを認め合うことができるとする学級づくりのプログラム。

■ 高齢化率【こうれいかりつ】

総人口に占める65歳以上人口の割合を百分率で表示した数値。

■ 小型家電リサイクル法【こがたかでんりさいくるほう】

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成25年4月1日施行）。小型家電（携帯電話、デジタルカメラなど）は、金や銅など有用金属が多く含まれる一方で、鉛などの有害な金属や希少なレアメタルも含まれていることから、使用済み小型家電の回収・リサイクルを推進する。

か行（続き）

■ 子育て支援センター【こそだてしえんせんたー】

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や、育児不安等についての相談・指導、子育てに関する情報の提供等、子育てに悩みや不安をもつ親たちに対して育児支援を行う施設。

■ 個別計画【こべつけいかく】

分野別の行政課題に対応していくための計画や、法令などによって策定が義務付けられていたり、策定努力が求められている計画。

■ コミュニティバス【こみゆにていばす】

地域住民の移動手段を確保するために、従来の路線バスによるサービスを補う公共交通サービスを提供するために運行されるバス。

さ行

■ 再生可能エネルギー【さいせいかのうえねるぎー】

エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものであり、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。

■ 在宅医療【ざいたくいりょう】

できる限り住み慣れた家庭等で療養することができるよう在宅で行う医療のこと。

■ 在宅医療連携拠点【ざいたくいりょうれんけいきよてん】

地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネジャーなどの多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、在宅医療を提供する機関等のこと。

■ サロン活動【さろんかつどう】

高齢者や障がい児・者、子育て中の人などが、地域でのつながりを深め、助け合いの土壌を育む交流の場。

■ 支援教育【しえんきょういく】

特別支援教育は、障がい児教育の新しい呼称。2001年（平成13年）の春から文部科学省は、旧来の特殊教育という言い方に代わって、この呼称を使用している。神奈川県では障がいのある子どもの他に通常級に在籍している発達障がいの子どもや不登校の児童生徒なども含め、教育的ニーズを持つものとして、広く「支援教育」と呼んでいる。

さ 行 (続き)

- **支援教育推進巡回指導員【しえんきょういくすいしんじゅんかいしどういん】**
市立小・中学校に支援教育推進のために派遣している指導員。支援を必要とする子どもたちが学級集団の中で困らないよう、個に応じたアドバイスを行っている。また、巡回指導員が直接、学級でグループワーク等を行い、子ども同士の望ましい関係づくりをレクチャーしたり、教職員に対しては、支援教室の運営方法や教材についてアドバイスを行ったりする。
- **支援シート【しえんシート】**
神奈川県において、「個別の支援計画」または「個別の教育支援計画」を作成するときの書式の呼称。支援シートは、教育的ニーズのある児童生徒に関して、次の進路先(就学先、進学先等)に伝え、進路先の指導や支援に生かすことを目的として神奈川県教育委員会発行のパンフレットに沿って作成する。主な事項は、「これまでの取り組み」や「取り組みの評価」等で、保護者・担任等とともに記載してく。
- **市街化区域【しがいかくいき】**
すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
- **市街化調整区域【しがいかちょうせいくいき】**
市街化を抑制すべき区域。
- **自主防災組織【じしゅぼうさいそしき】**
災害対策基本法第 5 条第 2 項に規定する地域住民による任意の防災組織。主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。
- **(逗子市)自然の回廊【(ずし)しぜんのかいろう】**
豊かな自然と様々な文化に触れられる場所を繋ぎ合わせ、回遊性を持たせた道。
- **指定管理者制度【していかんりしゃせいど】**
公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。
- **シティプロモーション【していぷろもーしょん】**
地域を持続的に発展させるために、その魅力を発掘し、内外に効果的に訴求していくこと。
- **市民活動支援補助金【しみんかつどうしえんほじょきん】**
市民活動を行う団体の公益的な活動に対し、団体を育てていくとともに、様々な地域課題の解決を図ることを目的に交付する補助金。ステップ 1(市民活動を立ち上げ、または市民活動を軌道に乗せるために要する初期的経費を対象)とステップ 2(団体等の活動を更に発展させるために必要な経費とし、事業実施に必要な経費の2分の1以内の額を対象)の二種類があり、公開プレゼンテーションと審査委員会による審査により交付を決定する。

さ 行（続き）

■ 市民参加【しみんさんか】

市が意思決定をする過程において市民が意見を述べ、または提案することにより行政活動に参加し、市政を推進すること。

■ 市民主権【しみんしゅけん】

市民は、日本国憲法第92条にいう「地方自治の本旨」に則り、市政の主権者であって、逗子のまちづくりの中核となる主体とする考え。

■ 社会教育【しゃかいきょういく】

学校教育法 に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

■ 社会参加・市民活動ポイントシステム【しゃかいさんか・しみんかつどうぼいんとしすてむ】

市民活動やボランティア活動への参加意欲を高め、これまで活動に縁遠かった人をはじめとして、より多くの市民が参加するきっかけづくりに役立たせることを目的に、ポイント交付対象活動の参加者やボランティアスタッフに1枚100円相当のポイント券を発行するシステム。ポイント券の名称は、Zen（ぜん）。

■ 社会保障・税番号制度【しゃかいほしょう・ぜいばんごうせいど】

複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障及び税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）のこと。

■ 住民自治協議会【じゅうみんじちきょうぎかい】

地域の課題を地域で解決し、地域の個性と実情に応じた地域づくりをするために、小学校区を1つの単位として、地域住民、地域の自治会・町内会などの地縁団体、地域で活動する各種団体などが連携して組織する地域自治組織。

■ 住民自治協議会連絡会【じゅうみんじちきょうぎかいいんらくかい】

住民自治協議会相互の連携等を図り、その運営の活性化と地域自治システム（別項参照）の発展に資するため、住民自治協議会の代表者等をメンバーとする連絡会。

■ 循環型社会【じゅんかんがたしゃかい】

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

■ 準防火地域【じゅんぼうかちいき】

都市計画法において「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」として、また、建築基準法および同法施行令において具体的な規制が定められた地域のこと。

さ 行 (続き)

- **準用河川【じゅんようかせん】**
 一級河川・二級河川以外の河川で、市町村が指定したもの。二級河川に関する規定が準用される。
- **小1プロブレム【しょういちぷろぶれむ】**
 小学校に入学したばかりの児童が落ち着いて教師の話听不懂、友達と騒いだり教室を歩き回るなどして授業が成立しない状態。
- **浄化センター【じょうかせんたー】**
 市内で収集したし尿及び浄化槽汚泥の来雑物等の除去を行った後、希釈処理をする施設。
- **生涯学習【しょうがいがくしゅう】**
 一人ひとりが健康で豊かな生活を営むことや、仕事に役立つ知識や技術を身に付けたり、生きがいのある充実した人生にするため、自分の意思に基づき、必要に応じて自分に適した手段や方法を選んで生涯を通じて行う学習活動。
- **小規模多機能型居宅介護【しょうきぼたきのうがたきよたくかいご】**
 要介護認定者の様態や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスで、1事業所あたりの登録が25人以下の小規模で行われるもの。
- **小規模保育【しょうきぼほいく】**
 子ども・子育て支援法に基づき、0歳～2歳の少人数(6人～19人)に、地域の実情に応じて柔軟に、多様なスペースを活用して質の高い保育を行うもの。
- **情報セキュリティ【じょうほうせきゅりてい】**
 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること。機密性とは、情報にアクセスすることが認められた者だけがアクセスできることを確実にすることをいい、完全性とは、情報及び処理の方法が正確であること及び完全であることを保護することをいい、可用性とは、アクセスの権限のある者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすることをいう。
- **情報セキュリティポリシー【じょうほうせきゅりていぽりしー】**
 組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的・かつ具体的にとりまとめたもの。情報セキュリティ対策に対する根本的な考え方を表す「情報セキュリティ基本方針」と、基本方針に基づき情報セキュリティ対策を実施するにあたっての遵守すべき事項及び判断等の統一的な基準として定めた「情報セキュリティ対策基準」で構成される。

さ 行 (続き)

■ 情報モラル(教育)【じょうほうもらる(きょういく)】

学習指導要領において「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と定め、各教科の指導の中で身につけさせることとしている。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどの内容となっている。

■ 情報リテラシー【じょうほうりてらシー】

情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。「リテラシー (literacy) とは、本来は、文字の読み書き能力を意味し、これを情報一般に当てはめて情報リテラシーと呼んでいる。情報は様々な形式で表されるため、情報リテラシーは、これまでの文字に代表される印刷物以外のメディアについても広く対象とされるようになってきている。現在では、コンピュータ(モバイルフォンやネットワーク全般を含む。)の普及から、特にこれらを扱う能力を指すようになってきている。

■ 人権擁護委員【じんけんようごいいん】

人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間ボランティア。法務大臣から委嘱され、市町村に配置されて、人権擁護活動を行う。

■ (雨水)浸透ます【(うすい)しんとうます】

住宅地などに降った雨水を地面へと浸透させることのできる設備。ますの底は砂利など水が土に浸透しやすい状態になっていて、地表に降り注いだ雨水をますの中で一時的に貯蓄させ、徐々に地中へと浸透させていく。

■ 信頼に基づいた指導推進担当者【しんらいにもとづいたしどうすいしんたんとうしゃ】

児童・生徒・保護者の信頼に基づき、児童・生徒のよさを認める指導に取り組み、児童・生徒が安心して学習に打ち込め、学校生活を送ることができるよう、指導方法の工夫・改善していくために各校に1名位置づけられた教員。

■ スクールカウンセラー【すくーるかうんせらー】

学校に配置されたカウンセラーのこと。神奈川県では、いじめや不登校などの様々な課題解決を図るために心の専門家であるスクールカウンセラーを各中学校に配置し、そこを拠点に学区の小学校にも派遣している。児童・生徒や保護者、教職員の悩み等に対して専門的な知識や経験に基づいて相談に応じている。勤務は週1日7時間の勤務。また、逗子市内では市費でスクールカウンセラーを雇い、小学校を中心に巡回して相談にあたっている。

■ ずし楽習塾【ずしがくしゅうじゅく】

市民主導の生涯学習を推進するため、市民自身がつくる「教える場」、「学ぶ場」、「ふれあう場」を通じて、市民が市と協働し、主体的、継続的に学習活動を行うことを目的とした事業。

さ 行（続き）

- **ずし子育てわくわくメール【ずしこそだてわくわくめーる】**
 市民が電子メールを利用して登録したパソコンや携帯電話のメールアドレスに市からの情報を届けるメールマガジンの一つ。子育て中の市民に向け、講座やイベント情報の告知、健診の日程、施設の利用案内などの情報を配信する。
- **逗子市まちづくり基本計画【ずしまちづくりきほんけいかく】**
 約 130 名の公募市民からなる逗子市まちづくり基本計画市民会議の作成した素案をもとに提案され、逗子市議会の審査・議決を経て平成 19 年 12 月に策定された計画。
- **ずし平和デー【ずしへいわデー】**
 戦争の悲惨さや平和の大切さ、いのちの尊さを、子どもたちに伝えていくためのイベントで、非核平和などの活動をしている市民団体が企画を持ち寄り、映画会・コンサートなどを市と共催で開催するもの。
- **スポーツ都市宣言【すぽーつとしせんげん】**
 青い海と豊かな緑に恵まれた美しい郷土にあって、生涯を通してスポーツを愛し、スポーツに親しむことにより、健康な心とからだをつくり、明るく活力に満ちた、創造力あふれる逗子市を築くことを目的に、昭和 59 年5月に告示された宣言。
- **スマートエネルギー設備【すまーとえねるぎーせつび】**
 エネルギーの発電、充電、消費を効率よく行い、環境負荷の少ない暮らしを支援する設備等のこと。具体的には、太陽光発電、エネファーム等の発電設備、リチウムイオン蓄電池等の充電設備、HEMS 等のエネルギー使用統括設備等が挙げられる。
- **生活習慣病【せいかつしゅうかんびょう】**
 従来用いられていた「成人病」対策が、二次予防(病気の早期発見・早期治療)に重点をおいていたのに加えて、生活習慣の改善を中心にした一次予防(健康増進・発病予防)に重点を置いた対策を推進するために新たに導入された新しい考え方。食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、発症・進行に関係する疾患群で、高血圧、糖尿病、脂質異常症などがある。
- **世界遺産登録【せかいいさんとうろく】**
 世界遺産とは、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づいて、人類が共有すべき普遍的な価値をもつ遺跡や文化財、景観、自然をリストアップし登録したもの。文化遺産(歴史上、芸術上、研究上重要な建造物・記念碑・遺跡)、自然遺産(保存上、鑑賞上、研究上重要な自然景観や生物棲息地)、及び両方の定義を満たす複合遺産の3種類がある。神奈川県・横浜市・鎌倉市とともに登録を進めている「鎌倉」では、逗子市域にかけて広がる名越切通や和賀江嶋もその遺産の一部を構成している。

さ行（続き）

■ ゼロ・ウェイスト社会【ゼロ・うえいすとしゃかい】

徹底したごみの減量化、資源化をめざすとともに、ごみの発生そのものを抑制して持続ある社会を実現しようとする考え方。

■ 線引き【せんびき】

計画的な市街化を図るため、都市計画区域で市街化区域と市街化調整区域を区分すること。

■ 総合型地域スポーツクラブ【そうごうがたちいきすぽーつくらぶ】

地域住民個人々のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブであり、以下のような特徴がある。

1. 単一のスポーツ種目だけでなく、複数の種目が用意されている。
2. 障がいのある人を含み子どもからお年寄りまで、また、初心者からトップレベルの競技者まで、そして、楽しみ志向の人から競技志向の人まで、地域住民の皆さんの誰もが集い、それぞれが年齢、興味・関心、体力、技術・技能レベルなどに応じて活動できる。
3. 活動拠点となるスポーツ施設を持ち、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。
4. 質の高い指導者がいて、個々のスポーツニーズに応じた指導が行われる。
5. スポーツ活動だけでなく、できれば文化的活動も準備されている。

た行

■ 体験学習施設「スマイル」【たいけんがくしゅうせつ「すまいる」】

平成 26 年4月に第一運動公園内に開所した施設で、小さい子どもと保護者が憩う場所、中学・高校生の居場所、生涯学習からスポーツまでいろいろな活動をする場所、様々な世代が交流する場所、いざという時の防災拠点などの機能を兼ね備えたもの。スマイルは愛称。

■ 耐震シェルター【たいしんしえるたー】

住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間（シェルター）を作り、安全を確保するもの。主な種類には、一部屋型とベッド型がある。

■ 男女共同参画社会【だんじょきょうどうさんかくしゃかい】

女性も男性も、個性や能力を発揮し、自分らしく生きることのできる社会のこと。

■ 地域安心安全情報共有システム【ちいきあんしんあんぜんじょうほうきょうゆうしずむ】

防災（防災行政無線情報等）、防犯、生活情報に関する情報を直接市役所から携帯電話やパソコンにメール配信するシステム。配信内容は、市ホームページでも閲覧可能。

た 行 (続き)

- **地域コーディネーター【ちいきこーでいねーたー】**
 学校支援地域本部において、学校支援ボランティアに実際に活動を行ってもらうなど、学校とボランティア、あるいはボランティア間の連絡調整などを行い、学校支援地域本部の実質的な運営を担う者。
- **地域自治システム【ちいきじちしすてむ】**
 住民自治協議会(別項参照)が地域の課題を自主的、相互扶助的に解決できるようにすることを目的とした市と住民自治協議会との役割分担及び協働の仕組み。
- **地域自治システム推進会議【ちいきじちしすてむすいしんかいぎ】**
 地域自治システム(別項参照)を発展させるため、方針の決定や制度の見直しなどを行うことを目的とし、統括者である市長が開催する会議のこと。
- **地域制緑地【ちいきせいりよくち】**
 「逗子市緑の基本計画」において、緑地のうち、法的に何らかの担保策が図られ、今後永続的に保全されることが見込まれる緑地のこと。
- **地域担当職員【ちいきたんとうしょくいん】**
 地域自治システム(別項参照)において、市が住民自治協議会(別項参照)に対して行う人的な支援として、小学校区ごとに配置する職員。住民自治協議会の設立や円滑な運営、地域課題の解決に係る情報提供や助言などを行う。
- **地域づくり交付金【ちいきづくりこうふきん】**
 住民自治協議会(別項参照)が地域課題の解決及び地域の個性や実情に応じた地域づくりを円滑に行うことができるよう、市が財政的な支援として交付する交付金。
- **地域包括ケアシステム【ちいきほうかつけあしすてむ】**
 高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み。
- **地域包括支援センター【ちいきほうかつしえんせんたー】**
 介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、市内には2箇所設置している。
- **地域防犯連絡所連絡協議会【ちいきぼうはんれんらくじょれんらくきょうぎかい】**
 警察と地域との連絡員である防犯連絡員約 100 名で構成し、自主防犯活動の推進を図り、犯罪のない安全安心なまちづくりを推進する。連絡員は、逗子警察署長と防犯協会会長が連名で委嘱する。

た 行 (続き)

■ 地区まちづくり協議会【ちくまちづくりきょうぎかい】、地区まちづくり計画【ちくまちづくりけいかく】

逗子市まちづくり条例第 10 条に定める団体。まちづくり条例の基本原則に基づきまちづくりを推進するため、一定の地区に限定したまちづくりの計画(「地区まちづくり計画」という。)を策定しようとする団体で市長が認めた協議会をいう。

■ 地籍調査【ちせきちょうさ】

一筆(土地登記簿上の一区画のこと)ごとの土地について、所有者、地番、地目を調査するとともに、土地の境界(筆界)と面積(地積)を測量するもの。

■ 中1ギャップ【ちゅういちぎゃっぷ】

小学生から中学 1 年生になったとたん、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増するという現象。

■ 通所介護【つうしょかいご】

デイサービスセンターなどに日帰りを通い、食事、入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーション面での支援などが受けられる事業。

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護【ていきじゅんかい・ずいじたいおうがたほうもんかいごかんご】

居宅の要介護者が定期的な巡回介護、または随時通報によりそのものの居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を受けることのできるサービス。

■ 低炭素社会【ていたんそしゃかい】

究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる(カーボン・ニュートラル)社会をめざすという考え方。

■ 特定健康診査【とくていけんこうしんさ】、特定健診【とくていけんしん】

2008 年度(平成 20 年度)から各保険者が 40 歳から 74 歳までの加入者に対し実施することが義務付けられるメタボリックシンドロームの予防と解消を目的とした健診をいう。

■ 特定健康診査等実施計画【とくていけんこうしんさとうじっしけいかく】

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、特定健康診査等基本指針に則して、2008 年度(平成 20 年度)から 5 年間で 1 期として定める計画のこと。計画策定は各保険者に義務付けられ、特定健康診査等の具体的な実施方法・目標等を定めることとされている。

た行（続き）

■ 特定小規模景観形成行為【とくていしょうきぼけいかんけいせいこうい】

「逗子市景観計画」に定める「逗子駅周辺地区」の区域内の商業地域及び近隣商業地域における次の行為（一定規模以上の開発行為等を除く）

- ① 建築物の新築、増築、改築又は移転であつて、建築基準法第6条の確認の申請が必要なもの。
 - ② 工作物の新築、増築、改築又は移転であつて、建築基準法第6条の確認の申請が必要なもの。
- または、「逗子市景観計画」に定める「逗子駅周辺地区」及び「東逗子駅周辺地区」の区域内における次の行為

○ 屋外広告物の設置、修繕、模様替え又は色彩の変更でその見付け面積が2㎡以上のもの。

■ 特定保健指導【とくていほけんしどう】

特定健康診査の結果、健康の保持に努める必要があるとされた方に対し、専門的知識・技術を持つ者が行う保健指導を指し、保険者に実施が義務付けられている。指導形態には、生活習慣病を発症する可能性の程度により、積極的支援と動機付け支援がある。

■ 特別緑地保全地区【とくべつりょくちほぜんちく】

都市計画区域内の緑地のうち、風致または景観が優れている等、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県知事（二以上の市町村の区域にわたる面積10ha以上のもの）または市町村が都市計画に定める地域地区。

■ 特別養護老人ホーム【とくべつようごろうじんほーむ】

老人福祉法に規定する老人福祉施設の種類。おおむね65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時介護を必要とし、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させて、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の世話などを行うことを目的とする施設。介護保険では介護老人福祉施設として位置付けられ、要介護の認定を受けた者で施設入所を希望する者について契約による入所を行っている。

■ 都市計画マスタープラン【としけいかくますたーぷらん】

長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明らかにするプラン。

■ 都市公園【としこうえん】

地方自治体が都市計画区域内に設置する都市公園法に定められる公園または緑地。

■ ドッグラン【どっぐらん】

飼い犬を自由に運動させられる、専用の広場。

■ ドメスティック・バイオレンス(DV)【どめすていっく・ばいおれんす(でいーぶい)】

夫婦や同棲相手、恋人同士など親密な関係にある者の間に起こる身体的・精神的・性的等の暴力行為。

た行（続き）

■ トリエンナーレ【とりえんなーれ】

イタリア語(Triennale)で「3年に一度」の意味。3年に一度イベント等を行うことをいう。

な行

■ 長柄桜山古墳群【ながえさくらやまこふんぐん】

逗子市と葉山町の境、桜山7・8丁目地内にある4世紀後半頃に造られた2基の大型前方後円墳。1999年(平成11年)発見。双方とも長さは90メートル程で、県内最大級。埴輪の出土のほか、2号墳は葺石で覆われ、関東地方の同時期のものとしては貴重な古墳群。2002年(平成14年)国史跡に指定。

■ 名越切通【なごえきりどおし】

鎌倉と三浦半島方面とを結ぶ交通路。鎌倉七口のひとつで、鎌倉時代に尾根を掘り割って造られたとされる。小坪7丁目、久木9丁目に所在。周辺には人工的な平場や切岸、やぐらなどが多く、鎌倉周縁部の歴史的景観を良く残している。1966年(昭和41年)、国史跡に指定。

■ 生ごみ処理容器【なまごみしりようき】

生ごみを減量化又は堆肥化させるもので、コンポスター容器や電動処理機等の種類がある。

■ 二級河川【にきゅうかせん】

災害の防止、機能維持、環境保全など総合的に管理することを目的とした河川法に規定する一級河川以外の水系で、都道府県知事が指定したものをいう。

■ 認定こども園【にんていこどもえん】

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に提供し、地域における子育て支援も行う施設。

■ ノーマライゼーション【のーまらいぜーしょん】

障がいのある人や高齢者も、地域でごく普通の生活を営むことができ、差別されない社会をつくるという理念。また、障がいのある人の自己決定を最大限に尊重し、障がいのために必要とする「特別なサービスを受ける権利」を持つことも同時に主張する思想。国連の障害者の権利宣言やそのほかの障がい者福祉・教育の基本理念として世界的に認知され、その実現がめざされている。

■ ノンステップバス【のんすてっぷばす】

利用者の乗降をより容易にするため、床面地上高を35センチメートル程度(通常は90センチメートル程度)まで引き下げることにより、ステップ(階段)を解消したバス。

は行

- **バリアフリー【ばりあふりー】**
 年齢や能力に関わりなく、自由に活動し快適に暮らしていくために、物理的、制度的、精神的な障壁、障害、不便(バリア)を取り除いて(フリー)いこうとする考え方。
- **ピースメッセンジャー【ピーすめっせんじゃー】**
 次代を担う若い世代に核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、そして平和の尊さについて考え、学び伝えていくために、世界で初めて原爆が落とされた広島と長崎に、交互に派遣する「平和の使者」。参加対象は市内在住の中学2年生。
- **避難行動要支援者【ひなんこうどうようしえんしゃ】**
 ひとり暮らし高齢者や障がい者など、災害時に自分自身を守るための情報収集や自力避難が容易でないなどにより、災害時の一連の行動に対して支援を必要とする人々。
- **(ずし)ファミリー・サポート・センター【(ずし)ふぁみりー・さぽーと・センター】**
 小さな子どもを持つ保護者が安心して子育てできるように、子どもの預かりについて地域の人たちが互いに助け合っていくための会員制の相互援助活動を行うもの。育児の援助を受けた会員を「依頼会員」、育児の援助を行いたい会員を「支援会員」という。
- **風致【ふうち】**
 都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観。
- **ふれあい活動【ふれあいかつどう】**
 家庭や地域で抱えている問題の解決を手助けするために、地域の人たちが知恵を出し合い、交流すること。
- **ふれあい活動圏【ふれあいかつどうけん】**
 日常生活圏域を指し、互いに顔が見え、交流ができ、歩いていける半径 300m程度の範囲を想定している。
- **ふれあいスクール【ふれあいすくーる】**
 小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子どもの遊びの場を提供するもの。異年齢交流などを通じ、子どもたちの創造性、社会性を養い、児童の健全な育成を図ることを目的に市が全小学校に設置している。
- **プロムナード【ぷろむなード】**
 フランス語の promenade が語源。散歩道や遊歩道のこと。
- **ポータルサイト【ぽーたるさいと】**
 インターネットを利用する際、まず最初に閲覧されるような利便性の高いウェブ・サイトの総称。ポータル(portal)は、玄関、入口の意味。

は行（続き）

■ 放課後児童クラブ【ほうかごじどうくらぶ】

保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る施設。

■ 防犯アドバイザー【ぼうはんあどばいざー】

生活安全課に所属する非常勤特別職。警察官として勤務経験がある者から市長が任命し、地域住民による地域安全活動に関する助言等を行うほか、暴力団排除にかかる業務や行政暴力への対応、警察との連絡調整など、防犯活動全般に携わる。

■ 訪問介護【ほうもんかいご】

ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や、炊事、掃除、洗濯などの生活援助を行う事業。

■ ポケット・パーク【ぽけっと・ぱーく】

道路の余地に植栽や修景施設などとベンチ等の休憩施設を造り、道路に潤いを与えるようにするもの。

■ ほっとスペース【ほっとすぺーす】

市立小学校の多目的教室等や親子遊びの場などを利用し、乳幼児が安心して遊べる場の提供、参加しやすいイベント等を行う子育て支援の場をいう。

■ ボランティアセンター【ぼらんていあせんたー】

ボランティア活動を行いたい人とボランティアの応援を受けたい人の情報収集、コーディネート事務等を行うところ。本市では、逗子市社会福祉協議会がボランティアセンターを設置している。

ま行

■ 埋蔵文化財包蔵地【まいぞうぶんかざい】

埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財で、貝塚・古墳・都城跡・旧宅その他の遺跡を指す。

■ （仮称）マイ・ポータル【まい・ぽーたる】

マイ・ポータル（情報提供等記録開示システム）とは社会保障・税番号制度運用開始以降に国民一人ひとりに提供される専用のポータルサイトのこと。行政機関が個人番号が付いた個人情報やり取りした際の記録をマイ・ポータルで確認できるほか、例えば子育て世帯に予防接種や健診の情報が配信されるなど、自分に関係する重要・便利な情報等をマイ・ポータルで確認できるようになることなどが想定される。

ま行（続き）

- **まちかどベンチ【まちかどべんち】**
市内道路において、高齢者や障がいのある人などの移動に配慮するなど、ひと休みできるよう通行に支障ないところにベンチを設置するもの。
- **まちづくりトーク【まちづくりとーく】**
市長と市民が設定したテーマについて直接話し合う場を設けるもの。テーマは課題解決をめざすものを中心に、本市の課題を設定する。
- **民生委員・児童委員【みんせいいいん・じどういいん】**
民生委員法、児童福祉法によって設置された、地域住民を支援するボランティア。
- **メタボリック・シンドローム【めたぼりっく・しんどろーむ】**
内臓脂肪症候群のこと。内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せもった状態をいう。
- **モニタリング【もにたりんぐ】**
指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則及び協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認すること。また、安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるか監視（測定・評価）し、確認内容等の公表を行うとともに、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行う一連の仕組みのこと。

や行

- **ユニバーサルデザイン【ゆにばーさるでざいん】**
すでにあるバリア（障壁、障害、不便）を取り除くというバリアフリーの考え方をさらに進めて、はじめから年齢や能力に関わりなく、すべての人に快適な環境空間づくりを行っていこうとする考え方。
- **要介護認定【ようかいごにんてい】、要支援認定【ようしえんにんてい】、要介護認定者【ようかいごにんていしゃ】、要支援認定者【ようしえんにんていしゃ】**
介護保険を利用する際に、認定調査、介護認定審査会による審査等により、どれくらい介護サービスが必要かを判断する。その結果、要介護1～5の認定を受けた場合は「要介護認定者」となり、要支援1～2の認定を受けた場合は「要支援認定者」となる。
- **養浜【ようひん】**
波の侵食等により砂の量が減った砂浜に人工的に砂を供給して砂浜の安定化を図ること。

ら行

■ ライフステージ【らいふすてーじ】

人間の一生を発達段階ごとに分けた「幼年期」「青年期」「壮年期」「老年期」などの段階のこと。

■ 療育【りょういく】

障がいのある子どもや心身の発達に心配がある子どもを対象に、人とかかわる力や考える力、社会に適応する力、生活能力の向上に向けて集団や個別、その他必要な支援を行うもの。

■ 緑地【りょくち】

都市緑地法では、樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくはその状況がこれらに類する土地が、単独でもしくは一体となって、またはこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものを緑地としている。

■ 緑被率【りょくひりつ】

樹林地や草などの緑で覆われた部分及び農地、水面（緑被地という。）が、地区内に占める面積割合をいう。（緑被地には裸地を入れる場合もある）

■ リハビリテーション【りはびりてーしょん】

障がいのある人や高齢者などに対して、生活の質を高めることをめざし、医学的訓練のほか、障がいのある人の社会的な自立と参加のために行う総合的な援助。

■ 歴史的風土特別保存地区【れきしてきふうどとくべつほぞんちく】

歴史的風土保存区域内において、歴史的風土の保存上特に重要な部分を構成している地域のこと、都市計画決定により地区が定められる。

■ 歴史的風土保存区域【れきしてきふうどほぞんくいき】

いわゆる「古都保存法」により保存の対象とされる区域のこと。歴史上重要な建造物、遺跡など、これと一体で古都の美を構成している丘陵、山林、緑地などの自然的環境を有する土地の区域を国土交通大臣が指定する。

わ行

■ ワークショップ【わーくしょっぷ】

様々な人々が参加し、各種の共同作業を通じて計画づくり等を進めていく手法。

10 リーディング事業とSDGs17の目標対応表 ※2020年(令和2年)3月変更

事業名	1 平和と正義	2 気候変動	3 健康と福祉	4 質の高い教育	5 ジェンダー平等	6 きれいな水	7 再生可能エネルギー	8 豊かになり続ける	9 産業と雇用	10 人や国ごとの格差をなくす	11 住み続けられるまちづくり	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動と環境	14 海の豊かさ	15 陸の豊かさ	16 平和と正義	17 パートナーシップ
地域福祉推進事業										●							
健康づくり推進事業(元高齢者を増やそうプロジェクト)			●														
地域医療充実事業									●								
総合的病院誘致事業									●								
地域包括ケアシステム推進事業			●														
介護予防・日常生活支援総合事業(元高齢者を増やそうプロジェクト)			●														
療育推進事業				●						●							
民間障がい者福祉施設整備等促進事業									●	●							
子育てネットワーク構築事業											●				●		
体験学習施設講座等事業										●							
共有ネットワーク構築事業				●						●							
文化振興事業(返子アートフェスティバルの充実)																	
スポーツ推進事業(返子市スポーツの祭典)																	
教員の授業力・学級経営力・児童生徒指導力向上重点事業				●													
各種講座事業				●						●							
自然の回廊プロジェクト推進事業																	
特別緑地保全地区指定事業														●			
池子の森自然公園整備事業														●			
生ごみ減量化・資源化事業													●				
一般廃棄物処理施設整備事業															●		
スマートエネルギー普及促進事業																	●
景観のまちづくり推進事業																	

第4編 資料編 10 リーディング事業とSDGs17の目標対応表

事業名	1 貧乏をなくす	2 質の高い雇用を創出する	3 気候変動に脅かされる生態系を保護する	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等をすすめる	6 安全な水とトイレを世界中に	7 再生可能エネルギーを普及させる	8 働きがい、経済成長、雇用を創出する	9 産業とインフラの基盤を構築する	10 人や国ごとの格差をなくす	11 住み続けられるまちづくりを	12 つぶやみ、持続可能な消費と生産を実現する	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正な世界を創出する	17 パートナーシップで目標を達成しよう
土地利用方針の調査検討									●								
計画的なまちづくり推進事業																	
空き家解消事業																	
避難行動要支援者支援事業									●								
防犯対策事業																	
避難施設整備事業												●					
歩行者と自転車優先するまち推進事業									●								
JR東逗子駅前用地活用事業									●								
市営住宅整備事業																	
逗子海岸保全活用事業											●						
商工業振興事業								●									
小坪海浜地域活性化事業													●				
(仮称)自治基本条例検討事業											●				●		
地域自治システム推進事業											●				●		
市民協働推進事業((仮称)市民協働推進条例の制定)																	
男女共同参画プラン推進事業((仮称)ずし男女共同参画推進条例の制定)			●		●					●							
情報化推進事業																	
国際交流推進事業				●						●							●
非核平和推進事業				●													

逗子市総合計画

(基本構想・実施計画)

発行日 | 2015年(平成27年)3月

2019年(令和元年)6月 変更

2020年(令和2年)3月 変更

発行 | 逗子市(経営企画部企画課編集)

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号

TEL 046-873-1111(代表)

FAX 046-873-4520

E-mail kikaku@city.zushi.lg.jp
